

第4次厚真町総合計画改訂版

あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま



第4次厚真町総合計画改訂版



ごあいさつ



厚真町長 宮坂 尚市朗

厚真町では、平成28年に策定した「第4次厚真町総合計画」において、まちの地勢的・文化的な背景をもつ「大いなる田園のまち」を普遍的テーマとしながらも、時代の要請である全ての分野におけるネットワーク化・連携を意識した「あつまる・つながる・まとまる『大いなる田園のまち』あつま」をめざすべき将来像として、人口減少に端を発する諸課題に対して、持続する地域社会と地方創生の実現を目指してまいりました。

その結果、町の人口推移は5年連続の社会増を達成し、平成30年にはいよいよ人口増加の局面を迎えていました。「平成30年北海道胆振東部地震」が発生する直前の厚真町の情勢ですが、奇しくも同年春には北海道による厚幌ダムの試験湛水並びに国営かんがい排水事業の導水管通水試験が実施され、6月には厚真町統合簡易水道事業の竣工式が行われるなど、町民の長年の悲願が達成しつつありました。歴史的好事が続いていた同年の9月に発生した北海道で初めての震度7を記録した大地震は、本町を含む胆振東部3町に未曾有の被害をもたらし、多数の犠牲者を伴いながら、美しい厚真の風景を一変させ、すべての町民に深い悲しみを残しました。

震災間もない同年晩秋には当時の両陛下より直接お見舞いのお言葉を賜わるとともに、全国から寄せられたご支援や関係機関のご尽力に応じて、町民一致協力のもと困難な復旧・復興への道のりを歩みはじめ、既に2年9か月が過ぎようとしています。森林の再生や被災者の心の傷を癒すには、まだまだ時間と支援が必要ですが、令和2年早春より世界を覆う新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本においても開催間近の東京オリンピック・パラリンピックをはじめ医療・経済などを取り巻く社会不安を増長さ

せています。いわゆるコロナ禍は日常を取り戻すことを喫緊の課題とする厚真町民の暮らしを更に困難なものとするのではないかと危惧しています。

北海道胆振東部地震などの度重なる自然災害と感染症パンデミック、少子高齢化が進行する時代背景や温暖化が進む地球環境、また目覚ましい技術革新をも踏まえつつ策定した「第4次厚真町総合計画改訂版」は、既存の基本構想を踏襲しつつも、第一に最優先課題である震災からの復旧・復興をめざす「復旧・復興計画」、第二に持続的発展を目標とする「第2期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、第三に頻発する自然災害へ備えた防災・減災の取り組みを示す「強靱化計画」という3つの計画を総合計画の内包計画として一体的に作成しました。

胆振東部地震からの復旧・復興を一丁目一番地として、地方創生の推進、ポストコロナ社会の変容への対応、SDGs(持続可能な開発目標)理念の具現化、情報通信技術革命・Society5.0への適応、支えあい協働するコミュニティの再生など、山積する課題の解決に向けて各種施策や事業を効果的かつ重層的に展開することで、しなやかで持続的発展が可能なまちづくりをめざしてまいります。

胆振東部地震、新型コロナウイルス感染症と続いた災禍をともに乗り越え、厚真町の新たな時代を切り拓いていけるよう、町民の皆さんはじめ、関係機関の一層のご理解ご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さん、まちづくり委員会、町議会、関係機関に対しまして、心よりお礼申し上げます。

目次

I はじめに	1
II 序論	5
第1章 計画の改訂にあたって	6
第2章 計画の構成と期間	6
第3章 計画の進行管理	8
第4章 改訂における主要な視点	9
III 基本構想	11
第1章 町の将来像	12
第2章 基本目標	13
第3章 定住目標	14
第4章 施策の大綱	16
第5章 あつまプロジェクト	26
第6章 土地利用の基本方針	28
IV 基本計画	31
基本目標1 人が輝くあつま	34
基本目標2 健やかで安心なあつま	48
基本目標3 みのり豊かなあつま	54
基本目標4 快適に暮らせるあつま	66
基本目標5 みんなで支えるあつま	80

目次

V 復旧・復興計画 第3期	87
第1章 計画の趣旨	89
第2章 復興ビジョン	90
第3章 取り組みの進ちよく状況	92
第4章 基本方針と施策の体系	94
第5章 分野別計画	96
VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略	115
第1章 基本的な考え方	116
第2章 長期ビジョン	117
第3章 総合戦略	136
VII 強靱化計画	149
第1章 計画の趣旨	150
第2章 計画の位置付け	150
第3章 厚真町強靱化の基本的な考え方	151
第4章 脆弱性評価および強靱化のための施策プログラム	153
VIII 地域別土地利用計画	163
IX 進行管理	169
参考資料	171

I

はじめに



I はじめに

昭和 45 年に厚真町民憲章を制定してから、半世紀を迎えました。

終戦からわずか 25 年、ようやく町民の生活が安定してきたこのとき、町制施行 10 周年を機に定められた町民憲章には、時代が変わっても一向に色あせない、普遍的な精神が込められています。

厚真を舞台とした旧石器時代からの悠久の営み。明治 3 年に始まる近代開拓。明治 30 年に厚真村が苫小牧外六カ村戸長役場から分離独立したことによる自治機能の誕生。農林水産業、鉱業の隆盛。二度の大戦と戦後の高度成長。

厚真町民憲章は、こうした先人の経験を背景に、以下の表現で記されています。

厚真町民憲章

わたくしたちは、勇払原野の風雪に耐え、たくましい精神と遠大な理想をもって、平和と繁栄の道を歩み続ける厚真の町民です。

ここに、わたくしたちの心構えを定めて、誇り高い町づくりに努めます。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

自然を愛し、きまりを守り、うるわしい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

若人の未来に夢と希望の持てる、明るい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

豊かな資源を生かし、産業のさかんな町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

じょうぶなからだで和を保ち、楽しい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

先人の心を心とし、永久に栄える町をつくりましょう。

(町制施行十周年にあたり昭和 45 年 9 月 1 日制定)

厚真町を臨海工業都市の一角として描いた苫小牧東部開発が閣議決定されたのは、町民憲章制定と同じ、昭和 45 年です。

昭和 50 年代以降、町には、北海道一の火力発電所や石油備蓄基地、良好な環境の定住住宅などが整備されましたが、国家プロジェクトそのものが縮小される中、町は、工業都市ではなく、農業を基幹産業としてわが国の食料供給基地の一翼を担ってきました。

こうした歴史をふまえ、町民憲章と先人の想いを尊重し、それを未来に引き継いでいくことの重要性を、多くの町民とともに再認識しなければなりません。

これからは、人口減少・少子高齢化が急速に進む現代社会の中で、豊かな自然環境、多様な産業、文化に恵まれたこの町の魅力、活力を維持し、次世代に引き継いでいくため、以下の理念のもとにまちづくりを進めることが不可欠です。

1. 自然に抱かれ、たおやかな（やさしさの中に芯の強さがある）時間の流れとともに暮らし、人間としての真の豊かさを希求する。
2. 自然とともにある第一次産業を基幹産業として、商工業と連携した地域経済の持続的発展をめざす。
3. 都市機能の充実した都市部と隣接している地理的優位性を発揮しながら、暮らしに環境と安全・安心を保障する。
4. 人材育成は、町の発展のためにとても大切であることを町民と共有し、文化的な生活と豊かな人生のために自ら努力する。
5. 将来を担う子どもたちは社会の宝であり、健やかな成長を願い社会全体で子どもたちの養育・育成に責任を果たす。
6. 社会の中で個人の自由と公共への責務は調和するものであり、人間としての尊厳が守られ、すべての町民が輝き貢献できる地域社会を築く。

私たちは、町民憲章の精神を基調にしつつ、これからのまちづくりに不可欠な普遍的な理念のもとに、知恵と工夫で未来に挑む第4次厚真町総合計画改訂版を以下に定めます。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

II

序論



II 序論

第1章 計画の改訂にあたって

町では、平成28年に「第4次厚真町総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」をめざしてまちづくりを進めてきました。これまで、社会基盤の整備、社会福祉の増進、産業振興、教育振興、移住定住の促進、子育て支援の各分野に取り組み、人口の社会動態が増加に転じ、人口減少が緩和されるなど、取り組みの効果がみられています。

一方、平成30年北海道胆振東部地震（以下「胆振東部地震」という。）において町は甚大な被害を受け、37名の尊い命、住まいや田畑などの財産、豊かな山の景色など多くのものを失いました。発災から2年が経過し、町民をはじめ関係機関が一丸となり取り組むことで、社会基盤の復旧や生業の再生は着実に進んでいますが、被災者の心身の回復や生活再建、持続可能な地域コミュニティの形成、被災森林の再生などには更に長い年月が必要となります。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の生活様式や働き方、価値観に大きな変化をもたらしているほか、各産業、地域経済への影響は計り知れないものがあります。

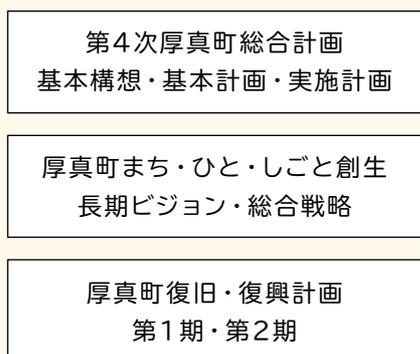
このような困難な状況を克服し、「復旧から復興への道」をたくましく歩みだすため、町の最上位計画である総合計画を見直し、「第4次厚真町総合計画 改訂版」（以下「改訂版」という。）を策定します。

第2章 計画の構成と期間

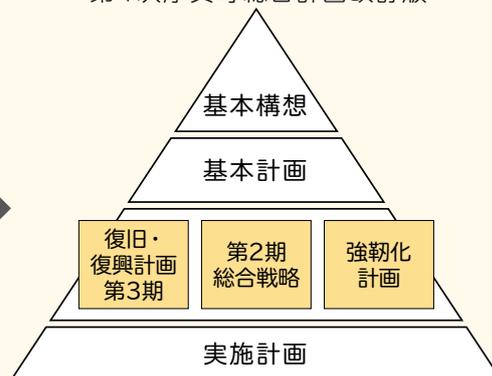
総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されています。改訂版では、めざすべきまちの将来像や基本構想を継承しつつ、胆振東部地震と、その後も全国で激甚化・頻発化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行下での社会情勢の大きな変化などを考慮し、総合計画を構成する内包計画として「厚真町復旧・復興計画 第3期」（以下「復旧・復興計画」という。）、「第2期 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」（以下「総合戦略」という。）および「厚真町強靱化計画」（以下「強靱化計画」という。）を一体的に策定します。

一体的な策定により将来像や目標を共有し、進ちょく管理を効率化します。

<これまでの計画>



<第4次厚真町総合計画改訂版>



□ **基本構想**

基本構想は、町の将来像と、これを実現するための政策の基本的な方向を示すものです。

計画期間は、平成28年度を初年度とし、令和7年度までの10年間とします。改訂にあたっては、これまでの考え方を継承するとともに、胆振東部地震の影響や社会情勢の変化への対応を追記します。

□ **基本計画**

基本計画は、基本構想および内包計画となる復旧・復興計画、総合戦略、強靱化計画に掲げるビジョンや目標数値の達成に向けて、具体的な施策を分野別に体系化し、その方針を明確化します。

□ **厚真町復旧・復興計画 第3期**

復旧・復興計画（第1期・第2期）の取り組みを踏まえ、復旧から復興に向けたビジョンを示すとともに、被災の記憶の継承や森林の再生、震災に伴う土地利用の見直しなど引き続き重点的に取り組むべき施策について示します。

□ **第2期 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略**

胆振東部地震により加速した人口減少に対して、これまでの地方創生の取り組みを検証するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）や Society5.0、関係人口の創出などの新しい時代の流れを取り込むことで、持続可能なまちづくりに向けた戦略と重点的な施策を示します。

□ **厚真町強靱化計画**

激甚化・頻発化する自然災害等に備え、震災の教訓を生かした、強くてしなやかな地域づくりに向けて、防災力・減災力を高めるための施策を示します。

□ **実施計画**

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業を示し、各年度の予算編成の指針となります。計画期間は、3年を1期とし、毎年度見直しを行います（ローリング方式）。

計画期間

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
基本構想	10年間									
基本計画	5年間					5年間				
復旧・復興計画				第1期	第2期	第3期 5年間				
総合戦略	第1期 5年間+1年延長					第2期 5年間				
強靱化計画						5年間				
実施計画	3年間					3年間				
			3年間					3年間		
		3年間							3年間	

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

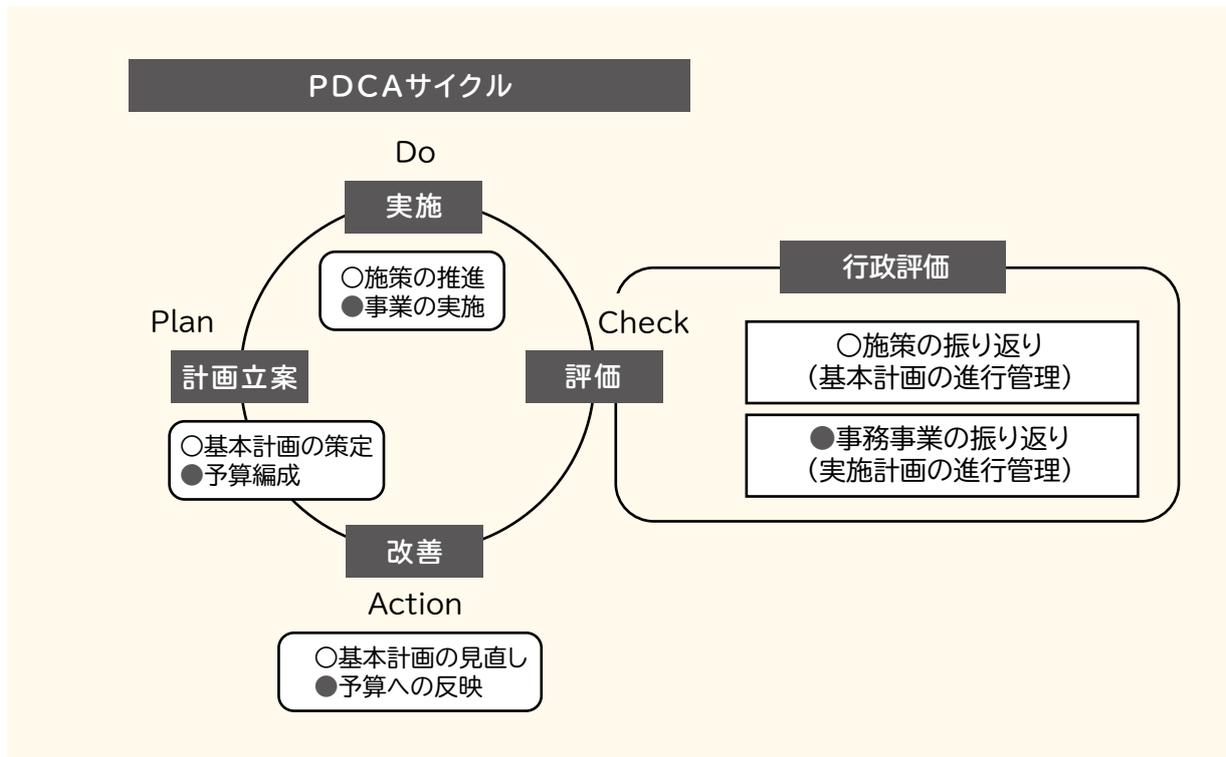
IX

第3章 計画の進行管理

総合計画を実効性のあるものにするため、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返す、いわゆる「PDCA サイクル」による進行管理を行います。

Check（評価）→ Action（改善）の段階は、基本計画の施策に対する評価、その下の実施計画の事務事業に対する評価を経年で行い、より効果的・効率的な推進が図られるよう、計画期間中であっても随時、見直し・改善を行っていきます。

「PDCA サイクル」による計画の進行管理



第4章 改訂における主要な視点

① 胆振東部地震からの復旧・復興

厚真町に甚大な被害をもたらした胆振東部地震の発生以降、現在も復旧・復興に取り組んでいます。

今後も、一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援や心のケアが求められるほか、森林の再生や被災の記憶の継承、災害に強いまちづくりに向けた取り組みなど、中長期的に取り組まなければいけない課題に対して、具体的な取り組みを示していく必要があります。

② 人口減少対策とさらなる地方創生の推進

人口減少対策やさらなる地方創生の推進に向けて、国・道においては、「関係人口」の創出に向けた取り組みや、誰もが活躍する地域社会をつくることなどを重要視したビジョン・戦略が新たに策定されました。町においても、従来からの取り組みを継続・発展させながら、改めて、人口減少対策や、人口減少下にあっても持続可能なまちづくりに向けて取り組みの再構築を図っていく必要があります。

③ ウィズコロナ・アフターコロナでの持続可能なまちづくり

世界的に新型コロナウイルス感染症が流行しています。町においては、震災からの復旧や生活再建の途上での感染症流行となり、外出・往来自粛などの行動変容による被災者の孤立や収入の減少、経済的負担の増加などが懸念されています。一方、在宅勤務などを導入する企業が増えたことから、自然環境の豊かな地域でのテレワークやワーケーションなどの需要が増えることも予想され、これらの情勢の変化に対応したまちづくりに取り組む必要があります。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）を期限とする国際目標です。「誰一人として取り残さない」世界の実現を理念に持続可能な社会を実現するため、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

わが国においては、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月にSDGs実施指針が策定されており、その達成に向けた地域での取り組みが求められていることから、町のまちづくりと、SDGsの達成を一体的に推進する必要があります。

⑤ 情報通信技術（ICT）の進展、Society5.0の到来

近年、情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展とともに、あらゆるものがネットワークにより結びつき、大量のデジタルデータの生成・収集・蓄積・分析が可能となるなど、生活のあらゆる場面で活用が図られています。このようなデジタル革新による新たな未来社会「Society5.0」の到来に向け、町でも基盤整備や技術活用に取り組む必要があります。

⑥ 協働のまちづくりと行財政運営

豊かな地域社会の形成と地域課題の解決のためには、住民自治の推進や、町民と行政の協働の取り組みが求められます。また、町民のニーズが多様化する一方で、財政状況が厳しさを増していることから、今後も健全な行政運営を維持していくために、民間活力の導入、職員配置の適正管理と継続的な能力開発、各種補助制度の有効活用および経常経費の削減などに努めながら、産業振興と定住対策を積極的に進め、自主財源の確保に努める必要があります。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ

基本構想



Ⅲ 基本構想

第1章 町の将来像

「将来像」は、本計画を推進するための目標とする「10年後の町の姿」です。

これまで、町では「大いなる田園の町」をテーマに、基幹産業である農業の振興を重視しつつ、札幌をはじめとする都市に近い立地を生かし、豊かな自然環境と調和した魅力あるまちづくりを推進してきました。

今後も、このテーマを継承し、予想される人口減少に対し、恵まれた地域資源を最大限に生かし、わが国の食糧基地の一翼を担う第1次産業の生産力が維持され、第2次産業・第3次産業と連携することで地域内経済循環を生み、町民が安心していきいきと暮らし続け、町外から絶えず人が訪れ、まちの魅力に引かれて多くの人々が定住し、すべての町民が幸せを実感できるまちの実現をめざします。

総合計画では、こうした基本的方向を普遍のものとして認識しつつ、人口減少や高度情報化、国際化が進展する成熟時代において、人・モノ・情報の有機的なネットワーク化が一層重要になるという考えのもと、将来像を以下のとおり掲げています。

あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま

「あつまる」：移住定住の促進と交流人口の増加を図ることで、情熱あふれる素敵な人々があつまるまちをめざします。

「つながる」：第1次産業と第2次産業と第3次産業の連携と成長産業化を図り、雇用を創出することで、人々が仕事や日々の生活の中でつながり、新たな付加価値を生み出すまちをめざします。

「まとまる」：人と人とのふれあいの創出、地域の絆、地域コミュニティの維持を図ることで、一人ひとりがお互いを尊重しあい、支えあいながらまとまりあるまちをめざします。

第2章 基本目標

改訂版では、引き続き以下の5つを基本目標に掲げ、まちづくりを進めます。

① 人が輝くあつま

家庭と学校やこども園などの関係機関、そして地域が一体となり、子どもたちを健やかに育てるとともに、生涯を通じた学習やスポーツ、まちづくり人材の育成により住民がいいききと暮らす“人が輝くあつま”をめざします。

② 健やかで安心なあつま

保健・医療・福祉サービスと地域の支えあいにより、病気や障がい、要介護状態など支援が必要な状況になっても安心して暮らせる“健やかで安心なあつま”をめざします。

③ みのり豊かなあつま

肥沃な土壌、水資源をはじめとする地域の恵みを活用し、高い生産技術と情熱あふれる担い手を確保しながら、付加価値の高い産品・サービスを未来にわたって生み出し続ける“みのり豊かなあつま”をめざします。

④ 快適に暮らせるあつま

美しく趣き深い落ち着いた住環境のもと、交通基盤や除雪、ごみ処理、上下水道などの体制を整え、地域ぐるみで災害や犯罪、事故等に備え、いつまでも住み続けたいと思える“快適に暮らせるあつま”をめざします。

⑤ みんなで支えるあつま

自分たちでできることは自分たちで行い、地域でできることは地域で行い、自分たちや地域でできないことを行政が支える「自助、互助・共助、公助」の考えを基本に個人、地域、行政がそれぞれの役割のもとに、お互いを補完し合う“みんなで支えるあつま”をめざします。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ 基本構想

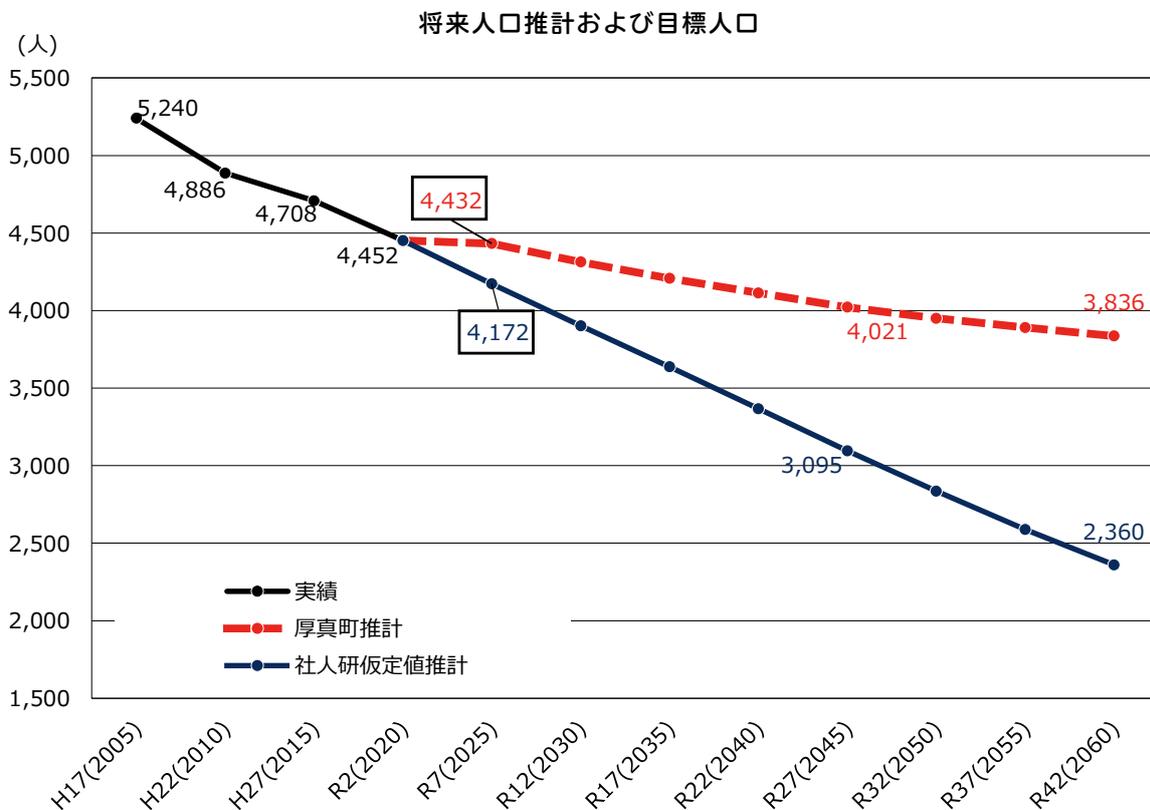
第3章 定住目標

①人口の目標

第4次総合計画では、令和7年の目標人口を4,600人としましたが、胆振東部地震後の人口減少を踏まえ、将来人口推計を更新し、目標人口の修正を行います。

令和2年の住民基本台帳人口をもとに国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の仮定値によって人口を推計すると、令和7年の人口は4,200人を割り込むことが予測されます。

定住者の転出の抑制や、転入者の増加を図る施策を積極的に推進し、社会増により人口減少を抑え、Ⅵ 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略（第2章 長期ビジョン）をもとに、令和7年の目標人口を4,430人とします。



令和7年の目標人口：4,430人

②定住意向の目標

平成26年に実施したアンケートによると、「ずっと住みたい」と「当分は住みたい」を合わせた「住みたい」という定住意向は73%でした。

本総合計画では、住み良さを実感し、愛着を持って、いつまでもこの町に住みたいと思う町民が一人でも多くなるように、宅地の整備・分譲や、子育て支援住宅の整備などによる住環境整備をはじめ、第1次産業の成長産業化などによる産業振興、各種支援策による子育て環境・教育環境の充実、支援が必要な町民への適切な福祉施策の提供などの各施策を総合的に推進します。施策の推進状況の目安となる数値目標として、令和7年の定住意向の目標値を85%と設定します。

なお、令和2年に実施したアンケートでは「住みたい」は85%であったため、令和7年に向け、定住意向を今後も維持していくことを目標とします。

定住意向の目標（令和7年）：85%

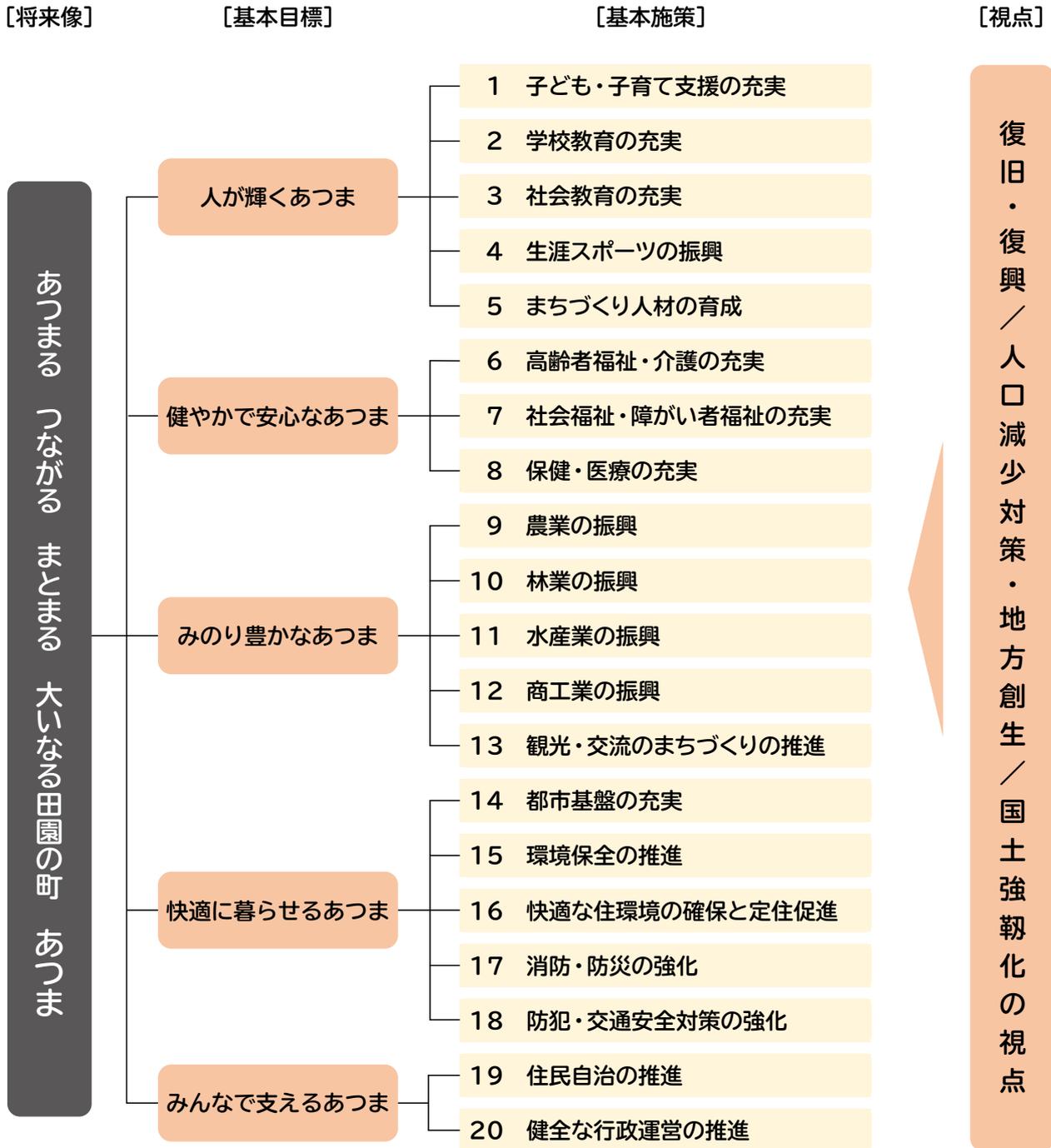


Ⅲ 基本構想

第4章 施策の大綱

将来像と5つの基本目標のもとに、20の基本施策を掲げ、復旧・復興、人口減少対策・地方創生、国土強靱化の視点を踏まえて施策を推進します。

施策の体系



1 人が輝くあつま

基本施策 1 | 子ども・子育て支援の充実

【めざす姿】

地域ぐるみで子育てを支え、子どもたちがすくすくと育っている。

この町で子どもを産み、育てたいと思えるよう、妊活期から切れ目なく支援するとともに、子どもの健やかな発達をめざして、母子保健事業や子育て支援事業を包括的に展開します。

また、こども園、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童会館などの各施設や子育てを支援するボランティアのネットワーク化により、地域ぐるみで子どもたちを育てていきます。

【施策項目】

- 1-1 妊活期から子育て期にかけた包括的事業の推進
- 1-2 就学前教育・保育の充実
- 1-3 子育て支援の充実

基本施策 2 | 学校教育の充実

【めざす姿】

将来への大きな夢と希望を持ち、厚真の未来を力強く語れる子どもたちが育っている。

学齢期の子どもたちが、夢や希望を持ち続け、その実現に向かってしっかり努力を重ねる大人に成長できるよう、基礎的な学力・生活習慣の定着を基本に、国際化、情報化など急速な社会の変容に柔軟に対応できる教育を推進します。

また、福祉、環境、産業などの体験を通じて、自主性や創造性に富み、他人を思いやる心の教育を充実し、個性を生かす教育の推進に努めます。

そのために、教育環境の充実を図るとともに、地域住民との一層の連携強化に努めます。

【施策項目】

- 2-1 才能や個性を伸ばし、ふるさとを愛する教育の推進
- 2-2 国際社会に絆を広げるコミュニケーション能力の育成
- 2-3 豊かな心の力を育む教育活動の充実
- 2-4 健やかな体を育む子どもの育成
- 2-5 質の高い教育を支える教育環境の確保

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ 基本構想

基本施策 3 | 社会教育の充実

【めざす姿】

多様な学習・文化活動が展開され、その成果がまちづくりに生かされている。

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイル、興味・関心に応じて、多様な学習・文化活動に取り組んで充実した生活を送ることをめざすとともに、学習の成果がまちづくりに生かされ、まちの発展や地域課題の解決につながるよう、ニーズに沿った講座やイベントの開催、継続的に活動する自主グループの育成・支援を進めます。

また、埋蔵文化財や古民家、民俗文化財といった歴史的価値に満ちた地域資源の保存、伝承に努めるとともに、地域資源を活用した新たな文化・芸術の創造を図っていきます。

【施策項目】

- 3-1 生涯を通じた多様な学習活動の推進
- 3-2 社会教育環境の整備
- 3-3 文化の継承と文化財の保護・活用

基本施策 4 | 生涯スポーツの振興

【めざす姿】

多様なスポーツ活動が展開され、その成果がまちづくりに生かされている。

子どもから高齢者まで、多くの町民がライフステージに応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を通して、人々との交流を楽しみ、健康で心豊かに過ごせるよう、ニーズに沿った教室やイベントの開催、継続的に活動する自主グループの育成・支援を進めます。

スポーツ施設を活用し、各種団体等と相互に連携し、年齢やライフスタイル、個々の心身の状態に合わせて、いつでも誰でも健康づくりを進められるメニューの豊富化を図るとともに、ニュースポーツなど新たなスポーツ機会の拡充を図り、まちづくりにつなげていきます。

【施策項目】

- 4-1 生涯を通じた多様な体力づくりの推進
- 4-2 スポーツ・レクリエーション環境の整備

基本施策 5 | まちづくり人材の育成

【めざす姿】

産業を担い、町を発展させる人材が育ち、多様な場で町民が活躍している。

町の産業を持続的に継承・発展させるためには、後継者、新規参加者を問わず、若い担い手の育成・確保が不可欠です。また、産業技術は、日々、高度に進化しており、担い手には高い専門知識や優れた経営感覚が求められます。このため、就職、新規就業の段階での充実した育成・支援に努めるとともに、従事者の継続的な学習をまちぐるみで支援していきます。

また、起業から公益的な活動まで、多様なまちづくり活動を担う人材の育成に努めます。とりわけ、若者、高齢者、女性、関係人口などさまざまな主体の活躍を支援していきます。

【施策項目】

- 5-1 地域産業を担う人材の育成
- 5-2 まちづくり人材の育成

2 健やかで安心なあつま

基本施策 6 | 高齢者福祉・介護の充実

【めざす姿】

高齢者が地域でいきいきと社会活動に参画し、安心して暮らしている。

高齢者が健康でいきいきと暮らせる期間をできるだけ長く保てるよう、要介護状態や認知症にならないよう介護予防の取り組みを強化するとともに、介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の体制を構築していきます。

【施策項目】

- 6-1 地域包括ケアの推進
- 6-2 介護予防・生きがいづくりの推進
- 6-3 福祉・介護サービスの充実
- 6-4 高齢者の生活支援の推進

基本施策 7 | 社会福祉・障がい者福祉の充実

【めざす姿】

地域で支えあいながら、誰もがいきいきと安心して暮らしている。

「障がいや難病である」、「生活に困窮している」、「虐待・いじめ等の人権侵害を受けた」など、支援が必要な状態にある町民を、ボランティア・地域住民と公的サービスのネットワークで見守り、支え、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

障がい者支援については、発達支援センターでの充実した療育・支援体制の維持・確保に努めるとともに、一人ひとりへの個別の支援計画を通じた就学前期、就学期、成人期の連続的な指導・支援を推進していきます。

成人期には、就労支援や生活介護など、心身の状態に応じた障がい福祉サービスの提供により自立した生活ができるよう支援していきます。

【施策項目】

- 7-1 人権・権利擁護の推進
- 7-2 地域福祉活動の活性化
- 7-3 療育・発達支援の推進
- 7-4 障がい福祉サービスの充実

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ 基本構想

基本施策 8 | 保健・医療の充実

【めざす姿】

すべての町民が自身の健康に関心を持ち、適切に健康管理を行っている。

健康づくりには、町民一人ひとりの自覚と意識改革が必要です。

「自らの健康は自らがつくる」を基本に、健康診査による健康状態の把握の徹底と、適切な食生活、適度な運動・身体活動、心の健康の3領域に重点を置いた健康づくり活動の促進に努めます。

また、町内や近隣市町の医療機関との連携強化を図り、いつでも安心して必要な医療を受けられる体制の維持・強化に努めます。

【施策項目】

8-1 健康増進事業の推進

8-2 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

8-3 地域医療の維持・強化

3 みのもり豊かなあつま

基本施策 9 | 農業の振興

【めざす姿】

安全・安心・高品質な農畜産物が安定的に生産されている。

農業は、町の基幹産業であり、安全・安心な食料を安定的に市場に供給していますが、その役割はそれに留まらず、加工等による他の産業への波及、環境保全、食育など多面的な機能があり、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめとする経済連携協定による輸入拡大に備えながら、安定経営を未来に継続させていくことが重要です。

そのため、高付加価値作物・優良品種への転換による質の確保、輸出の拡大を核に、担い手の育成・確保やICT化、作業の受委託などによる経営の一層の効率化、加工・販売体制の充実などを進め、優良な農畜産物の安定生産を図ります。

また、有害鳥獣対策を強化する一方、土壌診断の励行による緑肥・堆肥などの有機質の投入や農薬の適正使用などにより、人と環境にやさしい持続可能な農業を推進します。

さらに、コスト削減や農地集積・集約を進める土地利用型農業を農業政策の基本にすえつつ、高齢者などの知識や技能を生かし生産活動や社会活動に参加できる仕組みづくりとして、少量多品目生産やグリーン・ツーリズムなどを誘導していきます。

【施策項目】

9-1 いきいきとした人づくりの推進

9-2 安全・安心な食づくりの推進

9-3 生産を強化するシステムづくりの推進

9-4 農業を通じた豊かな地域づくりの推進

基本施策 10 | 林業の振興

【めざす姿】

適切な森林管理のもと、林産物が安定的に生産されている。

林業については、諸外国で乱伐に伴う地球環境問題が顕在化する中、適切に管理される国産材の見直しが進んでおり、伐期を迎える森林の計画的な伐採、製材、加工、販売、さらには地域産材の活用を促進するとともに、除間伐など適切な保育に努めます。併せて、胆振東部地震により被害を受けた被災森林の機能回復を図ります。

また、地域のバイオマス資源の有効利用に努めます。

【施策項目】

- 10-1 林業・林産業の担い手の確保
- 10-2 被災森林の機能回復と適切な森林管理の推進
- 10-3 地域産材の活用促進

基本施策 11 | 水産業の振興

【めざす姿】

適切な資源管理のもと、高品質な漁獲物が安定的に出荷されている。

ホッキ貝、シシャモ、マツカワなど、町の水産業は、就業者は少ないものの、良質な漁獲物が安定的に出荷されており、今後は、後継者の確保や漁業者の技術向上を支援し、マツカワ種苗放流やシシャモふ化などによる資源管理型漁業を一層促進していきます。

【施策項目】

- 11-1 漁業担い手の確保
- 11-2 資源管理型漁業の促進

基本施策 12 | 商工業の振興

【めざす姿】

地域産業に元気があり、魅力ある生産と販売・サービスの提供が行われている。

町の商工業は、景気の低迷などにより厳しい経営環境下にあります。太陽光発電所の誘致、町内外から来客する個性的な飲食店の出店、買い物弱者を支える移動販売の展開など、新しい意欲的な動きもみられます。今後も、消費者ニーズに対応するための経営近代化への支援や、起業・新分野への進出への支援などを通じ、魅力ある商品の生産・販売、サービスの提供を促進していきます。

【施策項目】

- 12-1 商工業活性化への支援
- 12-2 起業・新分野への進出と6次産業化への支援
- 12-3 企業誘致の推進
- 12-4 雇用機会の確保

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ 基本構想

基本施策 13 | 観光・交流のまちづくりの推進

【めざす姿】

観光・交流資源がより魅力的になり、交流人口が増加している。

町には、田舎まつりなどのイベント、こぶしの湯あつまやハスカップ観光農園、サーフィンなどの観光資源があります。

近年、古民家の再生や埋蔵文化財の発掘、厚幌ダムの建設などが進む中で、札幌方面からの日帰り観光や新千歳空港から 30 分の立地を生かして、地域資源を活用した観光の魅力化・ネットワーク化を図り、集客力の向上と地域のイメージアップにつなげていきます。

【施策項目】

- 13-1 観光資源の魅力化
- 13-2 多様なツーリズムの推進
- 13-3 多様な交流の促進

4 快適に暮らせるあつま

基本施策 14 | 都市基盤の充実

【めざす姿】

都市と遜色のない生活基盤のもと、町民が快適に暮らしている。

町には、厚真、上厚真の 2 つの市街地と、農村部に各集落があり、より機能的な都市空間の形成をめざして、土地区画整理や宅地造成などの面整備事業、道路整備事業、地域情報通信基盤整備事業、北海道による河川改修事業などにより、都市基盤の充実に努めてきました。

今後は、分譲地の整備や情報通信基盤の充実に努め、都市での生活と遜色のない魅力ある都市機能の配置・再構築に努めます。

交通については、老朽橋りょうの改修など、必要な道路整備事業を継続的に推進するほか、民間バスの維持・強化にむけた支援、デマンドバスの運用をはじめ多様な輸送手段の確保など、地域公共交通の充実に努めます。

【施策項目】

- 14-1 都市計画の推進と都市基盤の充実
- 14-2 情報通信基盤の充実
- 14-3 道路・橋りょうの整備
- 14-4 地域公共交通の充実

基本施策 15 | 環境保全の推進

【めざす姿】

美しい自然や生態系、水資源が保全され、再生可能エネルギーが有効に活用されている。

美しい自然景観や生態系を次世代に引き継いでいくために、保護・保全活動や美化活動、公害防止事業を推進するとともに、ごみの減量化を推進します。

また、河川・海洋の汚染を防止するため、公共下水道、合併処理浄化槽の普及を引き続き進め、生活排水の適切な処理を図っていきます。

さらに、再生可能エネルギーの有効活用に関する取り組みを推進していきます。

【施策項目】

- 15-1 自然環境の保護・保全
- 15-2 公害の未然防止
- 15-3 再生可能エネルギーの有効活用
- 15-4 適切にごみ処理の推進
- 15-5 生活排水の適正処理
- 15-6 環境衛生の推進

基本施策 16 | 快適な住環境の確保と定住促進

【めざす姿】

住宅、水道、公園などの快適な住環境により、定住人口が増えている。

町民が安心・快適にゆったりと暮らし続けられるよう、住宅、水道、公園など、住環境の整備を推進します。住宅については、町営住宅の適切な維持管理と長寿命化を図るとともに、町による宅地分譲のほか、U・Iターン希望者に対する相談会の開催、インターンシップの推進などの施策により、定住人口の増加に努めます。

水道については、統合簡易水道事業を早期に完了し、安定した供給体制の確立を図るとともに、道路整備事業や水田基盤整備事業などに合わせて老朽管の計画的な更新を図り、水道事業の安定運営に努めます。

公園については、既存の公園の適切な維持管理と長寿命化に努めるとともに、老朽化した公園の更新を随時進めていきます。

【施策項目】

- 16-1 公営住宅の整備・維持管理
- 16-2 移住・定住の促進
- 16-3 水道の安定供給
- 16-4 公園・緑地の維持管理

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ 基本構想

基本施策 17 | 消防・防災の強化

【めざす姿】

町民の高い防火・防災意識のもと、安全・安心な消防・防災体制が整っている。

町民の生命・身体・財産を守るためには、強い消防力が不可欠です。広域行政による常備消防と消防団、医療機関、警察等が密接に連携しながら、高度化・専門化する消防・救急要請に迅速・的確に対応できる体制の維持・強化に努めます。

防災については、胆振東部地震の教訓を生かし、防災拠点・避難路の整備、公共施設の非常用電源の確保など災害に強いインフラ整備に努めます。また、大災害時は、初動期の地域での自主的な避難・助け合いが重要であるため、日頃から、地区ごとの災害時要配慮者の見守り活動を推進するとともに、情報伝達、避難誘導、避難所の開設・運営、広域的な応援・受援など、初動活動体制の確立・強化に努めます。さらに、発災後の通常行政サービスの継続・再開計画の確立に努めます。

【施策項目】

- 17-1 消防・救急体制の維持・強化
- 17-2 災害に強いまちづくり
- 17-3 地域防災力の向上
- 17-4 防災体制の強化・充実

基本施策 18 | 防犯・交通安全対策の強化

【めざす姿】

犯罪や交通事故の発生が少なく、安全・安心な生活が保たれている。

全国的に、犯罪の発生件数や交通事故による死亡者数は、減少傾向にあります。

地域ぐるみで、防犯活動や交通安全運動を引き続き推進し、犯罪や交通事故の発生が少ないまちをめざしていきます。

【施策項目】

- 18-1 地域防犯活動の促進
- 18-2 交通安全対策の推進

5 みんなで支えるあつま

基本施策 19 | 住民自治の推進

【めざす姿】

町民一人ひとりが主体的に地域課題の解決に取り組み、支えあっている。

豊かな地域社会の形成と、地域課題の町民自身による主体的な改善・解決を図るため、日頃からのあいさつ、声かけ、見守りや地域コミュニティでの共同作業などを通じて、住民自治の維持・強化に町民と行政が協働で取り組んでいきます。

また、こうした自助と互助・共助のみでは解決できない生活課題に対して行政が的確に対応（公助）できるよう、行政制度・サービスの積極的な広報ときめ細かな広聴活動を展開するとともに、町民と行政の協働のまちづくりが円滑に行える仕組みづくりを進めていきます。

【施策項目】

- 19-1 地域活動の活性化
- 19-2 広報・広聴の充実
- 19-3 協働のまちづくりの推進
- 19-4 男女共同参画の推進
- 19-5 地域間交流の促進

基本施策 20 | 健全な行政運営の推進

【めざす姿】

「PDCA サイクル」の進行管理により、健全な行政運営が行われている。

町民ニーズが増大し多様化する一方、財政状況が厳しさを増す中で、今後も健全な行政運営を維持していくため、職員の定員の適正な管理と継続的な能力開発、PDCA サイクルによる事業のスクラップ・アンド・ビルド、国などの補助制度の有効な活用、経常的な経費の節減などに努めます。

【施策項目】

- 20-1 着実な行政改革の推進
- 20-2 強固な行政組織づくりの推進
- 20-3 公共施設の総合管理の推進
- 20-4 健全な財政運営の推進
- 20-5 官学連携の推進
- 20-6 広域行政の推進
- 20-7 行政情報の適正な管理運営

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

Ⅲ 基本構想

第5章 あつまプロジェクト

施策の大綱に掲げた基本施策を分野横断的に展開することで、町の将来像である「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」を実現していくために、「あつまプロジェクト」として、以下の3つのプロジェクトを設定します。

1 あつまるプロジェクト

移住・定住施策の推進と、交流人口の増加を図ることで、情熱あふれる素敵な人々が“あつまる”まちをめざします。

町の魅力を知るきっかけとなる情報発信の取り組みと、若者がこのまちで子育てしたい、子育てして良かったと思える、きめ細かな母子保健・子育て支援サービスや充実した教育施策を展開するとともに、移住希望者が安心して定住できるよう、分譲・賃貸・空き家のコーディネートなどを通じた移住・定住施策を総合的に推進します。

また、町に住む人や住みたいと思う人たちが、自分の夢や希望を実現させて、いきいきと活躍できるように支援していきます。

基本施策の関連項目	プロジェクトの方向
1 子ども・子育て支援の充実	◇移住のきっかけとなる情報発信の推進
2 学校教育の充実	◇妊活期から子育て期にかけた切れ目ない支援の充実
3 社会教育の充実	◇小中学校の一貫した各種教育施策の推進
4 生涯スポーツの振興	◇定住の受け皿となる基盤や経済的支援の充実
5 まちづくり人材の育成	◇全ての町民が活躍できる場の創出
14 都市基盤の充実	
16 快適な住環境の確保と定住促進	

2 つながるプロジェクト

すべての産業の連携と成長産業化を図り、新たな雇用を創出し、人々が仕事や日々の生活の中で“つながる”ことで、新たな付加価値を生み出すまちをめざします。

第1次産業において、生産基盤の整備や担い手の受け入れ・確保などによる成長産業化と、厚真産としてのブランド力を磨くことで国内外の需要拡大を図ります。

特に、ハスカップを活用した特産品開発などによる6次産業化やファームレストランなどによるグリーン・ツーリズムを推進し、町の魅力向上や消費者とつながる取り組みを継続的に展開していきます。

さらに、美しい景観・環境が日々の生活にうるおいを与え、町に住むことの誇りも醸成されることから、花や木に囲まれた町並みや田園風景を活用したビューポイントなどの整備、森林散策など多様な利活用について町民と協働し促進していきます。

基本施策の関連項目
9 農業の振興
10 林業の振興
11 水産業の振興
12 商工業の振興
13 観光・交流のまちづくりの推進
15 環境保全の推進

プロジェクトの方向
◇各種産業にたずさわる人材の育成・受け入れの推進
◇各種産業の成長化の促進
◇厚真製品のブランド化などによる需要の拡大
◇6次産業化やグリーン・ツーリズムの推進
◇景観・環境の整備・利活用の促進

3 まとまるプロジェクト

人と人とのふれあいの創出、地域の絆、地域コミュニティの維持を図ることで、一人ひとりがお互いを尊重しあい、支えあいながら“まとまる”まちをめざします。

自治会など地域コミュニティ活動の活性化や自助、互助・共助、公助の考えをもとに、町民や地域による災害時の支援活動などを促進し、安心・安全な町をつくっていきます。

また、福祉・介護・健康などの課題に地域をあげて取り組むとともに、要介護高齢者などを地域で見守り、必要な公的サービスにつなげる地域包括ケアを推進します。

さらに、住民参画による協働によるまちづくりの仕組みづくりを推進していきます。

基本施策の関連項目
6 高齢者福祉・介護の充実
7 社会福祉・障がい者福祉の充実
8 保健・医療の充実
17 消防・防災の強化
18 防犯・交通安全対策の強化
19 住民自治の推進

プロジェクトの方向
◇自治会などの地域コミュニティ組織の活性化
◇地域ぐるみの健康づくりの推進
◇地域包括ケアの推進
◇地域ぐるみの防犯・防災活動の促進
◇協働のまちづくりの推進



Ⅲ 基本構想

第6章 土地利用の基本方針

厚真町は、日本海と太平洋をつなぐ広大な平坦地である「道央圏」に位置しています。

町域の面積は404.56km²であり、そのうち約71%が山林・保安林などの森林、約15%が田・畑などの農地、残り14%に住宅地・工業地と海岸・湖沼などがあります。

都市計画マスタープランに基づき、土地利用の誘導や道路・公園などの都市基盤の整備を図りながら自然環境の保全に努めるとともに、町域全体を有効に活用し産業の発展や住民生活の向上を図るため、土地利用を推進します。

1 にぎわいあふれる市街地

公共施設や住宅地、商店街が集まる厚真・上厚真市街地については、豊かな自然環境と調和しながら、まちのにぎわいの創出や良好な生活環境の充実に努めます。

◆厚真・上厚真市街地区域

魅力ある居住環境の整備を推進し、移住・定住者の増加を図っていきます。

2 豊かな森林地域

町北部から東部にかけての森林地域をはじめ、豊かな森が守られている土地については、無計画な皆伐を抑制し、伐採後の更新を的確に行うことで、良好な自然環境の保全に努めるとともに、胆振東部地震により被害を受けた被災森林の機能回復を図っていきます。

◆森林整備区域

森林整備計画に基づき、森林の保全・保護と適切な森林施業を図っていきます。

3 美しい臨海地域

町南部の太平洋に面した浜厚真地域については、資源管理型漁業の促進や多くのサーファーなどが訪れる海岸部の美化活動を通じて豊かで美しい海の保全に努めます。

◆臨海施設ゾーン

海岸の環境整備などにより、交流人口の増加と地域活性化を図っていきます。

4 輝く田園地域

平野部に広がる農業地域については、水稻を中心とした農作物の生産性向上や地域の集落の活性化を図りながら、優良農地の保全に努めます。

◆農業振興地域

農業振興地域整備計画に基づき、町の基幹産業である農業の振興を図っていきます。

5 魅力ある工業地域

国の苫小牧東部開発新計画や苫小牧港港湾計画に基づき、苫小牧東部地域への企業立地を促進するとともに、町内の既存工業団地の利活用に努めます。

◆苫小牧東部地域

地理的優位性や広大かつ自然環境に恵まれた空間を生かして、関係団体とともに企業誘致を図っていきます。

◆豊沢工業団地

自然環境と調和した、試験研究施設や情報・通信系企業などの誘致を図っていきます。

6 町の活性化を図る土地利用の推進

町の将来像である「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」を実現していくため、次の土地利用を推進し町の活性化を図っていきます。

◆厚真市街地周辺整備

既存住宅地の販売促進と、高齢者や被災者が安心して生活できる高齢者福祉住宅・災害公営住宅などの居住環境の保全を図っていきます。

◆庁舎および周辺施設整備

町民の利便性の向上と防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設と、現庁舎の歴史的価値を生かした利活用により魅力的な市街地の形成を図っていきます。

◆上厚真市街地周辺整備

苫小牧市に近い立地条件を生かし、子育て世代を中心に多くの移住・定住者を受け入れられるよう、新たな住宅地の整備や、都市機能の充実を図っていきます。

◆厚真ダム・厚幌ダム周辺整備

2つのダムを中心に、自然環境などを生かした景観・観光施設を整備し、観光・交流人口の増加を図っていきます。

◆大型開発跡地整備

民間活力を導入し、環境にやさしい持続可能な利活用と地域の活性化を図っていきます。

◆山林崩壊箇所の整備

各種安全対策事業による安全確保と林業インフラ施設の早期復旧による林業再生と併せて、林業の多面的機能を生かした森林活用の促進を図っていきます。

◆こぶしの湯周辺整備

町の観光交流拠点として、施設の大規模改修によるサービスの向上を図るとともに、周辺の未利用地の整備により観光・交流人口の増加を図ります。

◆環境保全林周辺整備

新町からフォーラムビレッジ周辺に広がる環境保全林では、多くの人たちが身近な森林を利用し、楽しむ機会を創出していきます。町民の憩いの場であった百年記念公園については、環境保全林と一体的な利用が図っていけるよう整備を検討します。

◆サテライトオフィス・テレワーク施設整備

厚真町の優れた立地、気候条件を生かした利便性の高い施設の整備を推進することで、地方移転やテレワークが可能な企業や人材の誘致を図っていきます。

◆北部地域の整備

胆振東部地震により甚大な被害を受けた北部地域では、安心して暮らせる環境の確保を図るとともに、特に被害が甚大だった吉野地区においては、被災した土地の環境整備と今後の土地利用を検討します。

◆防災施設整備

胆振東部地震の経験を踏まえ防災備蓄倉庫の整備やエネルギー地産地消事業により防災機能の向上を図っていきます。



IV

基本計画



■施策の記載方法

基本目標1 人が輝くあつま

基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

めざす姿

地域ぐるみで子育てを支え、子どもたちがすくすくと育っている。

基本方針

○家庭、こども園等、地域が連携し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
合計特殊出生率	1.36	道平均以上	現状値は平成30年の値
乳幼児健診受診率	88.0%	100%	
こども園の満足度	94.4%	100%	町内2園における保護者アンケートの平均

■現状と課題

○子どもたちが健やかに育つとともに、子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していくために、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業のほか、子育てに関する相談・情報提供・交流の場である子育て支援センター、認定こども園や放課後児童クラブを運営しています。また、経済的支援として、法定制度である児童手当のほか、道の制度にトモセし、乳幼児・

■具体的な取り組み

施策項目 1-1 妊活期から子育て期に向けた包括的事業の推進

子育て世代包括支援センター・子育て支援センター・こども園・放課後児童クラブなどが連携して、妊活期から子育て支援に切れ目なく取り組み、若い世代に寄り添う地域社会をつくっていきます。

思春期については、結婚や出産・育児、家庭を持つことの意義・大切さを啓発・教育していきます。

【主な取組・事業】

- ・子育て世代包括支援事業
- ・妊産婦保健事業
- ・ママ・サポート119
- ・乳幼児保健事業
- ・乳幼児医療費助成事業
- ・食生活実態調査事業

■関連する行政計画 厚真町子ども・子育て支援事業計画

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
   	妊活期から子育て期まで、保健・子育て支援・福祉の観点から切れ目ない支援を行うとともに、就学前教育・保育の質の向上をめざします。
 	

「めざす姿」は施策を実施することによって達成される状態、「基本方針」は施策を実施するための取り組みの方向性を示しています。

施策の達成度を測るための指標、現状値、目標値を示しています。

この施策に取り組むうえで踏まえないといけない現状と課題を整理しています。

この施策を展開するために取り組むことと、主な事業を示しています。

施策に関連する行政計画を示しています。

まちづくりとSDGs達成の一体的な推進にむけ、施策分野に関連するSDGs目標を明記するとともに、取り組みの方向性を示しています。



IV 基本計画

基本目標1

人が輝くあつま

基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

めざす姿

地域ぐるみで子育てを支え、子どもたちがすくすくと育っている。

基本方針

○家庭、こども園等、地域が連携し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
合計特殊出生率	1.36	道平均以上	現状値は平成30年の値
乳幼児健診受診率	88.0%	100%	
こども園の満足度	94.4%	100%	町内2園における保護者アンケートの平均

■現状と課題

- 子どもたちが健やかに育つとともに、子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していくために、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業のほか、子育てに関する相談・情報提供・交流の場である子育て支援センター、認定こども園や放課後児童クラブを運営しています。また、経済的支援として、法定制度である児童手当のほかに、道の制度に上乗せし乳幼児・小中学生・高校生の医療費の自己負担額をポイント還元することで実質無料化を図っています。さらに、認定こども園の保育料軽減と負担額の2割をポイント還元するなどの支援を行っています。
- 児童福祉法に基づく従来の保育所機能に幼稚園の機能を付加した「認定こども園」として、こども園つみき・宮の森こども園を運営しています。仕事や介護と子育ての両立などのニーズに対応するため、町では保育の受け皿確保に努め、近年は待機児童ゼロを達成していますが、全国の傾向と同様に保育人材の不足感は高まっていることから、人材確保をはじめとしたさらなる受け皿整備が必要となります。また、子どもの活動がより豊かに展開されるよう、さまざまな角度から園の環境整備を行うとともに、保護者や地域が連携して子育てに取り組むネットワークづくり・関係づくりを進める必要があります。
- 産前産後の心身のストレス、妊産婦の救急搬送、配偶者等暴力や児童虐待など、妊娠・出産・育児をめぐるさまざまな問題に対して、関係機関が連携しながら、継続的な取り組みを進める必要があります。

■具体的な取り組み

施策項目 1-1 妊活期から子育て期にかけた包括的事業の推進

子育て世代包括支援センター・子育て支援センター・こども園・放課後児童クラブなどが連携して、妊活期から子育て支援に切れ目なく取り組み、若い世代に寄り添う地域社会をつくっていきます。

思春期については、結婚や出産・育児、家庭を持つことの意義・大切さを啓発・教育していきます。
 妊娠・出産期については、安心して出産できる妊婦健診の実施や緊急時の救急搬送体制の確立、子育てに対する正しい知識を得て、適切な対応が行えるよう、啓発・教育を図るとともに、不妊などの悩みに対しても、道や医療機関と連携しつつ、支援していきます。

乳幼児期については、健康診査、健康教育・健康相談、家庭訪問などの実施により、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげるとともに、保護者の悩み・不安の解消に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・子育て世代包括支援事業 ・妊産婦保健事業 ・ママ・サポート119
 ・乳幼児保健事業 ・乳幼児医療費助成事業 ・食生活実態調査事業

施策項目 1-2 就学前教育・保育の充実

こども園においては、遊びを中心とした教育・保育を基本とし、自然とのふれあいや、友だち、地域の人々とのかかわりから、意欲や自発性、社会性や思考力などより良く生きるために必要な力を育みます。

就学前教育・保育のさらなる推進と質の向上のため、子どもたちが自主性を持って遊ぶことができる園庭の整備を行うとともに、こども園の民営化について検討を進めます。

- 【主な取組・事業】 ・こども園運営事業 ・認定こども園整備事業

施策項目 1-3 子育て支援の充実

子育てに関する相談・情報提供・交流の場として、未就園児童とその保護者が集う子育て支援センター、小学生が中心に集まる児童会館・放課後子どもセンター・放課後児童クラブの行事メニューや設備・運営体制の充実に努め、子育てに関する悩み・不安の解消や、子どもたちの放課後生活の充実に図ります。

また、国・道の制度なども活用しつつ、医療費や保育料などの負担軽減を図りながら、中学生の進学や、高校生の通学・進学支援など、子育て家庭への経済的支援を継続して行うとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域で子育て家庭や子どもたちを支えるネットワークづくりを進めます。

児童虐待などの問題に対しては、関係機関とともに、早期発見・早期対応に努めていきます。

- 【主な取組・事業】 ・子育て支援センター運営事業 ・エンゼル基金費 ・出産祝金支給事業
 ・子育て支援医療費等還元事業 ・新生児誕生記念品事業

■ 関連する行政計画 厚真町子ども・子育て支援事業計画

■ SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
	<p>妊活期から子育て期まで、保健・子育て支援・福祉の観点から切れ目ない支援を行うとともに、就学前教育・保育の質の向上をめざします。</p>

IV 基本計画

基本目標1

人が輝くあつま

基本施策 2 学校教育の充実

めざす姿

将来への夢と希望を持ち、厚真の未来を力強く語れる子どもたちが育っている。

基本方針

○変動する時代に主体的に対応できる人材の育成をめざし、学校・家庭・地域が連携しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
全国学力・学習状況調査の結果	小6 国語 106 算数 107 中3 国語 112 算数 108	全項目 100 以上	全国学力・学習状況調査の点数において全国平均を100とした場合の町平均の割合
中学3年生の英検3級相当以上の生徒の割合	81.5%	80.0% 以上	英検 I B A テスト
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある中学生の割合	59.2%	60.0% 以上	全国学力・学習状況調査質問調査の項目への回答
体力の全国平均点を100とした場合の小中学生の点数	98.4	100.0 以上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査および厚真町児童・生徒体力運動能力調査

■現状と課題

- 子どもたちは、外の世界（社会）とのかかわりを通して成長をしていくことから、異学年交流やさまざまな機会を利用して人とのかかわりや交流を深める環境づくりが求められています。このような中、町ではより質の高い教育のため、施設分離型で小中一貫教育を進めてきました。小中一貫教育、学力向上等各推進委員会を中心に、学校間の連携を強め、創意・工夫を凝らして学力向上に取り組み、児童生徒の基礎・基本の定着は着実に進んでいます。今後も、「確かな学力」を身につけ、伸ばしていくためのさらなる取り組みの充実が必要です。
- 子どもたちが郷土の歴史や文化に学び、未来の社会を受け継いでいくために、町ならではの豊かな地域資源を生かしたふるさと教育を行っています。今後も、現在作成中の小中9年間を通じた新しいふるさと教育カリキュラムを実証しながら、魅力あるふるさと教育を展開していく必要があります。
- 社会のグローバル化が進む中、英語を活用できる児童生徒の育成をめざし、実践的にコミュニケーションを図るための教材や場面などに工夫を凝らして、児童生徒のコミュニケーション能力の素地や基礎の育成を図ってきました。次代を担う児童生徒には異文化コミュニケーション能力や、国際社会で自己実現や課題解決を図る態度や能力の育成が求められています。
- グローバル化や高度情報化など変化の激しい社会をたくましく生き抜くため、意欲の基礎となる「健やかな体づくり」が必要です。特に、震災や感染症の流行が児童生徒の心身にも影響を与えていることから、スクールカウンセラーの活用や適切な情報提供とともに、急速な社会変

化に対応できるストレスマネジメントの力を育むことが求められています。さらに、防災学習を通じて、災害などから自分たちの命を守るために必要な知識・技能を身につけていくことも重要です。

○ Society 5.0 時代に対応するため、学校での一層の ICT 活用促進が課題となっています。ICT の活用促進により、一人ひとりの学びを大切に学習環境への変革と、教職員の働き方改革を加速していくことが求められています。

■具体的な取り組み

施策項目 2-1 才能や個性を伸ばし、ふるさとを愛する教育の推進

子どもたちの基礎的な知識・技能の習得と主体的に学ぶ態度・習慣を確立し、知識の活用を図りながら課題発見と解決するための思考力・判断力・表現力を高め、「確かな学力と自立する力」を育成します。

特に、小中一貫の9年間を通じたふるさと教育や、被災の経験を踏まえた防災学習について、新たなカリキュラムのもとで推進します。

【主な取組・事業】 ・コミュニティ・スクール推進事業 ・キャリア教育推進事業
 ・ふるさと教育推進事業 ・被災地教育推進事業

施策項目 2-2 国際社会に絆を広げるコミュニケーション能力の育成

小学校低学年から英語に慣れ親しむ活動時間の設定や小中の連続性に配慮した教育課程の編成・実施など、小中学校が連携して「聞く」「話す」「読む」「書く」をバランスよく育成しながら、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てます。

また、海外研修やコミュニケーション科におけるネイティブスピーカーとの交流など、英語に触れる機会の充実を図るとともに、英語を活用したコミュニケーション能力の検証にも取り組みます。

【主な取組・事業】 ・英語教育推進事業 ・外国語指導助手活用事業
 ・中学生海外派遣研修事業

施策項目 2-3 豊かな心の力を育む教育活動の充実

子どもたちが平和と命を大切にすることをもち、基本的生活習慣、規範意識、あいさつの習慣、対人関係能力の向上などを通じて、豊かな人間性をもってたくましく生きていくため、道徳教育や体験活動を充実するとともに、「心の力」として内面にある人への思いやりを行動で表現できる態度の育成を図ります。

また、自己を律し、他人を思いやり、いじめや差別を許さない心を培うための取り組みを推進します。

さらに、いじめや差別の未然防止・早期発見、被害に遭った児童生徒のケアなど関係機関などと連携した効果的な取り組みを推進します。

【主な取組・事業】 ・道徳教育推進事業 ・読書活動推進事業
 ・いじめ防止対策推進事業



IV 基本計画

施策項目 2-4 健やかな体を育む子どもの育成

子どもの体力の状況を把握し、能力・適性、興味・関心などに応じて、運動の楽しさや喜びを味わい自ら考え工夫する授業の充実や運動に親しむ機会づくりを行い、体力・運動能力の向上に努めます。

学校給食においては、地産地消に取り組みつつ、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、子どもたちの健康の保持増進を図ることはもちろん、食物アレルギーに対する適切な対応や給食時間、特別活動などを通じた食育の推進に努めます。

【主な取組・事業】 ・体力向上事業 ・学校給食センター管理運営事業

施策項目 2-5 質の高い教育を支える教育環境の確保

校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの能力や適性を生かした学校運営に努め、組織としての学校の教育力を高めるとともに、学校の危機対応能力の向上を図ります。加えて、教職員の資質を高めるための研修の実施、教育の基盤となる施設・設備の充実を推進します。

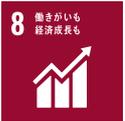
また、創意工夫を凝らした特色ある学校づくりをめざして、家庭や地域の参画と協働によるコミュニティ・スクールや町ならではのふるさと教育を通じた開かれた学校づくりを推進します。

さらに、厚真高校について、町の教育資源をさらに生かした魅力と特色ある高校づくりを支援します。

【主な取組・事業】 ・厚真町教育研究所の設置 ・ICT教育推進事業
・コミュニティ・スクール推進事業 ・小中一貫教育推進事業
・厚真高校活性化促進事業

■ 関連する行政計画 厚真町教育大綱 厚真町教育振興基本計画

■ SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 2 飢餓をゼロに	一人ひとりの特性に応じた教育を推進することによって生きる力を育むとともに、すべての子どもたちが互いの多様性を認め、地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めます。
 4 質の高い教育をみんなに	
 8 働きがいも経済成長も	
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	



町内 NPO 団体が開催した上厚真小学校での「森の学校」(令和 2 年 7 月)



「ふるさと教育」におけるサーフィン授業(令和 2 年 8 月)

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

IV 基本計画

基本目標1
人が輝くあつま

基本施策 3 社会教育の充実

めざす姿

多様な学習・文化活動が展開され、その成果がまちづくりに生かされている。

基本方針

- 町民の生涯学習活動への参加拡充を図り、学習成果をまちづくりにつなげます。
- 町の歴史文化の保護・活用を進めます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
学びの環境への満足度	77.0%	83.0%	現状値は平成26年の値
放課後子ども教室の参加率	55.0%	70.0%	

■現状と課題

- 町では、子どもたちから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、文化団体をはじめとした自主学習グループの育成や多様な学習機会の提供を図るため、学習施設の運営などを通じて、町民の学習を支援してきました。事業実施により、新たな自主グループの形成や、「あつまるねっと」を活用した学校での活動の実施など、社会貢献や生きがいづくりにつながる発展的な活動が生まれています。今後も、町民一人ひとりが、生涯学習活動を通して、幸福感の追求と地域社会の活力を生み出すことができる学習活動の充実が求められます。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、子どもたちの放課後の居場所や、地域資源を生かした学びの場を運営しています。また、中央小学校の学校林や宮の森こども園の園庭に遊びの環境を整備するなど、子どもたちの社会教育の場の充実を図っています。今後は、各事業の連携をさらに深め、効率的な運営体制の確立をめざすとともに、より充実した活動環境づくりを行う必要があります。
- 厚真町には旧石器時代からの遺跡があり、埋蔵文化財発掘事業を進めてきたほか、幌内神楽、軽舞熱送りなど郷土芸能や天然記念物北海道犬厚真系の保存、古民家の保存などにも取り組んでいます。これらの文化財や郷土資料などの保存・展示・活用を進め、まちづくりに生かすとともに、令和2年に白老町に開設された国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）との連携を深め、アイヌ文化や歴史をめぐるコースとして厚真町の位置付けが期待されています。

■具体的な取り組み

施策項目 3-1 生涯を通じた多様な学習活動の推進

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習活動を楽しみ、個人の生活や仕事だけでなく、まちづくりにも生かせるよう、多様な媒体を通じて学習情報の提供に努めるとともに、地域課題に対応した学習機会の提供や町文化祭をはじめ学習・文化イベントの継続的な開催に努めます。また、自主グループの活性化を図るとともに、学校などとの連携により学習や活動の成果をまちづくりに還元する循環づくりに努めます。

家庭教育・青少年教育については、家庭、学校・保育施設、地域が役割分担しながら、自然や産業などのかかわり合いを通して、子どもたちが健やかに成長していけるよう、子育てセミナー、青少年健全育成活動など、各種取り組みを推進していきます。

文化・芸術については、芸術鑑賞会などを通じて、町民が身近に優れた文化・芸術にふれる機会を充実させていくとともに、陶芸、音楽など町民の自主的な文化・芸術活動の振興を図っていきます。

読書は、知的好奇心を満たし、いつでも学ぶことができる「知の宝庫」であり、子どもから大人まで人生をより深く豊かにしてくれるものです。今後も「本との出会い」「本を読む楽しさ」「心の豊かさ」を実感できる読書活動の充実努めます。

- | | | |
|-----------|--------------|----------------|
| 【主な取組・事業】 | ・生涯学習振興事業 | ・ふるさと教育推進事業 |
| | ・地域学校協働本部の運営 | ・放課後子ども教室の運営 |
| | ・放課後児童クラブの運営 | ・冒険の杜整備事業 |
| | ・青少年健全育成推進事業 | ・児童生徒学術鑑賞会開催事業 |

施策項目 3-2 社会教育環境の整備

町民の多様な学びを支援するため、各生涯学習施設・設備の適切な運営管理と改修などを推進します。

社会教育環境については、町民一人ひとりがいつでも気軽に学習活動に取り組めるように、学習しやすい環境づくりに努めます。

また、図書室については、ニーズに応じた蔵書・資料の充実、利用しやすい環境整備に努めます。さらに、胆振東部地震の記録資料を含む多様な郷土資料を学習に活用できるよう、デジタル・アーカイブの整備・活用を検討します。

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| 【主な取組・事業】 | ・図書整備事業 | ・移動図書の運行 |
|-----------|---------|----------|

施策項目 3-3 文化の継承と文化財の保護・活用

歴史文化については、常設展示場所の整備と適切な運用を図ります。

また、郷土芸能・古民家などの保存や、地域資源を活用した新たな文化・芸術の振興にも取り組み、町の歴史文化を通じて内外との交流を図り、文化振興のみならず、産業振興、人材育成などまちづくり全体に波及させていきます。

- | | | |
|-----------|----------|----------------------|
| 【主な取組・事業】 | ・文化財保存事業 | ・(仮称)厚真町埋蔵文化財センターの整備 |
|-----------|----------|----------------------|

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

IV 基本計画

■ 関連する行政計画 厚真町教育大綱 厚真町教育振興基本計画

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 <p>4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に生かすことのできる仕組みを整備します。また、文化財の保存と活用を通じて、地域固有の歴史や文化の価値を尊重し、これらを継承する地域づくりに取り組みます。



学習成果を発表する厚真中学校の生徒



厚真放課後子どもセンター開設式（平成31年9月）



厚真町文化祭（令和元年11月）

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

IV 基本計画

基本目標1
人が輝くあつま

基本施策 4 生涯スポーツの振興

めざす姿

多様なスポーツ活動が展開され、その成果がまちづくりに生かされている。

基本方針

○年齢・体力・経験等を問わず、気軽にスポーツに参加し、楽しみながら継続していけるよう、関係団体との連携のもと、教室の開催、自主サークルの育成、大会・イベントの開催など、各種事業を展開していきます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
スポーツセンター・スタードーム利用人数	41,367人	50,000人	
スポーツ施設を利用したイベントおよび大会開催数	76件	130件	

■現状と課題

- 町では、スポーツセンター・スタードームなどを拠点に、身近なスポーツ環境の整備に努めるとともに、スポーツ教室の開催や、体育協会加盟団体など自主グループの育成を通じて、町民のスポーツ・レクリエーション活動を支援しています。
- スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力向上に不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくりにもつながります。一般に、学齢期を過ぎ、仕事や家事で忙しくなると、定期的に運動する機会は減りますが、可能な限り、スポーツ・レクリエーションに取り組むことが大切です。
- 今後は、これまでの取り組みに加えて、厚真町環境を生かしたスポーツを推進するとともに、既存のスポーツイベントなどに気軽に参加できるように、方法・内容を検討していきます。また、安心してスポーツ・レクリエーションに取り組むことができるよう、長寿命化計画に沿って関連施設の維持管理を行います。

■具体的な取り組み

施策項目 4-1 生涯を通じた多様な体力づくりの推進

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるよう、町民体育祭（集まりンピック）をはじめとして、初心者も気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な活動展開を促進します。

スポーツをまちづくりに生かすため、子どもたちの管内・全道・全国の大会遠征の助成などにより競技スポーツの振興を図るとともに、意欲や競技技術の向上を促進します。また、子どもたちがトップアスリートにふれる機会づくりに努めるほか、イベント・大会などの誘致にも努めます。

【主な取組・事業】 ・生涯スポーツ振興事業 ・町民体育祭開催事業

施策項目 4-2 スポーツ・レクリエーション環境の整備

町内の各スポーツ施設・設備の老朽化に伴う改修や長寿命化を計画に基づき進めるとともに、学校施設の開放事業を引き続き進め、町民がスポーツ活動を実践しやすい環境づくりに努めます。

- 【主な取組・事業】
- ・スポーツセンター・スタードーム整備事業
 - ・町民スケートリンク整備事業
 - ・学校開放事業
 - ・上厚真中央公園運動広場管理事業
 - ・かしわ公園運動施設整備事業

■ 関連する行政計画 厚真町教育大綱 厚真町教育振興基本計画

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 	<p>子どもから高齢者まで、身近な場所で気軽にスポーツをすることができるよう、きっかけづくりや情報提供などを行うとともに、環境整備に取り組めます。</p>



IV 基本計画

基本目標1
人が輝くあつま

基本施策 5 まちづくり人材の育成

めざす姿

産業を担い、町を発展させる人材が育ち、多様な場で町民が活躍している。

基本方針

- 産業の担い手の育成と、積極的な受け入れを図っていきます。
- 起業から公益的な活動まで、多様な活動を活性化していきます。
- 高齢者、女性、関係人口などさまざまな主体の活躍を支援していきます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
地域おこし協力隊定住者数	9人	44人	平成28～令和7年度の累計値
地域おこし企業人交流プログラムによる人材受け入れ人数	3人	9人	平成28～令和7年度の累計値
企業版ふるさと納税の件数	2件	10件	
子育て世帯の割合	18.0%	18.0%	

■現状と課題

- まちづくりや町の創生のためには、これを担う人材の活躍が欠かせません。多様化・複雑化する地域の課題の解決に向けては、行政だけでなく、町民、NPO、企業など、地域にかかわる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、活躍できることが重要です。
- 町では、官民さまざまな立場で、厚真町を舞台にした新しい価値創造にチャレンジする仲間を発掘・育成・選考するプログラム「厚真町ローカルベンチャースクール」を実施し、起業や新規就農／就業を促進してきました。採用された人材により新たな産業や事業が生まれているだけでなく、このプログラムをきっかけとして町内外のネットワークが広がったことで、さらに新たな公益的活動が生まれるなどの展開がなされています。
- まちづくりにおいては、若者が前向きにチャレンジできることとともに、女性、高齢者などが活躍し、多様性に富む豊かな地域をつくることが重要です。そのために、若者のさまざまなチャレンジや、高齢者・女性などの就業や社会活動を支える仕組みを強化していくことが求められます。
- また、人口減少下にあっては、町民による活動だけでなく、町外からまちづくりにかかわる「関係人口」との協働により、より多様性に富む活動を展開していくことも重要となるため、町外の個人や企業などとのネットワークづくりや、連携に向けた取り組みの創出が求められています。

■具体的な取り組み

施策項目 5-1 地域産業を担う人材の育成

地域産業の新しい担い手を確保するため、学生や就業希望者などに対する町の産業に関する情報提供や学習支援を進めるとともに、地域おこし協力隊制度などを活用した町外からの就業希望者の積極的な受け入れと、受け入れ後の継続的な就業支援に努めます。

また、産業従事者が、自身が行う仕事に関する知識・技術を向上させる学習環境づくりに努めます。

- 【主な取組・事業】
- ・ 農業後継者総合育成対策事業
 - ・ 起業家人材育成事業
 - ・ 担い手育成夢基金による担い手育成の支援
 - ・ 大学と連携したインターンシップ等の実施
 - ・ 地域おこし協力隊制度の活用

施策項目 5-2 まちづくり人材の育成

町民が、ボランティア活動やイベントの開催、さらには自身の起業などさまざまなチャレンジ活動を展開することで、まちの発展につながるよう支援していきます。

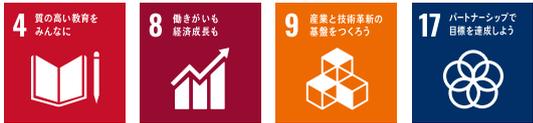
また、豊富な社会経験・知識・技術を持ちながら生涯現役をめざしている高齢者や、子育てに一段落した女性などによる、ソーシャル・コミュニティビジネスなどの仕事の創出や社会貢献活動の促進などを通じて、多様な人材の活躍の場の充実を図ります。

加えて、若者が地域の担い手として幅広く活躍できるよう、就職、結婚、出産、子育てや各種社会活動に対し、可能な支援を行っていきます。

さらに、より多様性に富む活動を創出するため、町外からまちづくりに参画する「関係人口」の創出や拡大に向けた取り組みの検討を行うとともに、各種事業において、民間事業者などの多様な主体との連携を積極的に展開します。

- 【主な取組・事業】
- ・ 起業化支援事業
 - ・ シルバー人材センターの登録推進
 - ・ タウンプロモーションの推進
 - ・ 関係人口創出事業
 - ・ 地域おこし企業人交流プログラムの活用
 - ・ 企業版ふるさと納税制度の活用

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 <p>4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>地域産業振興のための担い手や後継者の育成・確保につながる取り組みを進めるとともに、多様な主体の連携により、まちづくりを進めます。</p>



IV 基本計画

基本目標2

健やかで安心なあつま

基本施策 6 高齢者福祉・介護の充実

めざす姿

高齢者が地域でいきいきと社会活動に参加し、安心して暮らしている。

基本方針

○高齢者が介護予防や健康づくりに精力的に取り組むとともに、高齢者が地域において社会貢献などさまざまな活動を行い、要介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉・介護サービスを充実するとともに、地域の支えあい力を向上させていきます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
要介護率	17.1%	18.9%以下	第8期介護保険事業計画
いきいきサポート事業参加人数	1,430人	2,200人	

■現状と課題

- 厚真町の高齢者人口は約1,600人（令和2年住民基本台帳）であり、今後も高齢者人口は横ばい傾向で推移するとともに、人口減少により高齢化率は増加傾向となるものと予想されます。同時に、介護需要についても増加傾向が予想されます。
- 介護保険制度にもとづき、高齢者福祉・介護の充実を推進しています。平成27年度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症高齢者施策の強化、在宅医療と介護の連携強化などを進めながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケア」を推進していくことが求められており、地域包括支援センターを中心に体制整備を行うとともに、認知症高齢者の共同生活施設であるグループホームが設置されるなど、高齢者を支える基盤の充実を図ってきました。加えて、高齢者生活福祉センター「ともいき荘」の運営など、介護保険制度以外のサービスも推進しています。
- 平成26年以降、わが国の介護関係職種の有効求人倍率は2.00倍を超え、平成30年には、全職業の有効求人倍率1.45倍に対し、介護関係職種は3.90倍となるなど、介護人材の不足感は高まっています。厚真町においても全国の状況と同様に介護人材の不足が懸念されていることから、人材の確保・育成に努め、今後の介護需要に合わせて適切なサービスを提供することが求められます。

■具体的な取り組み

施策項目 6-1 地域包括ケアの推進

地域包括支援センターを中心に、在宅医療・介護の連携、認知症施策、生活支援サービスの体制整備などの事業を推進し、地域包括ケアの推進を図ります。

また、認知症地域支援推進委員が、認知症の懸念のある人に早期・事前的にかかわることで、認知症予防の強化を図ります。

さらに、医師、専門職や地域住民による地域ケア会議を開催し、高齢者が抱えるさまざまな課題の解決を図ります。

- 【主な取組・事業】 ・地域包括支援センターの運営 ・在宅医療・介護連携推進事業
 ・認知症総合支援事業 ・地域ケア会議推進事業

施策項目 6-2 介護予防・生きがいづくりの推進

介護予防の取り組みを継続するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に合わせて、理学療法士の指導による通所型サービスを実施し、短期集中的に運動機能の向上をめざします。

また、ふれあいサロンなど的高齢者が参加できる場、担い手として活動できる場を拡充するとともに、高齢者大学の開催や老人クラブの支援、移動支援などのサービスの充実に向けた検討を通じて、生きがいづくりを促進していきます。

- 【主な取組・事業】 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・高齢者大学運営事業

施策項目 6-3 福祉・介護サービスの充実

ニーズに応じたサービスの充実、メニューの多様化を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めます。高齢者が孤立することなく見守られた環境で安心して暮らすことができるよう、高齢者共同福祉住宅を適切に運営するとともに、民間のサービス付き高齢者向け住宅建設に係る支援も行っていきます。

- 【主な取組・事業】 ・介護サービスの給付 ・小規模多機能型居宅介護事業
 ・高齢者共同福祉住宅管理事業

施策項目 6-4 高齢者の生活支援の推進

介護保険制度の対象とならない自立の高齢者のため、在宅での生活支援サービスの提供や、不安の解消を図るための緊急通報システムの設置などを推進していきます。

- 【主な取組・事業】 ・高齢者在宅生活支援事業 ・緊急通報システム設置事業

■ 関連する行政計画 厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 	高齢者が自分らしく暮らすことができるよう、関連事業者と連携しつつ、保健・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、生きがいづくりを支援します。



IV 基本計画

基本目標2

健やかで安心なあつま

基本施策 7 社会福祉・障がい者福祉の充実

めざす姿

地域で支えあいながら、誰もがいきいきと安心して暮らしている。

基本方針

- 「自助、互助・共助、公助」の役割分担により、誰もが孤立することなく、日頃から、相互に支えあうまちづくりを推進していきます。
- 障がいのある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支えあい、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
ボランティアセンター登録者数	126人	200人	
障がい者就労継続支援事業所利用者数	4人	10人	

■現状と課題

- 高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、個人やコミュニティで生活課題を解決する自助、互助・共助の力が弱まり、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくための基礎が揺らいできています。また、老老介護や8050問題など、高齢者・障がい者などといった対象に応じたサービスだけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化や生活課題の多様化・複雑化がみられています。
- 町では、自治会単位に住民同士が見守りを行う、あんしんネットワークが構築されており、社会福祉協議会などの関係機関と連携しつつ、今後もネットワークを維持・拡充していくことが求められます。
- 平成18年に障害者自立支援法が施行、平成25年には障害者総合支援法に移行し、身体・知的・精神の3障がい共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行などを推進してきました。また、療育・発達支援も平成25年に制度強化されています。これらに基づき、町内でも、発達支援センターでの児童発達支援、まちなか交流館での福祉的就労の支援などが行われており、民間事業所や地域住民の協力を得ながら、障がい者支援を引き続き推進していくことが求められます。
- 平成28年4月施行の障害者差別解消法により、障がいのある方への差別の禁止と、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」の実施が定められました。障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、意識啓発、バリアフリー整備の推進が必要です。

■具体的な取り組み

施策項目 7-1 人権・権利擁護の推進

差別やいじめ、暴力など、あらゆる人権侵害から町民を守るため、人権意識の啓発・教育を引き続き推進していきます。

また、判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みである日常生活自立支援事業や成年後見制度について、制度の周知や利用支援を行っていきます。

- 【主な取組・事業】 ・人権相談所の開設 ・成年後見制度の利用支援

施策項目 7-2 地域福祉活動の活性化

頻発する大きな自然災害により、地域で支えあうことの重要性が再認識される中、社会福祉協議会や自治会、各種ボランティア団体と連携しながら、たすけあいチーム活動をはじめとする身近な地域を単位とした住民相互の支えあい活動や、あんしんネットワークなどの見守り活動を促進していきます。

- 【主な取組・事業】 ・民生委員協議会活動の促進 ・社会福祉協議会運営支援
・ライフサポートアドバイザー派遣事業

施策項目 7-3 療育・発達支援の推進

母子保健事業などを通じて、疾病や障がいの予防と早期発見に努めるとともに、発達の遅れや障がいがある子どもに対して、発達支援センターでの児童発達支援や、こども園での障がい児保育などをきめ細かく行い、一人ひとりの可能性を最大限に引き出していきます。

- 【主な取組・事業】 ・発達支援センター運営事業

施策項目 7-4 障がい福祉サービスの充実

地域でいきいきと自立した生活を継続していくことができるよう、一人ひとりの障がいなどの状況に合わせ、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障がい福祉サービスやその他のサービスのきめ細かな提供を通じて、就労や日中活動、移動、住まいなどといった生活の総合的な支援に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・自立支援給付および障がい児給付事業 ・障がい者地域生活支援事業
・複合型地域福祉活動拠点運営事業

■関連する行政計画 厚真町障がい福祉計画 厚真町障がい児福祉計画

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>誰一人取り残されることがないように、住み慣れた地域で自立した生活を送れるまちをめざします。また、障がいがある人もその人らしく暮らすことができるよう、各種サービスの充実を図ります。</p>



IV 基本計画

基本目標2

健やかで安心なあつま

基本施策 8 保健・医療の充実

めざす姿

すべての町民が自身の健康に関心を持ち、適切に健康管理を行っている。

基本方針

- 町民が自身の健康状態に合わせて健康づくりを実践・継続できるよう、支援していきます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に努めます。
- 安心して医療を受けられる体制の維持・強化に努めます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
健康寿命	16.6%	16.4%	75～84歳の要介護認定率
国民健康保険特定健康診査受診率	60%	75%	データヘルス計画

■現状と課題

- 食生活の変化や身体活動量の低下などにより、生活習慣病予防の重要性が高まっています。また、災害の発生や感染症のまん延などによる不安が続く中、心の病気やストレスなどを抱えている人もいることから、引き続き、心身両面の健康における多様な問題の改善・解決に努めていくことが必要です。
- 町では、疾病の早期発見のため、健康診査などを実施するとともに、健康教室などを通じて、町民の健康づくりを支援しています。今後も、一人ひとりへのきめ細かな指導・支援を目標に、地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが求められます。
- 地域医療については、町内の民間診療所などが支えています。感染症対策を含め、医療ニーズがますます増加、多様化することが予想される中、身近な地域で安心して医療を受けられる体制を確保するとともに、二次医療圏の中核病院などとの連携を一層強化していくことが必要です。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査・特定保健指導による疾病予防・重症化予防を推進していくことが重要です。

■具体的な取り組み

施策項目 8-1 健康増進事業の推進

各種健康診査や予防接種をきめ細かく実施し、町民が自分の健康状態を適切に把握し、健康づくりにつなげていくことを支援します。また、「自分の健康は自分でつくる」という理念のもと、町民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、保健分野を軸に福祉・生涯学習・生涯スポーツ分野が連携して、多様な健康増進事業を推進します。

さらに、心の健康づくりに向けて、臨床心理士の配置、ゲートキーパーの養成などに取り組むとともに、個別支援の充実・強化を図ります。

- 【主な取組・事業】
- ・住民健診事業
 - ・食生活実態調査事業
 - ・個別支援の充実・強化
 - ・予防接種事業
 - ・各種健康教育・健康教室の実施
 - ・ゲートキーパーの養成

施策項目 8-2 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

特定健康診査・特定保健指導については、受診勧奨や、受診データの系統的な分析を行い、受診率向上と効果的な保健指導の実施を図ります。

医療費通知やジェネリック医薬品の啓発活動、資格や給付の適正管理を行い、国民健康保険・後期高齢者医療保険における医療費の適正化に向けた取り組みを進めます。

- 【主な取組・事業】
- ・特定健康診査事業
 - ・特定保健指導事業
 - ・国民健康保険事業

施策項目 8-3 地域医療の維持・強化

町民が地域で安心して医療を受けることができるよう、厚真町の地域医療を支えている民間診療所の安定的な運営を支援していきます。

また、町民が自ら健康管理の一環としてかかりつけ医を持ち、適切な医療サービスを選択できるよう、地域医療に関する情報提供を充実していきます。

さらに、緊急時に安心して適切かつ良質な医療を受けることができるよう、広域で連携しながら、救急医療体制の維持・強化に努めます。

感染症対策、災害時救護など、健康危機管理については、正しい知識の普及をさまざまな機会を捉えて行うとともに、平時から関係機関と共同で応急対策に関する研修などを推進します。

- 【主な取組・事業】
- ・地域医療医師等確保支援補助金の交付
 - ・医療施設等整備事業補助金の交付

■ 関連する行政計画 健康あつま 21 特定健康診査等実施計画 データヘルス計画
厚真町のちを支える計画

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 	<p>だれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、個々のライフステージに応じて必要な健康づくりの支援を行います。</p>



IV 基本計画

基本目標3

みのり豊かなあつま

基本施策 9 農業の振興

めざす姿

安全・安心・高品質な農畜産物が安定的に生産されている。

基本方針

○意欲ある担い手の育成・確保、経営の効率化、生産基盤の強化を促進し、活力と潤いのある農業・農村づくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
新規就農者数 [※]	4人	21人	
農業粗生産額	45.8億円	58億円	
道営ほ場整備事業進ちょく率	84.3%	100%	
ハスカップ生産量	24t	40t	
共同経営型農業生産法人数	0	1以上	

※町の制度を活用した数。

■現状と課題

- 厚真町では、約350戸の農家が約6,000haの農地で農業生産を行い、毎年、約40～50億円（ブロイラー生産を除く）の生産額の農産物を全国の市場に供給しています。市場で評価が高まる厚真産米を中心に、大豆、ばれいしょ、ほうれんそう、肉牛、豚などの産地であり、カーネーションなどの花き栽培も行っています。
- 胆振東部地震により、町内では155.31haの農地が土砂流入などの被害を受けましたが、復旧事業の計画的な推進により農地の復旧が進んでいます。農地の整備については、従前から取り組んでいた道営ほ場整備事業を未実施地区において引き続き実施し、生産性を高めることが求められます。
- 担い手については、農家経営者の平均年齢が60歳を超える中で、農業後継者・新規参入者の育成・確保が必要です。農地の集積化に合わせて、中核的な担い手が農地を引き受け、規模拡大を円滑に進めることができるよう誘導していくことや、担い手の受け皿となる農業法人の育成などが求められます。
- 持続可能で安定した農業経営を実現させるため、北海道産・厚真産ブランドなどの高品質化・高付加価値化を図り、国内外の需要拡大を図っていく必要があります。そのためには、農協と連携しつつ、土づくりや栽培・収穫など基本技術の励行のもと、消費者ニーズに沿った優良品種の選定、出荷方法の導入などにより、安全・安心な農産物づくりを推進し、厚真産農産物の安定生産とブランド力の強化を図っていくことが求められます。

■具体的な取り組み

施策項目 9-1 いきいきとした人づくりの推進

農業後継者の確保・新規参入者の受け入れを進めるとともに、技術的・経済的支援を強化し、次代の担い手として育成していきます。また、こうした担い手を指導・支援し、地域農業の振興を図る農業リーダーの育成に努めます。また、農業担い手育成センターの機能充実により新規就農を促進します。

- 【主な取組・事業】
- ・ 農業後継者総合育成対策事業
 - ・ 農業担い手育成センター管理運営事業
 - ・ 担い手育成夢基金による担い手育成の支援
 - ・ 指導農業士・農業士の育成・支援
 - ・ 農村女性の社会・経営参画の促進と高齢者が活動する場の確保

施策項目 9-2 安全・安心な食づくりの推進

食の安全・安心を基本として、農産物の高品質化、高付加価値化やブランド化を推進します。そのために、土台作りである土壌診断の推進、輪作体系の確立、ハスカップの苗木導入支援を行います。また、酪農・和牛経営安定対策を継続し、町内産農畜産物の生産性の向上と安定生産を推進します。

- 【主な取組・事業】
- ・ 経営所得安定対策直接支払推進事業
 - ・ 特産果実生産体制強化事業
 - ・ 共進会・共励会事業
 - ・ 酪農経営安定対策事業
 - ・ 家畜防疫事業
 - ・ 土壌診断推進事業
 - ・ ハスカップブランド化の推進
 - ・ 公共牧場管理事業
 - ・ 和牛経営安定対策事業

施策項目 9-3 生産を強化するシステムづくりの推進

地域の営農を強化するため、土地や組織、施設、情報技術など、農業を支えるシステムづくりを進めます。農地については、道営ほ場整備事業などにより、ほ場の区画拡大や用排水路、農道などの整備や客土、草地改良を進めていきます。また、担い手への農地利用集積と集約化を図ります。

さらに、集約化された農地において、情報通信技術の重要性はより高まっていくことから、農業用ドローンや自動操だ技術の導入推進に加え、最新の農業技術導入の可能性を検討・支援していきます。

加えて、エゾシカなどの有害鳥獣による農作物被害の防止に向けた取り組みを推進していきます。

- 【主な取組・事業】
- ・ 道営ほ場整備事業
 - ・ 人・農地プラン推進事業
 - ・ 畜産クラスター支援
 - ・ 農業 ICT 化普及推進事業
 - ・ 国営農業用水再編対策事業
 - ・ 農地耕作条件改善事業
 - ・ 元気な農家チャレンジ支援事業
 - ・ エゾシカ被害防止対策事業

施策項目 9-4 農業を通じた豊かな地域づくりの推進

食料の供給のほか、国土や水資源、環境の保全、保養・レクリエーション、地域文化の創出など、多面的機能を有する農業を通じた豊かな地域づくりを推進するため、日本型直接支払制度などを活用した活動を進めるとともに、グリーン・ツーリズムの推進などを通じ、地域組織の活性化を図っていくほか、胆振東部地震後のコミュニティ再編を踏まえた中山間地域の維持に向けた活動支援を検討します。



IV 基本計画

- 【主な取組・事業】 ・中山間地域等直接支払推進事業 ・多面的機能支払事業
 ・都市と農村の交流の推進

- 関連する行政計画 農業振興計画 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
 厚真町酪農・肉用牛生産近代化計画 厚真町鳥獣被害防止計画
 農村滞在型余暇活動機能整備計画書 厚真町グリーン・ツーリズム推進方針

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
  	<p>農業に係る基盤整備や、経営環境の整備、担い手や後継者の育成・確保につながる取り組みを進めることで、持続可能な農業を促進します。また、安全で安心な厚真ブランドの構築に努めます。</p>



「田んぼのオーナー」 稲刈り体験（令和元年10月）



ブランド化を推進する厚真産ハスカップ



農業後継者を育成する担い手研修農場

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

IV 基本計画

基本目標3

みのり豊かなあつま

基本施策 10 林業の振興

めざす姿

適切な森林管理のもと、林産物が安定的に生産されている。

基本方針

- 木材生産および森林再生への取り組みにより、多面的な森林機能の回復に努めます。
- 地域材利用に加え、木材以外の森林資源の活用を検討し、森林にかかわる多様な産業創出を進めます。
- 林業・林産業の担い手だけでなく、森林へ積極的にかかわる町民を育成し、人と森林との豊かな関係性を構築します。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
林業事業のうち町内事業者が担う割合	30%	50%	
新規林業者・林産業者数*	7人	12人	平成28～令和7年度までの累計値
植樹会の参加人数	30人	60人	町主催で実施する植樹会の延べ参加人数

※町の制度を活用した数。

現状と課題

- 町では、従前より森林資源の適切な管理と林産物の安定的な生産をめざして、林業振興および町有林管理等の事業に取り組んできました。しかし、胆振東部地震により3,160ha^{*}の林地が崩壊したため、町内の森林資源管理の環境が大きく変化しました。地震以前と同様の管理が可能な林地においては木材生産等の施業を実施するとともに、被害を受けた林地においては森林機能の回復に向けて、林道等の復旧や新設、崩壊地での造林実証試験の実施、崩壊地を含めた森林の取り扱いを整理したゾーニング等を進めています。今後も引き続き、専門家や関係機関と連携しつつ、林内路網機能の回復に努めるとともに、土砂が堆積した沢地等での倒木の整理や再造林を検討することで、公益的機能の回復と木材生産の両立を図りながら森林管理を進めることが求められます。
- 林地崩壊による地形の変化や路網の寸断などにより、震災前に比べ、町民と森林との間に隔たりが発生している可能性があります。森林に立ち入る機会の創出や、森林資源の利活用により、町民と森林との関係性を再構築することも求められます。
- 森林整備の担い手である林業従事者は、高齢化などにより減少傾向にあり、地域おこし協力隊制度や緑の雇用制度の活用等による担い手の確保が重要です。また、木材や林産物の生産・加工や、木質バイオマスの利用など、地域での木材資源の高付加価値化や、山菜やキノコ、森林浴のような森林空間を活用することなど、木材以外の森林資源の利用も含めた広い意味での「森林産業」を振興することが求められています。

※村上泰啓、水垣滋、藤浪武史（寒地土木研究所）「平成30年北海道胆振東部地震における総崩壊地箇所数及び面積について」（令和2年度（公社）砂防学会北海道支部研究発表会，2020）による。

■具体的な取り組み

施策項目 10-1 林業・林産業の担い手の確保

森林組合や国・道の関係機関と連携しながら、林業従事者の就業条件を整備するとともに、地域おこし協力隊制度や緑の雇用制度等を活用しながら、林業および林産業などの担い手の確保・育成を図っていきます。

- 【主な取組・事業】 ・森林整備担い手対策事業 ・林業担い手育成事業
 ・起業家人材育成事業

施策項目 10-2 被災森林の機能回復と適切な森林管理の推進

令和2年度に定めた「厚真町被災森林の機能回復に向けた対応方針」に基づき、胆振東部地震によって寸断された林内路網の復旧・再整備や、森林の造成を進めます。

木材生産が可能な林地においては、造林、下刈り、除間伐などの保育作業を計画的に進め、資源の循環利用を推進します。また、木炭・シイタケ原木などの供給による特用林産物などの生産・加工と、木工なども含めた多様な広葉樹の利用を支援します。さらに、高性能林業機械の導入などによる一層の作業合理化、作業道や集材路などの整備を進めます。

- 【主な取組・事業】 ・森林再生・林業復興推進事業 ・林道管理事業
 ・造林推進対策事業 ・除間伐促進事業 ・下刈推進対策事業
 ・森林保護推進事業 ・森林・山林多面的機能発揮対策事業

施策項目 10-3 地域産材の活用促進

木材の利用に関しては、従来の大規模な工場による、梱包材などの一律な工業製品以外の利用の可能性の検討に加え、木質バイオマスエネルギーの利用についても検討・実施を進めます。併せて、町産材が直接町外に流出する現状に対し、厚真町に地域材を集積させることで新たな森林産業創出の可能性について検討します。

また、公共施設や住宅などの建設にあたっては、町内産木材の活用の推進に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・エネルギー地産地消事業 ・町有林管理事業

- 関連する行政計画 厚真町森林整備計画 厚真町森林資源利活用戦略
 厚真町被災森林の機能回復に向けた対応方針

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
  	震災からの復興に向けて、林業振興とインフラ整備を進めるとともに、地元木材の活用も行いつつ、持続可能な林業を推進します。また、森林と町民との関係性の再構築を進めます。



IV 基本計画

基本目標3

みのり豊かなあつま

基本施策 11 水産業の振興

めざす姿

適切な資源管理のもと、高品質な漁獲物が安定的に出荷されている。

基本方針

○意欲ある担い手の育成・確保と資源管理型漁業の推進を図ります。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
漁獲金額	0.9億円	1.6億円	現状値は平成30年の値
新規漁業者数 [※]	0人	2人	平成28～令和7年度の累計値

※町の制度を活用した数。

■現状と課題

- 厚真町の漁獲金額は1～2億円で推移しています。漁獲金額の内訳は、ホッキ貝が6～7割を占め、その他にシシャモやマツカワなどのカレイ類、毛ガニなどが水揚げされています。近年、種苗放流に力を入れているマツカワは漁獲量が増加し、ホッキ貝も比較的資源量は安定していますが、シシャモについては資源が減少しているほか、魚価については全体的に低迷しており、十分な利益が確保できず厳しい漁業経営となっています。
- このような現状を踏まえ、水産資源の安定、魚価の向上、漁労経費の削減などにより、漁業経営の安定を図っていくことが必要です。
- 漁業経営者のほとんどが60歳代を迎えており、新しい担い手の育成が急務ですが、多額の初期投資と技術習得に時間を要することから、地域おこし協力隊制度等を活用しながら、漁協などの関係団体との連携の上、担い手を育成していくことが必要です。

■具体的な取り組み

施策項目 11-1 漁業担い手の確保

地域おこし協力隊制度等を活用しながら、漁協などの関係団体との連携の上、漁業従事者等の担い手の確保を図っていきます。

【主な取組・事業】 ・漁業後継者育成対策事業

施策項目 11-2 資源管理型漁業の促進

水産資源の安定を図り、将来にわたって持続的に水揚げを確保するためには、適正な資源管理と同時に魚場の管理・保全による資源維持および資源の増大が必要です。

このため、ホッキ貝の資源量調査に基づく資源管理の徹底と漁場造成、シシャモふ化事業、マツカワの種苗放流や水産基盤整備事業による漁礁や産卵礁の整備促進による資源の維持増大を図っていきます。

また、漁協などと連携しながら、漁業者への施設・設備更新への支援などを引き続き推進します。

【主な取組・事業】 ・漁業振興対策特別資金貸付事業
・シシャモふ化・マツカワ種苗放流事業の推進

■関連する行政計画 浜の活力再生プラン

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
   	<p>水産資源の管理、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取り組みを進めることで、持続可能な水産業を促進します。</p>



IV 基本計画

基本目標3

みのり豊かなあつま

基本施策 12 商工業の振興

めざす姿

地域産業に元気があり、魅力ある生産と販売・サービスの提供が行われている。

基本方針

- 企業・商店の近代化や新分野への進出、さらには町民・移住者などによる起業を積極的に支援・誘導していきます。
- サテライトオフィスの誘致や苫小牧東部開発と連携した企業誘致を推進していきます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
新規起業数 [※]	15 事業所	45 事業所	平成28～令和7年度の累計値
新規起業(社) [※] の総売上額	0 億円	4 億円	令和3～令和7年度の累計値
特産品商品化数 [※]	4 品	9 品	平成28～令和7年度の累計値
新規雇用数 [※]	4 人	58 人	平成28～令和7年度の累計値
シェアサテライトオフィス利用者(社)数	15 者(社)	53 者(社)	平成29～令和7年度の累計値

※町の制度を活用した数。

■現状と課題

- 厚真町には、食料品製造業、土石製品製造業の事業所が立地しています。また、建設業関連は建築・土木、造園、板金・塗装、石材、電気工事、測量などを行う会社が計30社程度あります。これらの多くは中小企業であり、地方経済の低迷や燃料費・輸送費の高騰に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより厳しい経営環境が続いていますが、各事業所が持つ高度な技術・ノウハウを生かしつつ、付加価値の向上や販路拡大などが図れるよう支援していくことが求められます。
- 商業・サービス業は、商工会などと連携しながら商品券事業など地元購買力を高める事業を推進しているところですが、価格、品揃え、サービスに関する競争が激化するとともに、都市部への消費の流出も進んでいる状況です。最寄り品を取り扱う店舗等の維持や、町外から顧客を獲得できる優れたビジネスモデルの構築に対する支援、さらなる域内消費の活性化支援を検討していくことが求められます。
- 厚真町の第1次産業は農業、林業、水産業がそろっており、自然の恵みによる地域資源が豊富にあります。これらの地域資源を活用し、第1次産業から第3次産業に至るまで各産業が連携を密にし、特産品の開発やブランド化、6次産業化などの高付加価値化を推進していかなければなりません。
- 恵まれた立地・気候条件、充実した情報通信基盤などの優位性を生かし、サテライトオフィスなど地方移転が可能な企業の誘致や人材の誘致を進めています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、テレワークの導入が進み、地方でのテレワークや二地域居住などの需要が高まっていることに注目し、引き続き環境整備などの取り組みを行うことが期待されています。

■具体的な取り組み

施策項目 12-1 商工業活性化への支援

商工会などと連携し、町内の既存事業所の設備の近代化や情報化対策、環境整備、人材育成などへの支援、勤労者の就労環境対策などをきめ細かく支援するとともに、域内消費の活性化を図るため、地域通貨などの導入やコンビニエンスストアなどの誘致を検討します。

また、空き店舗の利活用についても支援していきます。

【主な取組・事業】 ・商工業振興事業 ・中小企業振興資金利子補給事業

施策項目 12-2 起業・新分野への進出と6次産業化への支援

これまで培ってきた知識・経験・技術を生かして、町内でのビジネスチャンスを生かせるよう起業化を支援していきます。また、既存の各事業所が、内外の業界交流・異業種交流を進め、アイデアやノウハウなどを交換しながら創意・工夫し、地域資源を生かした多様なビジネスモデルの開拓が行えるよう支援していきます。さらに、町のさまざまな産業が連携し、ハスカップをはじめとする特産品の開発やブランド化など、新たな商品づくりを行う6次産業化を積極的に支援していきます。

【主な取組・事業】 ・起業化支援事業 ・起業家人材育成事業
 ・特産品の開発支援 ・民間事業者との連携による特産品の開発
 ・ハスカップ地域ブランド化推進事業

施策項目 12-3 企業誘致の推進

厚真町の優れた立地、気候条件や充実した情報通信基盤などの優位性を生かし、サテライトオフィスとして地方移転やテレワークでの勤務が可能な企業や人材の誘致活動を展開するとともに、苫小牧東部開発地域と連携し、製造工場や流通機能などの誘致を推進します。

【主な取組・事業】 ・サテライトオフィス運営事業 ・企業立地推進事業

施策項目 12-4 雇用機会の確保

若者の雇用の場、女性や障がい者が働きやすい雇用・就業機会の確保を図ります。また、業種や職種の不一致解消を図るため、ハローワークと連携を深め雇用機会が拡大するよう、求人情報や資格取得の案内周知など身近な就業相談に対応していきます。さらに、厚真町で生まれ育った子どもたちが、地元に戻って就職できるよう、マッチング活動を中心とした支援施策を推進し、移住・定住者の増加を図ります。

【主な取組・事業】 ・U・Iターン者の雇用確保の推進

■関連する行政計画 厚真町導入促進基本計画

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 <p>8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>事業者に対する企業立地・設備投資への支援、商店街・関係団体との連携による域内消費の増加、起業家人材の誘致・育成により、まちの活性化、持続可能な産業の振興を図ります。</p>



IV 基本計画

基本目標3

みのり豊かなあつま

基本施策 13 観光・交流のまちづくりの推進

めざす姿

観光・交流資源がより魅力的になり、交流人口が増加している。

基本方針

○札幌圏や新千歳空港に近い立地を生かし、地域資源を活用して観光・交流の取り組みを強化していきます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
観光入込客数	13.2万人	19万人	町統計値
整備／改修を行った観光資源の入込客数	8,000人	25,000人	観光入込客数の内数

■現状と課題

- 厚真町は、札幌市からの日帰り観光圏にあり、新千歳空港からも車で30分の近距離にあるなど、立地に恵まれているほか、観光資源として、農業体験やサーフィン、さらには田舎まつりなどの各種イベントがあります。観光の主軸として推進しているグリーン・ツーリズムは、ハスカップ狩り、田んぼのオーナーなど、一定の成果を上げていますが、景観を見せる取り組みや宿泊滞在機能など、不足するものもあり、さらに底上げを図っていくことが求められます。また、厚幌ダム完成後の環境整備や、埋蔵文化財・郷土資料などの活用、観光客が多く集まる店舗や拠点のネットワーク化などにも取り組み、多くの人を呼び込み、地域の活性化につなげていくことが求められます。集客力を高めるための拠点やコンテンツの充実については、より質の高いものを効率的に整備できるよう、民間活力の活用を促進していくことも必要です。
- 町外から人が集う集会・イベントなどの取り組みは、地域の情報発信、地域産業への波及、移住・定住の促進など、さまざまな効果が得られるため、町や町内団体による開催を図るとともに、町外団体による開催も、積極的に誘致していくことが期待されます。
- 胆振東部地震以降、厚真町の被災の経験を学ぶため、修学旅行や団体旅行において視察を希望する依頼が増えています。今後、施設整備などに合わせて、震災伝承プログラムの作成や運営の仕組みづくりが求められます。

■具体的な取り組み

施策項目 13-1 観光資源の魅力化

町が管理している既存の施設の整備や、古民家の移築再生などにより、単体での観光拠点の魅力化を図るとともに、地域イベントの実施、既設・新設の観光・交流施設や観光資源を楽しく回遊できるようなコースの設置などメニューの充実を図ります。

また、民間事業者に町営の関連施設の管理・運営を任せることによって、さらに魅力的な観光産業の振興に努めます。

- 【主な取組・事業】
- ・交流促進センター運営事業
 - ・交流促進センターの周辺整備
 - ・大沼野営場の整備および管理事業
 - ・交流促進センター整備事業
 - ・古民家再生事業の推進

施策項目 13-2 多様なツーリズムの推進

都市近郊の田園地帯でやすらぎを求める人、新千歳空港周辺で体験観光がしたい全国からの観光客、修学旅行生、さらには外国人観光客（インバウンド）をターゲットにしながら、観光協会などと連携しグリーン・ツーリズムの推進を図ります。

また、農林漁業者が提供する各種体験メニューの開発やファームイン、ファームレストランの経営に対し支援するとともに、農畜産物直売所、農畜産物加工施設、農家民泊施設などの農業体験機能の整備に加え、豊かな森林資源を活用した体験メニューを検討します。

震災の記憶を後世に伝えていくためにも、人材の育成や震災遺構などの施設整備を行いつつ、震災伝承プログラムの検討および実施に努めます。

- 【主な取組・事業】
- ・グリーン・ツーリズム推進事業
 - ・環境保全林整備事業
 - ・観光協会への運営支援
 - ・町有林造成事業

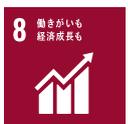
施策項目 13-3 多様な交流の促進

町の一大イベントである田舎まつりや国際雪上3本引き大会、スターフェスタなど既存のイベントの充実を図るとともに、観光目的に限らず、各種団体などが新しい交流の取り組みで町を盛り上げていく気運を醸成し、町の活性化と町民の交流、さらには町外からの交流人口の増加につなげていきます。

- 【主な取組・事業】
- ・観光イベント支援事業
 - ・公式キャラクター管理事業

■関連する行政計画 農村滞在型余暇活動機能整備計画書 厚真町グリーン・ツーリズム推進方針

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	<p>既存地域資源の魅力化の向上、新たな資源の発掘、それらの国内外への発信によって、交流人口や観光収入の増加を図り、地域の活性化につなげます。</p>



IV 基本計画

基本目標4

快適に暮らせるあつま

基本施策 14 都市基盤の充実

めざす姿

都市と遜色のない生活基盤のもと、町民が快適に暮らしている。

基本方針

- 厚真・上厚真の2つの市街地の都市基盤の高度化と長寿命化により、良好な居住環境づくりを進めるとともに、市街化調整区域では高い農業生産機能の確保に努めます。
- 情報通信技術の発展に適切に対応できる基盤整備を推進します。
- 道路・橋りょうは長寿命化を中心に、必要な区間の整備も進めます。
- 通勤・通学・買い物・通院等に欠かせない公共交通の維持確保に努めます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
住宅分譲地の販売	39区画	100区画	平成28～令和7年度の累計値
来庁者の満足度	-	95%	令和3年度から実施する来庁者アンケートの値
循環福祉バス利用者数	4,098人	6,000人	
光ファイバー利用可能世帯率	67.8%	100.0%	現状値は平成30年度の値

現状と課題

- 市街化区域は、厚真、上厚真の両市街地と苫小牧東部開発地域が指定されています。近年整備を進めたフォーラムビレッジの販売促進を引き続き図っていくとともに、都市計画マスタープランや現在策定を進めている立地適正化計画などにに基づき、流入する人口の受け皿となる新たな分譲地の整備や既存住宅地の住環境の改善などを推進することが求められます。
- 昭和28年に建設された現在の役場庁舎は、老朽化による耐震性など機能の見直しが必要であり、町では、新庁舎の建設とともに周辺一帯の再整備を検討しています。交流やにぎわいの創出、防災性の向上などを検討することが求められます。
- 市街化調整区域には、優良農地と地区集落、山林が広がっています。水田の基盤整備が進められており、農業生産機能の確保と各集落の機能維持、生活環境の向上に努めることが求められます。胆振東部地震により大規模な土砂被害を受けた地域については復旧を進めており、引き続き地域再生計画と連動した集落再生支援が求められています。
- 情報通信基盤については、令和2～3年度にかけて光ファイバー網の整備を行っており、全町への高速ブロードバンドサービスの提供を推進しています。これらの情報通信基盤・システムの適切な運営や維持管理を図るとともに、今後は、Society5.0の到来に対応しうる情報通信基盤の整備に向けた検討が求められます。

- 道路や橋りょうについては、胆振東部地震による被害箇所の復旧とともに、維持管理や長寿命化に取り組んでいます。とりわけ、全国的な傾向と同様に道路橋の多くが建設後40～50年が経過して劣化損傷が多発する危険性が高まっていることから、橋りょう長寿命化が社会的に要請されており、引き続き取り組みを進めていくことが求められます。
- 一方、厚真町には、苫小牧東部開発に関連する未整備の都市計画道路があり、このうち苫小牧厚真通は厚真町と苫小牧市の時間距離の大幅短縮が期待されることから、早期整備を要請していくことが求められます。
- 高齢化が進行し、免許返納者が年々増加することが見込まれる一方、地方バス路線における運転手不足の深刻化や地方負担の増加など地域公共交通を取り巻く環境は厳しくなっています。このような状況のなか、立地適正化計画によるまちづくりと連動した交通ネットワークの形成、地域の輸送資源の総動員による移動手段の確保、利用者目線による路線の改善、最新の技術を活用したより使いやすい移動サービスの提供など、民間事業者と連携して移動ニーズに対応する取り組みを推進し、誰もがいつまでも安心して暮らすために必要な、持続可能な移動サービスを確保することが重要な課題となっています。

■具体的な取り組み

施策項目 14-1 都市計画の推進と都市基盤の充実

国・道の上位計画や、厚真町都市計画マスタープランなどにに基づき、町民ニーズに沿った都市計画の推進と都市基盤の充実に努めます。

市街化区域では、立地適正化計画を策定し、その内容に基づき、都市機能の集積、自然環境との調和に留意しながら、宅地の造成・確保と分譲、産業系施設用地の造成・確保と企業誘致、公共施設とインフラの更新・長寿命化、低利用地の有効活用、上厚真地区などの住宅用途地域の有効活用、自然災害の発生に対応しうる防災空地の確保の検討を進めます。また、住みよい市街地の形成に向け、庁舎周辺の整備方針の検討を進めます。

市街化調整区域では、水田のほ場整備などに合わせた各集落の生活環境の向上や、多様なツーリズムの展開などによって魅力ある農村環境を創出します。

また、空き家については、老朽化した物件の撤去や使用可能な物件の利活用を図っていきます。

- 【主な取組・事業】
- ・都市計画管理事業
 - ・既存市街地周辺における住宅地整備
 - ・庁舎および周辺施設整備

施策項目 14-2 情報通信基盤の充実

さまざまな情報を生活やビジネスに有効活用することができるよう、光ファイバー未整備地域への敷設を行います。また、ローカル5Gや地域BWAなどの新たな情報通信システムの導入について研究を進めます。

- 【主な取組・事業】
- ・光ファイバー網整備事業
 - ・テレビ共聴施設事業
 - ・公共施設公衆無線LAN整備事業



IV 基本計画

施策項目 14-3 道路・橋りょうの整備

災害時における人的支援や物資の輸送路として、苫小牧厚真通（一般道道厚真浜厚真停車場線ほか）の早期整備を関係機関に要請します。また、表町ハートフルタウン内の通過交通量を軽減するため、う回道路の検討を進め、安全快適な住環境の保全に努めます。このほか、既存の道路の未改良・未舗装区間の解消を随時図るとともに、宅地の開発等に合わせて、道路の新設を進めます。

さらに、快適な道路環境を維持するため、適切な維持管理に努めるとともに、きめ細かな除雪体制の維持と冬道の安全対策の強化に努めます。

橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき、予防型の維持管理に努めます。

【主な取組・事業】 ・橋りょう長寿命化事業 ・道路整備事業 ・町道管理事業

施策項目 14-4 地域公共交通の充実

地域の関係者と協議しながら地域交通に関するマスタープランを策定し、民間事業者と連携しながら循環福祉バスをはじめとする地域公共交通の改善や移動手段の確保・充実に向けて取り組みます。また、多様な担い手による新たな移動サービスの導入について検討します。

【主な取組・事業】 ・地域公共交通対策事業

- 関連する行政計画 厚真町都市計画マスタープラン 厚真町地域公共交通計画（令和3年度策定予定）
厚真町橋梁長寿命化修繕計画 厚真町立地適正化計画（令和3年度策定予定）

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
  	持続可能なまちを形成するため、地域特性への配慮、自然環境との調和、災害に対する安全性の確保、良好な景観形成等を考慮しながら、総合的・計画的な土地利用の推進、都市機能の充実を図ります。



役場庁舎および厚真町市街地



デマンド交通めぐるくん

- I
- II
- III
- IV
- V
- VI
- VII
- VIII
- IX

IV 基本計画

基本目標4

快適に暮らせるあつま

基本施策 15 環境保全の推進

めざす姿

美しい自然や生態系、水資源が保全され、再生可能エネルギーが有効に活用されている。

基本方針

- 自然環境を保全し、健全な生態系を守るとともに、公害のない美しい景観のまちづくりを進めます。
- 資源循環型社会をめざし、ごみの減量化・資源化・再生利用を推進します。
- 公共下水道、合併処理浄化槽により、生活排水の適切な処理を進めます。
- し尿の適切な処理を進めます。
- 再生可能エネルギーの有効利用を進めます。

■まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
ごみの処理量	1,304t	1,150t	一般廃棄物処理基本計画
水洗化率	80.5%	86.5%	合併浄化槽含む
住宅太陽光発電設備の補助棟数	21棟	35棟	平成28～令和7年度の累計値

■現状と課題

- 厚真町は町域の7割が山林に覆われ、勇払原野の湖沼や湿地が点在し、太平洋の雄大な海岸が広がるなど、豊かな自然が多く残された地域と言えます。不必要な乱開発やごみの不法投棄等を防ぎ、この豊かな自然を後世に引き継いでいくことが求められます。
- 一般廃棄物の処理は、安平町とともに安平・厚真行政事務組合を組織し、広域で処理にあたっています。埋め立て処分する量を限りなくゼロに近づけることをめざし、減量化（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の3Rを引き続き推進することが求められています。
- 清らかな川や海を後世に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、厚真市街地に公共下水道事業を導入し、上厚真市街地を含むその他の地域では合併処理浄化槽の普及を図っています。生活排水処理率は8割程度となっており、その向上を図るとともに、老朽化する合併処理浄化槽の機器の更新など、適切な維持管理を図っていくことが求められます。
- 水洗化されていない家庭のし尿については、関係5町で胆振東部日高西部衛生組合を組織し、処理を行っており、処理施設の適切な維持管理を図る必要があります。
- 地球温暖化防止や省エネルギーの推進、エネルギーの多様化を図るため、町では、公共施設への太陽光発電設備の設置や住宅への設置補助、バイオマスエネルギーの普及促進などを進めています。国内では、度重なる災害の発生によりエネルギーの備えの重要性が認識され、省エネ・創エネ・蓄エネの普及への期待が高まっており、町においても再生可能エネルギーを中心に、多様なエネルギー技術の有効活用を一層図っていく必要があります。

■具体的な取り組み

施策項目 15-1 自然環境の保護・保全

外来種の野生動物の駆除対策や、傷ついた野鳥の保護など、貴重な生態系の維持に向け必要に応じて保全などの措置を行います。

環境保全林の利用については、町民主体の森林活用団体などと連携しながら、散策路の設置や森に親しむイベントなどを開催し、町民等が身近な森林を多面的に利用し、楽しむ機会の提供を行います。

- 【主な取組・事業】
- ・自然環境林保全事業
 - ・幌内地区環境整備事業
 - ・緑化事業基金費
 - ・多面的機能支払事業
 - ・環境保全林整備事業
 - ・大規模開発跡地環境整備の推進

施策項目 15-2 公害の未然防止

悪臭、水質汚濁、さらにはプラスチックやタイヤの野外焼却による大気汚染などの各種公害や健康被害を防止するため、関係機関と連携し、その未然防止に向けた監視・指導を強化します。

また、油水流出対策事業を引き続き推進します。

- 【主な取組・事業】
- ・環境対策推進事業
 - ・旧油田坑井等油水流出対策事業

施策項目 15-3 再生可能エネルギーの有効活用

カーボンニュートラルに向けた省エネルギー対策と再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や普及促進を図っていきます。

- 【主な取組・事業】
- ・住宅省エネ化の推進
 - ・再生可能エネルギー導入の検討・実施
 - ・エネルギー地産地消事業
 - ・厚真町太陽光発電所運営事業

施策項目 15-4 適切なおみ処理の推進

生活用品の長期使用、買い物袋の持参など、ごみを出さない減量化（リデュース）の取り組みを啓発するとともに、分別収集の徹底、生ごみの堆肥化、家電や廃プラスチックの適正処理の促進など、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取り組みを町民と協働で進めます。

また、関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めます。

- 【主な取組・事業】
- ・廃棄物処理対策事業
 - ・家庭ごみ処理助成事業
 - ・安平・厚真行政事務組合の運営

施策項目 15-5 生活排水の適正処理

生活排水の適正な処理を図るため、公共下水道のさらなる普及を図るとともに、公共下水道処理区域外での合併処理浄化槽の設置促進を計画的に進めます。

公共下水道、町管理の合併処理浄化槽ともに、施設の適切な維持管理・長寿命化に努めるとともに、各家庭で管理している浄化槽についても適切な維持管理を啓発していきます。

- 【主な取組・事業】
- ・浄化センターの維持事業
 - ・浄化槽市町村整備促進事業
 - ・胆振東部日高西部衛生組合の運営

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

IV 基本計画

施策項目 15-6 環境衛生の推進

3Rの徹底に加えて、生活環境の清潔の保持、ごみの散乱防止に関する町民への意識啓発を図ります。

魅力的な景観づくりに向けて、環境対策町民会議や自治会など各種団体と協働し、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。

また、葬苑・墓地の適切な環境整備等に努めるとともに、ペットの適切な飼養の啓発と野犬、ハチの巣等への適切な対策に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・環境対策推進事業 ・墓地管理事業 ・葬苑管理事業
 ・畜犬・野犬対策事業 ・蜂の巣対策事業

- 関連する行政計画 厚真町環境対策実施計画書 一般廃棄物処理基本計画
 厚真町地球温暖化対策実行計画

■ SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 <p>3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>環境保全に係る意識啓発により、快適な生活環境を維持します。適切なごみ処理や山林や海岸の環境保全を推進し、生態系の保護とともに気候変動やその影響の軽減に取り組み、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちづくりを進めます。公共施設や家庭・事業所での自然エネルギーの積極的な活用を促進するための支援を行います。</p>



町道新町フォーラム線植樹会（令和2年11月）



農家やボランティアによる被災した鹿侵入防災柵の再設置（令和元年5月）

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

IV 基本計画

基本目標4

快適に暮らせるあつま

基本施策 16 快適な住環境の確保と定住促進

めざす姿

住宅、水道、公園などの快適な住環境により、定住人口が増えている。

基本方針

- 住宅施策を通じた地域活性化により、移住・定住人口の増加を図ります。
- 安全な水の安定供給、住宅環境の向上、公園・緑地の適切な維持管理などにより、安全・快適な住生活の確保を図ります。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
子育て支援住宅の入居者数	84人	120人	平成28～令和7年度の累計値
空き家支援制度の活用件数	29件	60件	平成28～令和7年度の累計値
水道普及率	88%	100%	
公園設備改修の進捗率	87.5%	100%	現状値は令和2年度の値

現状と課題

- 町では、宅地分譲の推進や分譲地における住宅建設費の助成、子育て支援住宅の整備、公営住宅の長寿命化など定住支援の取り組みを進め、安全で安心できる住生活の確保と定住の促進を図っています。
- 関係人口の拡大や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるテレワークの導入などを背景に、ライフスタイルの多様化がますます進むと考えられ、二地域居住などの多様な住み方に合わせた環境整備などを検討する必要があります。特に、今後増加が見込まれる空き家について、資産としての流動性を高めるための組織づくりが不可欠であり、取り組みの推進にあたっては必要に応じて地域や民間事業者との連携を行うなど、効率的・効果的な整備方法を採用することが求められます。
- 胆振東部地震により被災した富里浄水場の復旧が令和2年度に完了し、町内の水道水の供給体制が再整備されたことから、今後は、配水管などの整備・更新による安定した水道事業運営が求められるとともに、より一層の効率的な管理に努める必要があります。
- 町内には、都市公園17か所、都市緑地4か所などのほか、樹林地や湖沼群が緩衝緑地として保全されています。町民の心地よい生活と町の活性化に寄与する公園・緑地づくりに向けて、既存の公園・緑地の随時更新などに努めています。今後は、胆振東部地震により被害を受けた公園の再生に取り組むとともに、公園・緑地を適切かつ効率的に維持管理するため、老朽化の進む箇所を更新・長寿命化・統廃合や維持管理体制の検討なども必要です。

■具体的な取り組み

施策項目 16-1 公営住宅の整備・維持管理

公営住宅は厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に改修・長寿命化を進めるとともに、定住の受け皿としてニーズに沿った整備を推進します。

【主な取組・事業】 ・公営住宅の維持管理

施策項目 16-2 移住・定住の促進

移住希望者に町の定住施策を知ってもらい、着実に定住に結びつけるため、「グリーン&スローライフ」に象徴される町の魅力や、空き地・空き家・定住促進施策の積極的な情報提供に努めます。

また、民間と適切に役割分担しながら、PPP（官民連携）などの手法を活用しつつ、宅地の造成・分譲、空き家の有効活用、公営住宅の供給、民間住宅の建設やリフォームの誘導を進めていきます。

加えて、関係人口の拡大や、ライフスタイルの多様化に合わせて、テレワークや二地域居住などの多様な住み方を叶える受け皿を整備します。

【主な取組・事業】 ・定住化促進対策事業 ・子育て支援住宅の整備
 ・空き家の有効活用 ・サテライトオフィス・テレワーク施設の整備

施策項目 16-3 水道の安定供給

配水管の耐震化や水道未普及地域解消など必要な事業を計画的に推進し、安定した水道水供給を図っていきます。

【主な取組・事業】 ・配水管の耐震化 ・簡易水道施設の維持管理

施策項目 16-4 公園・緑地の維持管理

公園・緑地は、憩いの場としてだけでなく、災害時の一時的な避難場所をはじめさまざまな機能を有しているほか、各世代により公園へのニーズが異なることから、これらの視点に基づき、機能充実と維持管理に努めます。また、胆振東部地震により被害を受けた公園の再生に取り組むとともに、老朽化の進む箇所については、統廃合などを含め、効率的な維持管理体制の整備について検討します。

【主な取組・事業】 ・公園整備事業 ・公園施設長寿命化事業

■関連する行政計画 厚真町住生活基本計画 公園長寿命化計画

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
	<p>住宅確保要配慮者への配慮や、ライフステージの変化に合わせた住宅の確保や空き家・空き地の利活用に加えて、安全な水の提供により、良好な住環境の整備促進を行います。</p> <p>多様な機能を持つ公園・緑地については、適切かつ効率的な維持管理体制の整備により、ニーズの変化に適応した、だれもが安全に利用できる空間づくりに努めます。</p>



IV 基本計画

基本目標4

快適に暮らせるあつま

基本施策 17 消防・防災の強化

めざす姿

町民の高い防火・防災意識のもと、安全・安心な消防・防災体制が整っている。

基本方針

- 高度化・専門化する火災・救急要請に迅速・的確に対応できる消防・救急体制づくりを進めます。
- 胆振東部地震や激甚化・頻発化する災害を教訓に、日頃からの災害予防・減災対策を進め、自助・共助・公助による適切な役割分担により、地域防災力を高めていきます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
自主防災組織設置数	4 自治会	20 自治会	平成28～令和7年度の累計値
地区避難計画策定数	1 自治会	20 自治会	平成28～令和7年度の累計値

■現状と課題

- 厚真町の消防・救急業務は、安平町、むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合で実施しており、町内に消防本部（厚真支署を兼ねる）と上厚真分遣所、非常備消防として厚真消防団があります。引き続き、町民が安心できる消防・救急体制の向上を図るため、人員・車両・資機材・水利などの消防力を確保・強化していくことが求められます。
- 胆振東部地震は、これまで経験したことのない被害を厚真町にもたらし、多くの命と、これまで培ってきた町民の生活や豊かな自然あふれる環境が失われました。この震災を教訓として、避難路の整備や公共施設における非常用電源の確保など、災害に強い社会基盤の整備や予防対策事業を進めるとともに、被災の経験を後世に語り継ぎ、防災教育の充実により防災に対する意識を常に持ち続け、命と暮らしを優先するまちづくりに取り組んでいくことが重要です。
- 令和2年度に改訂した地域防災計画に基づき、防災拠点や避難所等の再構築・整備を図るとともに周知徹底に努め、町民一人ひとりの防災意識の高揚や地域の防災活動の支援を通じて、町民と行政が一体となった地域防災・減災への取り組みを推進していく必要があります。また、災害時などの有事の際、初動から応急対策、復旧業務までを迅速・的確に対応できるよう、庁内の防災体制の強化・充実が必要です。

■具体的な取り組み

施策項目 17-1 消防・救急体制の維持・強化

胆振東部消防組合と消防団、町の連携により、消防職員・消防団員の確保と機能的配置を図るとともに、訓練等による知識・技術等の向上に努めます。

また、消防・救急車両や資機材、消防水利等の整備を計画的に進めます。

さらに、町民の防火意識の高揚を図るとともに、応急手当の講座などを開催し、救急・救命に

関する知識・技術の普及に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・消防団の定員確保 ・応急手当講習会の開催
 ・幼児向け防災教室

施策項目 17-2 災害に強いまちづくり

胆振東部地震の教訓を生かし、防災拠点や避難路の整備、公共施設における非常用電源の確保などの災害に強い基盤整備を行います。

また、治山・砂防、河川改修のほか、住宅・公共施設などの耐震改修など予防対策事業を進めます。さらに、震災遺構などの整備により、震災の記憶を後世に引き継ぎ、災害を教訓としたまちづくりを将来にわたって推進していきます。

- 【主な取組・事業】 ・がけ地近接等危険住宅移転事業 ・防災拠点施設の整備
 ・避難路の整備 ・防災備蓄倉庫の整備
 ・住宅耐震化への支援 ・宅地耐震化の推進
 ・エネルギー地産地消事業 ・被災の記憶の継承

施策項目 17-3 地域防災力の向上

北海道地域防災マスターや自主防災組織の育成、避難情報の発表基準の設定と周知、防災無線のデジタル化、災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援体制の充実、広域的な応援・受援体制の確立、非常用電源や燃料の確保、備蓄品の分散や流通備蓄活用に向けた民間事業所との協定締結などを重点的に進めていきます。

また、学校教育や社会教育の中で防災教育を実施し、災害に対応できる人材の育成を図ります。

- 【主な取組・事業】 ・自主防災組織の育成 ・北海道地域防災マスターの養成と活用
 ・防災無線管理事業 ・災害時要配慮者の支援
 ・防災訓練事業 ・災害協定の締結 ・防災教育の実施

施策項目 17-4 防災体制の強化・充実

大災害などの有事の際、初動から応急対策、復旧業務までを迅速・的確に対応できるよう、地域防災計画に基づき、町民・行政職員の防災・危機管理意識を高め、防災訓練・研修などを通じて知識・技術の普及を進めるとともに、情報伝達や避難、応援要請、医療救護などの体制を充実します。

また、行政情報システムをいち早く復旧し、業務を継続させていく手順を明記した業務継続計画（BCP）に基づき、実務研修・訓練などで適切な運用を図ります。

- 【主な取組・事業】 ・災害対策本部運営訓練の実施

■ 関連する行政計画 厚真町地域防災計画 厚真町国民保護計画

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
  	災害に強いインフラの整備や、防災教育の実施、地区と連携した防災体制の充実などにより、災害時に町民の生命や財産が守られるまちの実現をめざします。



IV 基本計画

基本目標4

快適に暮らせるあつま

基本施策 18 防犯・交通安全対策の強化

めざす姿

犯罪や交通事故の発生が少なく、安全・安心な生活が保たれている。

基本方針

○地域ぐるみで防犯対策・交通安全対策を進め、犯罪・事故の低減・撲滅を図ります。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
犯罪発生件数	11件	10件以下	苫小牧署発表値
交通事故死者数	0人	0人	苫小牧署発表値

■現状と課題

- わが国の刑法犯の認知件数は、戦後最高であった平成14年の約285万件をピークに減少傾向にあり、令和元年には約75万件となっています。厚真町においても、平成16年の年間68件から令和元年には17件に減少しています。減少の大きな要因は、犯罪の総数に占める割合の大きい街頭犯罪や侵入犯罪、窃盗犯・器物損壊等の減少によるものですが、特殊詐欺については依然として高い水準にあるなど、犯行手口の多様化・巧妙化がみられることから、引き続き、犯罪の減少・撲滅に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 厚真町の交通事故発生件数は、平成16年は10件、平成26年は4件、令和元年は6件と減少傾向にあります。しかし、高齢化の進行もあいまって、交通安全対策はなお一層重要と言え、さらなる交通安全意識の啓発を図っていくことが必要です。
- 町では、警察やその他関係機関・団体と協力をして、町民の防犯意識・交通安全意識の高揚と自主活動の推進に取り組んでいます。また、防犯灯・街路灯など防犯施設についてはLED化が完了しています。引き続き、町民や来町者が安心して過ごせるようなまちづくりが求められています。

■具体的な取り組み

施策項目 18-1 地域防犯活動の促進

警察や防犯協会など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、地域ぐるみの防犯対策を進めます。

また、消費者被害防止のため、関係団体との協力・連携に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・防犯組織の育成と活動の促進（自警団等の組織化）
 ・交通安全・防犯町民集会の開催 ・青色回転灯パトロール活動

施策項目 18-2 交通安全対策の推進

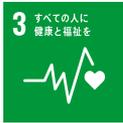
警察や交通安全推進委員会などの関係団体、家庭、学校・こども園、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全教室などを通じた啓発活動や交通安全施設の整備を継続的に進めます。

また、地域の主要企業に対しても、積極的な交通安全への取り組みを要請し、従業員に対する啓発活動を行います。

さらに、高齢運転者を対象にしたサポートカー補助金制度の実施や活用促進を行います。

- 【主な取組・事業】 ・交通安全教室等の実施（こども園・小中学校・高校での安全教室開催）
 ・交通安全指導員・補導員の育成 ・交通安全防犯等推進事業
 ・高齢者の交通安全対策

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 	関係組織と連携し、犯罪抑止、交通事故撲滅に向けた取り組みを推進するとともに、町民の防犯・交通意識を高める啓発を行うことにより、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。



IV 基本計画

基本目標5

みんなで支えるあつま

基本施策 19 住民自治の推進

めざす姿

町民一人ひとりが主体的に地域課題の解決に取り組み、支えあっている。

基本方針

- 自治会をはじめとする地域コミュニティ組織の活性化を図ります。
- 町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声をきめ細かく行政運営に反映します。
- 主体的に非営利・公益的な活動を取り組みたい町民を支援していきます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
自治会加入率	79%	93%	
広聴活動への参加人数	90人	140人	町政懇談会への参加人数

■現状と課題

- 自治会などの地域コミュニティ組織は、地域の行事、まちの美化、交通安全や防災などの活動を通して地域の生活課題の解決を図るとともに、町民と行政をつなぐパイプ役としても重要な役割も担っています。特に、胆振東部地震の被害や災害後の住み替えにより、地域のあり方が大きく変わった地区などでは、その変化に対応した地域づくりとそれに伴うセーフティネットの再構築が求められています。
- 広報については、従来からの広報紙や回覧板、防災無線等に加え、近年はホームページやフェイスブックなどの電子媒体による広報を強化しています。今後も、町民に行政情報を確実に伝え、町民と行政の協働のまちづくりにつながるよう、また、内外に厚真町を情報発信し、関係人口や交流人口、移住・定住人口の増加につながるよう、充実を図っていくことが求められます。
- 広聴については、「あつま未来箱」制度や、各種アンケート調査、審議会などへの町民参加、パブリック・コメント制度に加え、直接町民の声を聞く町政懇談会などを行っています。今後も、さまざまな機会を通じて広聴活動を行い、町民と行政が課題を共有していくことが求められます。
- NPO法人が福祉事業の担い手となるなど、比較的大きな規模で活動する組織が町内にも設立されています。多様な主体による協働の取り組みを進めるためには、活動の継続・安定に対する支援を強化していくことが求められます。
- 性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、お互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女平等参画社会の実現に努めることが求められます。
- 奥州市との姉妹都市交流をはじめ、各地域の厚真会等の交流など、さまざまな地域間交流を行っており、関係人口拡大などの取り組みと併せて、これらの活動の継続が期待されます。

■具体的な取り組み

施策項目 19-1 地域活動の活性化

地域のつながりの基礎となる自治会活動をはじめとしたさまざまな地域活動を活性化するために、引き続き自治会やまちおこし事業への助成などの地域活動支援を行います。また、町ぐるみで日頃からのあいさつ、声かけ、見守り運動を推進するとともに、集落支援員の設置、地域ごとの健康づくり、生涯学習などのテーマ活動の促進などにより、地域活動の活性化に努めます。

- 【主な取組・事業】 ・自治会等活動推進事業 ・住民活動推進事業
 ・集落支援員の設置

施策項目 19-2 広報・広聴の充実

広報・広聴については、広報紙やホームページなどの創意・工夫などにより、町民が知りたい情報を分かりやすく迅速・的確に伝えるとともに、町政懇談会などきめ細かな広聴活動により、町民と情報を共有し町民の声を的確に行政運営に反映します。

- 【主な取組・事業】 ・広報・広聴の充実 ・情報発信事業の推進

施策項目 19-3 協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりの推進に向け、町政に関する情報提供や歴史資料をまちづくりの基礎資料として整理保存し、町民が参画しやすい環境づくりを進めます。

また、町民の協働意識の醸成に努め、さまざまな分野における公共的課題の解決や、まちづくり活動を町民・地域・行政などが協働して推進していく環境を整え、協働のルールづくりに結びつけていきます。

- 【主な取組・事業】 ・パブリック・コメント制度や審議会等の委員公募制度の推進
 ・協働に関するきめ細かな情報提供 ・協働のルールづくりの研究
 ・町史編さん事業

施策項目 19-4 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、町民や事業所などへの啓発活動を推進するとともに、各種審議会・委員会などへの女性の参画を促進していきます。

- 【主な取組・事業】 ・男女共同参画計画の策定 ・特定事業主行動計画の推進

施策項目 19-5 地域間交流の促進

姉妹都市交流や各厚真会など、地域間交流を継承していきます。

- 【主な取組・事業】 ・姉妹都市交流事業 ・ふるさと厚真会交流事業

■関連する行政計画 厚真町特定事業主行動計画

■SDGsのゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
	<p>地域の多様な担い手との協力、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを推進するとともに、広報・広聴活動の充実を図り、町民と行政による協働のまちづくりを進めます。また、家庭、企業など、あらゆる場面でだれもが性別などにかかわらず平等に機会を与えられる社会をつくりまします。</p>



IV 基本計画

基本目標5

みんなで支えるあつま

基本施策 20 健全な行政運営の推進

めざす姿

「PDCA サイクル」の進行管理により、健全な行政運営が行われている。

基本方針

- 計画に位置付けた取り組みを着実に実行していくために、PDCA サイクルに基づく行政運営を推進します。
- 限られた経営資源（職員・財源等）を最大限に有効活用できるよう、効果的・効率的な行政組織をめざします。
- 創意工夫により財源の確保を図るとともに、経常的経費などの抑制に努め、健全な財政運営を推進していきます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	令和元年度	令和7年度	
まちづくり指標の達成率	46.7%	80%	
職員接遇等に不満を感じている人の割合	13%	5%	現状値は平成26年の値
公共施設の延面積	8.73 万㎡	8.51 万㎡	
実質公債費比率	10.2%	18.0% 未滿	

現状と課題

- 目まぐるしく変化する社会環境や新たに生じるさまざまな行政課題に対し、町は柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。また、限られた経営資源（職員・財源等）を最大限有効に活用し、質の高い行政サービスを提供していくことが求められます。そのためには、めざす目標とその達成のために何をすべきかを示した計画を立案し、着実に実行するとともに、その取り組み結果を評価・検証し、必要に応じて見直し、改革する仕組みが必要です。また、施策の立案・展開に合わせて行政組織を絶えず進化させていくことが重要です。
- 効率的で満足度の高い行政サービスを提供するには、その担い手である町職員の人材育成が欠かせません。人材育成は一朝一夕で成し得ることではなく、明確な育成計画のもと、日々の業務や多様な研修、人事評価などを通じ、意識的に育成を実践していくことが重要です。
- 町内の公共施設の多くは、震災の影響、老朽化や社会ニーズの変化に伴う施設の機能的な劣化により、大規模な改修や建て替えを検討すべき時期に来ています。維持管理の負担や将来の更新費用の負担を少なくするため、公共施設や町有地の有効活用、再配置や施設の長寿命化を計画的に行うことが必要です。
- 財政については、大規模償却資産を中心とする町税が将来にわたって減少が続き、地方交付税などの依存財源も厳しさを増すと考えられる一方、高齢化の進行に伴う社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の維持・更新にかかる経費等の増加が見込まれます。このため、あらゆる財

政支援の積極的な活用と創意工夫により財源を確保し、歳出面では、PDCA サイクルを活用し、継続的な施策・事業の見直しを行い、未来の厚真町のために必要なところには必要な投資を行うメリハリのある財政運営が求められます。

- 厚真町は、苫小牧市、白老町、安平町、むかわ町とともに、東胆振 1 市 4 町定住自立圏を構成しているほか、ごみ・し尿処理、消防などさまざまな広域共同事務を実施しており、近隣市町とのパートナーシップを深め、広域連携による効率的・効果的な行政運営を進めていくことが求められます。
- 行政情報については、住民票等の各種証明書の発行に際し、町民の利便性の向上を図ることが求められています。また、マイナンバー制度をはじめとする各種情報の管理徹底と、適切な運用を図る必要があります。

■具体的な取り組み

施策項目 20-1 着実な行政改革の推進

総合計画に基づき、行政改革大綱・アクションプラン、人員適正化計画を策定し、行政組織と事務事業の改革を進めていきます。

- 【主な取組・事業】 ・行政改革大綱・人員適正化計画の策定
- ・行政評価外部評価委員会による事務事業評価の実施

施策項目 20-2 強固な行政組織づくりの推進

総合計画の目標体系に沿った、最小経費で最大の効果を上げられる効率的な行政組織体制づくりを進めます。各所管課等で抱える問題やその対応について組織全体で情報共有し、横断的な連携のとれる組織運営を進めます。

また、町職員が、常に前向きに考え、行動し、町民との信頼関係を築きながら、職務に対する責任を全うできるよう、人材の採用・育成計画のもと、職員の資質の一層の向上を図り、能力と意欲を最大限に引き出す人事マネジメントを推進していきます。さらに、メンタルヘルスマネジメントによって、職員が安心して職務を遂行できる環境づくりに努めます。

- 【主な取組・事業】 ・人事評価制度の運用 ・職員研修事業 ・ストレスチェックの実施

施策項目 20-3 公共施設の総合管理の推進

令和 2 年度策定の公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、公共施設の整備・更新、長寿命化のための改修・補修、今日的なニーズに対応するための転用、施設運営の休止・廃止、さらには施設運営に関する民間活力の積極的な活用などを順次進めていきます。

また、役場本庁舎については、利便性の向上に配慮するとともに、防災機能などを備えた新庁舎として、周辺の公共施設の整備と合わせて建設を進めていきます。

- 【主な取組・事業】 ・公共施設の長寿命化の推進 ・庁舎および周辺施設整備

施策項目 20-4 健全な財政運営の推進

地域の活性化や税の収納対策の強化、国・道等による補助金等の有効活用により、歳入の確保を図ります。同時に、事務事業の実施・評価・見直しと予算編成作業が連携した行政評価システムを適切に運用しながら、歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な財政運営を推進していきます。また、分かりやすい財政状況の説明資料を作成し、定期的



IV 基本計画

に公表・説明していきます。

【主な取組・事業】 ・財政計画の策定 ・財政状況の公表 ・ふるさと納税制度の活用

施策項目 20-5 官学連携の推進

大学等との連携により、学術、地域振興、文化、教育などの各分野において調査・研究を相互協力して行うことで、地域文化の育成・発展、産業の振興、人材の育成、学術の推進などによるまちづくりを進めていきます。

また、学生などの地域活動による地域振興や町民との交流による地域の活性化を図っていきます。

【主な取組・事業】 ・官学連携による各種事業の推進

施策項目 20-6 広域行政の推進

町民の日常的な生活圏が広がるとともに、行政事務の多様化が進む中、防災や環境、交通など、単一自治体だけでは解決が難しい広域的な課題の解決に向けて、定住自立圏構想等に基づき、道や他自治体それぞれの規模や特色に応じた役割と適切な分担のもとに、連携・協力を図っていきます。

【主な取組・事業】 ・東胆振定住自立圏構想の推進 ・広域圏振興事業

施策項目 20-7 行政情報の適正な管理運営

住民票等各種証明書の発行に関して、都市部と遜色のない住民サービスを確保し、町民の利便性向上を図るため、コンビニエンスストア等での各種証明書の発行を推進していきます。

また、マイナンバーカード利用の汎用化を推進するとともに、情報バリアフリーやプライバシーの保護、情報犯罪の防止などの取り組みを強化し、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に活用・公開していきます。

【主な取組・事業】 ・住民票等各種証明書のコンビニエンスストア交付体制の整備
・情報公開・個人情報保護推進事業

■ 関連する行政計画 厚真町行政改革大綱 厚真町公共施設等総合管理計画 厚真町財政計画
厚真町過疎地域自立促進計画 千歳・苫小牧地方拠点都市地域計画
東胆振定住自立圏共生ビジョン 厚真町特定事業主行動計画
厚真町人員適正化計画

■ SDGs のゴールの達成に向けた方向性

関連するゴール	町としての取り組みの方向性
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ニーズの多様化が進む中、選択と集中、人材・組織力の強化、民間事業者、大学、他自治体などとの連携強化を図ることによって、効果的かつ効率的な行財政運営を推進します。
 11 住み続けられるまちづくりを	
 16 平和と公正をすべての人に	
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	



あつま復興未来会議 復旧・復興計画町民ワークショップ（令和元年 8 月）



昭和 28 年に建設された役場庁舎

- I
- II
- III
- IV
- V
- VI
- VII
- VIII
- IX

V

復旧・復興計画

第3期



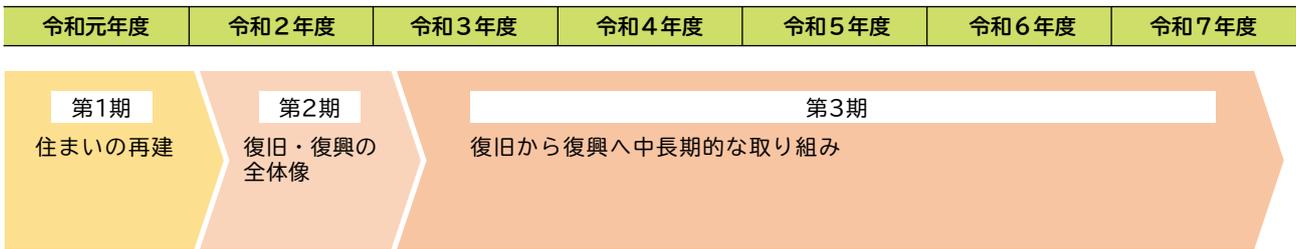
第1章 計画の趣旨

町では、これまで「厚真町復旧・復興計画（第1期）」および「同（第2期）」を策定し、町民の生活再建や生活基盤の早期復旧に向けて取り組んできました。

第3期においては、これまで取り組んできた復旧事業の進ちよくを確認するとともに、中長期的な視点で今後取り組むべき施策を明確にし、復旧から復興に向けた展開について示します。

①期間

令和3～令和7年度の5年間の計画期間とします。



②位置付け

本計画は、胆振東部地震からの復旧・復興に向けた取り組み内容を取りまとめ、推進の方針を示すものです。とりまとめに際しては、優先度の高い住まい再建や復旧・復興の全体像について先行的に示した第1期・第2期の進ちよくを踏まえ、令和3年度以降の取り組み内容を再構成します。

なお、復旧・復興計画第1期から第3期の主な内容は以下のとおりです。

【第1期】

被害状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示しました。

【第2期】

復旧・復興全体における施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みを示しました。また、地域再生計画などに基づき地域別整備方針を示しました。

【第3期】

第1期・第2期までの取り組みの進ちよく状況を整理するとともに、総合計画改訂版および次期総合戦略と連動し、中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的な発展をめざし、今後の展開を示すものです。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

第2章 復興ビジョン

①復興への想い

これまで、町では、アンケートやワークショップ、懇談会などを通じて、町民の皆様と町の復興について議論してきました。私たちが大事にしたい想いがここに 있습니다。

一 結実期の厚真町を襲った震度 7

- 厚真町にとって平成 30 年は期待あふれる年でした。基幹産業である農業の経営安定化や、近年注力していた子育て支援、移住・定住、起業支援、人材育成の取り組みが実を結びはじめ、豊かな自然環境を生かした新たな仕事生まれ、7 月には平成 29 年 1 月以来 1 年半ぶりに 4,670 人台に人口が回復するなど、厚真町が新たな局面に入る予感に、胸を高めていました。
- 平成 30 年 9 月 6 日未明、厚真町を震度 7 の地震が襲い、宅地や農地が一瞬にして土砂に飲み込まれ、道路は寸断され、生活や生産の基盤となっていたものが失われる事態となりました。胆振東部地震によって、私たちは 37 名の尊い命を喪（うしな）い、余震を含む大きな揺れにより、住まいや暮らしに大きな損害を受け、平穏な日々が一変することとなりました。日常生活に支障をきたし、見慣れた景色を失った町民全員が被災者となったとも言えます。

一 “復旧” と “種まき” に奔走した 2 年

- 被災から 2 年、避難所や仮設住宅での暮らしを経て、ようやく、住まいや農地、斜面の復旧が各地で見られるようになってきました。しかしながら、いわゆる“コロナ禍”では、話し合いや支えあい困難になる事態に見舞われています。
- 復旧が進んだとしても、震災の前と同じ、まったくの元通りにはならないこともあります。それぞれが新しい平穏な日常を取り戻せるよう、今後も支えあいや支援が必要です。
- この 2 年、厚真町を「いいところだ」と言ってくれる人、助けてくれる人や応援してくれる人たちに巡り合ってきました。そして、そういった方々の力を借りながら、よりよい厚真町をめざして種まきをしてきました。
- 被害のメカニズムは徐々に解明されつつあり、4,000 年前にも地滑りを伴う地震が発生した可能性が高いことが示されました。崩れた山肌に生えた小さな芽を目にするとき、100 年単位の時間がかかったとしても、確かに環境は再生していくのだという希望を持つことができます。

一 被災を経て新たな厚真町へ

- 震災後、さまざまなことに気づかされました。“つながり”の大切さ、日頃からの備えの大切さ。震災の経験や地域の記憶を、後世に伝えることも大切です。この町でもっと幸せに暮らすために、まだできることもあります。
- 被災を経て得られた気づき、つながりを大切に、もっと希望の持てる豊かな日々をめざしてこのまちの復旧・復興に取り組みます。

②基本的な考え方

復興への想いをもとに、本計画では、めざすべき「復旧」「復興」の考え方を以下に示します。

【復旧】

原形復旧・改良復旧を通じた施設の再生や、生活の機能の回復

【復興】

町民が「(新たな) 日常」を獲得し「また‘あつま’で明るい未来」を描けるようになること

③復興ビジョン

基本的な考え方のもと、町の復興ビジョンを以下に示します。

このつながりを未来へ

震災前とまったく同じ日常は、残念ながら取り戻すことができません。

しかし、私たちは「つながり」の大切さを知るとともに、たくさんの「つながり」も得ました。

これまで実施したワークショップやアンケートで、最も多く出た言葉の一つが「つながり」です。

豊かな自然、何世代にもわたって田畑を開墾してきた先人たちの功績、田舎の暮らしにあこがれて厚真町に移住してきた方の想い、これら従来からの大事な宝を守り、震災によって傷ついたものを回復させながら、私たちは、いま、新しい未来を創りはじめています。

これからも、町内外のさまざまなつながりの力で、「あつま」を未来へつないでいきます。

～ ビジョンのもとになった言葉 ～

「震災後、つながりや絆を感じている」(町民ワークショップ)

「人とのつながり、あたたかさをこれからも大事にしたい」(令和2年度アンケート調査)

「もっとつながりを広げたい／深めたい」(町民ワークショップ)

「再び人があつまるまちにしたい」(職員ワークショップ)

「次世代にあつまの宝をつなげたい」(町民ワークショップ)



V 復旧・復興計画 第3期

第3章 取り組みの進捗状況

厚真町復旧・復興計画 第2期では、3つの基本方針に基づいて施策を整理しました。これらの施策に位置付けた各取り組みの現在の進捗状況を整理します。

厚真町復旧・復興計画に係る取り組みの進捗一覧（令和3年3月時点）

■ 住まい・暮らしの再建

1 住まいの再建

取り組み	進捗状況	備考
①災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備及び民間賃貸住宅建設への支援	完了	災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の復旧が完了しました。民間賃貸住宅については、引き続き平常の業務にて建設を支援していきます。
②「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施	継続	多くの方が住まい再建に目途がついていますが、修繕が未了の方などについて引き続きサポートが必要です。
③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨	継続	「あつま型住まい再建プログラム」の進捗よくに合わせて、引き続き制度利用勧奨が必要です。
④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援	継続	地域再生計画に基づき、小規模改良住宅の整備、防災拠点、避難路の整備を引き続き実施する必要があります。

2 町民生活の再生

取り組み	進捗状況	備考
①社会生活基盤の復旧	継続	富里浄水場の復旧など事業は大きく進展していますが、未完了の箇所について国・道等の関係機関と連携し、事業の完了に向けて取り組む必要があります。
②被災者の生活再建支援	継続	被災者の生活再建に向けて、生活再建支援金や義援金の支給などを引き続き実施する必要があります。
③地域コミュニティ施設の再生支援	継続	（仮称）北部地域防災拠点施設の整備や自治会が所有する神社などの地域コミュニティ施設の復旧・再建を引き続き支援する必要があります。
④暮らしの安心確保	平常の取り組みに移行	地域交通の維持確保など生活再建後の暮らしの安心確保については、従前からの課題でもあることから、平常の業務にて全時的な対策を検討しています。

3 保健・福祉の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①保健福祉施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の継続	継続	仮設住宅から恒久住宅への移行期にあたり、今後も心のケアや生活支援の推進が必要です。

4 子育て・教育の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①文教施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②子どもの育ち・学びへのきめ細やかな支援	継続	健やかな育ち・学びについては従前からの目標であり、平常の業務として継続しています。防災学習や児童生徒の心のケアについては、継続が必要です。

■ なりわい（仕事）の再生

1 農業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①農業施設の復旧	継続	厚幌導水路の導水管復旧、復旧工事終了後の農地の経過観察などに継続して対応する必要があります。
②営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興	平常の取り組みに移行	農業振興については従前からの課題であることから、地震の影響による営農環境の変化を注視しながら、平常の取り組みに移行して継続します。

2 森林および林業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①被害状況に応じた森林再生方針の整理	完了	令和2年度に森林再生方針をとりまとめました。
②林業施設の復旧	継続	国・道など関連機関と連携のうえ、引き続き、林道・林業専用道・森林作業道の復旧/再整備に取り組む必要があります。

3 水産業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①漁業施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。

4 商工業の振興・交流の推進

取り組み	進捗状況	備考
①商工業者の経営再建支援	継続	共同仮設店舗の運営を令和3年度まで継続するほか、災害復旧資金利子補給などの支援事業を継続しています。
②町内外の新しいつながりを活かした経済活性化	継続	胆振東部地震後の新たなつながりを活かし、新たな産業・事業の創出や、地域活性化に向けた取り組みの創出を引き続き検討します。
③観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続	胆振東部地震の記憶を伝える「(仮称)震災伝承ツーリズム」など、新たな観光・交流の仕組みの整備を引き続き検討します。

■災害に強いまちづくり

1 災害に強い社会基盤の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害防止	継続	国・道などの関係機関と連携し、砂防事業、治山事業の完了に向けて取り組みます。
②災害に強いインフラの整備	継続	避難路の整備や地すべり対策、配水管の耐震性強化に向けた取り組みを引き続き行う必要があります。

2 地域防災体制の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し	継続	地域防災計画の改訂が完了しています。引き続き業務継続計画やマニュアル等の作成・更新に取り組む必要があります。
②自主防災組織の設置推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	継続	各地区では、組織設置・避難計画の作成が進んでいます。今後も、各地区の組織の設置推進とともに、各種訓練の実施など実践的な活動を展開するための支援が必要です。
③町内外の機関との協力体制の構築	継続	胆振東部地震の教訓を踏まえ令和2年度までに複数の団体との災害協定を新たに締結しました。今後も体制構築を行います。

3 防災拠点の整備

取り組み	進捗状況	備考
①防災拠点となる施設の整備	継続	町の防災の拠点となる、新庁舎、備蓄倉庫、(仮称)北部地域防災拠点施設の整備について検討・実施する必要があります。
②防災拠点の機能強化	継続	防災拠点における電力確保のため、再生可能エネルギーの創出・供給の仕組みを整備していく必要があります。

4 被災の記憶の継承

取り組み	進捗状況	備考
①犠牲者の追悼	継続	慰霊のための碑やモニュメントの整備について継続して取り組む必要があります。
②記録や記憶の保存・活用	継続	資料の収集・保存や、各資料の活用について継続して取り組む必要があります。
③防災学習の推進	継続	学校教育等の分野では防災学習の推進が行われていますが、カリキュラムの確立や副読本の整備などに継続して取り組む必要があります。



第4章 基本方針と施策の体系

復旧・復興の進ちよく状況を踏まえ、基本方針を以下のとおり再編し、今後の展開の視点と施策の体系を示します。

1 住まい・暮らしの再建

住まい・暮らしの再建については、だれ一人として取り残さないという理念のもと、被災者一人ひとりの状況に合わせた再建支援、心のケアを継続します。併せて、地域コミュニティの再生・活性化への支援に向けた取り組みや、胆振東部地震で被害を受けた百年記念公園やパークゴルフ場など地域住民の生活に欠かせない公園施設等の再整備についても検討を進めます。

甚大な被害を受けた吉野地区については、住民、ご遺族、地権者等の意向を確認しながら、植栽などの環境整備の推進と将来的な地区の姿について検討を進めます。

- ①心のケア・生活再建支援の推進
- ②地域コミュニティの活性化への支援
- ③公園施設等の再整備
- ④吉野地区の環境整備

2 なりわい（仕事）の再生

大規模な被害を受けた各産業基盤については、国・道など関係機関の協力のもと復旧を推進します。特に民有林を含めた被災森林の再生に関しては長い年月を要しますが、整備手法等について引き続き、調査・研究を進めます。また、胆振東部地震をきっかけとした町外とのつながり（＝関係人口）の維持・拡大を図るとともに、復興に向けた新たな事業の創出に向けて連携を強化していきます。

- ①産業基盤の復旧
- ②森林および林業の再生
- ③関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

3 災害に強いまちづくり

胆振東部地震の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフトの両面の防災・減災を推進します。災害時に拠点施設となる役場庁舎および周辺施設、防災備蓄倉庫の整備についても、本格的に着手します。

- ①災害に強い社会基盤の整備
- ②地域防災体制の強化
- ③防災拠点・施設の整備

4 被災の記憶の継承

胆振東部地震で得た多くの教訓と復旧・復興の記憶や経験を忘れず町内外で共有し、今後の災害に備える防災意識社会の実現をめざします。

- ①犠牲者の追悼
- ②胆振東部地震の記録や記憶の継承
- ③防災・減災意識の醸成
- ④胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

第5章 分野別計画

基本方針1 | 住まい・暮らしの再建

施策1 心のケア・生活再建支援の推進

施策の方針

- * 町民の心身の健康をサポートし、健やかで安心できる暮らしの再生をめざします。
- * すべての町民が生活基盤としての住まいを再建できるよう、個々の状況や希望に寄り添い、生活再建を支援します。

現状と課題

- 被災によるショックや被災後の環境の変化、今後の生活への不安などから、心身の健康への影響が懸念されるため、これまで応急仮設住宅などを中心に、生活支援相談員（LSA）や保健師などによる個別訪問や、こころの相談会などの開催を行ってきました。今後は、応急仮設住宅などからの住み替え先や在宅生活者に対する支援の継続が求められています。
- 住まいの再建に関しては、災害公営住宅等の建設、被災した福祉施設の再建支援のほか、個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」による支援に取り組んできました。「あつま型住まい再建プログラム」においては、これまでは対応が急務となる応急仮設住宅などの入居者を中心に支援を実施してきましたが、今後は在宅被災者も含めた支援が求められています。

取り組み内容

自助、互助・共助、公助の基本的な考え方にに基づき、心のケアや生活支援を継続して行います。特に、住み替え後の生活支援を引き続き行うとともに、健康実態把握により選定した重点地区を対象に、在宅被災者の心のケア・生活支援を行います。

在宅被災者の中には被災した住宅で生活を続け、住まいの再建の方針が定まっていない方も見受けられることから、各地区の民生委員や自治会を通じた情報収集と関係機関での情報共有・分析により、在宅被災者が抱える課題の把握と必要な支援を行っていきます。また、各制度の実施期間において、継続して住宅再建にかかる助成や、義援金の配分などの支援を行います。

また、被災者の住まい確保のため、これまでに建設した災害公営住宅等の維持・管理を継続して行うとともに、北部地域において小規模改良住宅を整備します。

主な取り組み・事業

- ・ 重点地区における心のケアの実施
- ・ ゲートキーパーの養成
- ・ ライフサポートアドバイザー派遣事業
- ・ 住まい再建に向けた個別支援の継続
- ・ 各種支援制度の実施および利用勧奨
- ・ 災害公営住宅等の維持・管理
- ・ 小規模住宅地区改良事業

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
心のケア・生活支援	方針検討		重点地区支援		方針見直し			
	ハイリスク者支援							
	自助・互助・共助支援							
住まい再建に向けた個別支援の継続	応急仮設住宅などの入居者の支援(重点)			在宅被災者の情報収集と個別支援の実施				
	各種支援制度の実施・利用勧奨							
住環境整備	災害公営住宅等の整備			災害公営住宅等の維持、管理				
	小規模改良住宅の整備							

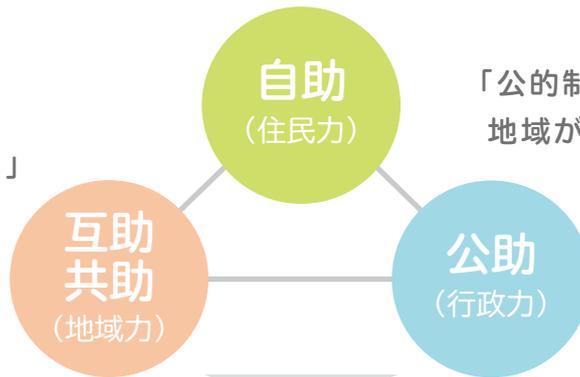
■ 自助、互助・共助、公助の考え方

「自分や家族でできることを自ら取り組む」

自らの健康管理(セルフケア)や自らの介護予防、市場サービスを自ら購入するなど

「地域が個人・家族でできないことを支える」

友人、自治会などによる普段からの交流、見守り活動、異変の気づきなど



「公的制度によって個人・家族や地域ができないことを支える」

自分自身や家族だけでは問題を解決することが難しく、生命に危険をおよぼす恐れがあるときに公的な判断のもと支援を行うこと

町の取り組み

自助への支援

普及啓発活動

- ・こころの教室
- ・やさしい精神保健講座
- ・広報誌健康情報掲載
- ・こころの健康に関するリーフレット全戸配布
- ・既存事業での情報提供

互助・共助への支援

見守り支援活動

- ・ボランティアによる訪問、情報共有
- ・民生委員や地区保健福祉推進員との情報共有や連携
- ・地域の方々からの情報提供に基づく専門職の支援介入
- ・ゲートキーパー養成講座実施

公助の実施

ハイリスク者支援

- ・生活支援相談員(LSA)の配置
- ・こころのアンケート実施(健診事業を活用)
- ・個別相談・継続支援(医師・臨床心理士・保健師などによる家庭訪問・来所・電話)
- ・相談機関の紹介

地域で暮らす人々の健康問題の解決へ



施策 2 地域コミュニティの活性化への支援

施策の方針

*住まいを再建した後、地域の中で共に助け合い、支えあいながら安心して暮らすことができるように、コミュニティの活性化に向けた支援を行います。

現状と課題

- 応急仮設住宅などを退去し住まいを再建した後、各地域で町民が孤立することなく、共に助け合い、支えあいながら安心して暮らすことができるように、各地域で今後のコミュニティの活性化に向けた検討が求められています。中でも、甚大な被害を受けて集落の人口が減少した地域におけるコミュニティの持続や、災害公営住宅や公営住宅が建設され、新たに団地が形成された地域における既存自治会を含めたコミュニティの形成などが課題となっています。
- このような状況の中、町では、甚大な被害を受けた北部地域について、地域の巡回や状況把握を行う集落支援員を配置し、復旧・復興事業の円滑な実施を支援しています。また、社会福祉協議会では、令和2年度より、地域の民生委員や自治会の協力のもと、幌内地区や富里地区をはじめとして小地域で集いの場を開催し、今後自治会が中心となって地域のコミュニティの活性化に向けた議論や取り組みが行えるように、地域の方々の話し合いの場づくりを行っています。

取り組み内容

社会福祉協議会と連携し、小地域での集いの場の他地区への展開や、災害公営住宅や公営住宅の建設地域における団地入居者と既存自治会などとの顔合わせや話し合いの場づくりなどの支援を行っていきます。

特に被害が甚大な北部地域については、集落支援員を配置し、地域の巡回を通じて状況把握に努めるとともに、令和2年度に策定した「北部4地区地域再生計画」の推進を図っていきます。

主な取り組み・事業

- ・集落支援員の配置
- ・地域コミュニティ施設等再建支援事業
- ・コミュニティの形成支援
- ・北部4地区地域再生計画の推進

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
コミュニティの形成支援		地域コミュニティ施設等再建支援		小地域での集いの場づくり				
被害が甚大な地域への対応			地域再生計画の策定・推進・見直し					
			集落支援員の配置					

施策 3 公園施設等の再整備

施策の方針

*胆振東部地震の影響で使用できない状況にあった公園施設等を再整備します。

現状と課題

- 新町運動公園内に整備されていたパークゴルフ場は、胆振東部地震の発災後、福祉仮設住宅等の建設用地として使用されてきました。今後は地区住民の健康増進やコミュニティを育む場としての、施設の復旧が求められています。
- 豊沢地区の百年記念公園では、厚幌導水路の復旧のための導水管工事が行われ、一部の公園利用ができない状況にあります。公園用地内の導水管工事終了後、町民の憩いの場として、緑豊かな公園環境の復旧が求められています。

取り組み内容

新町パークゴルフ場の再建については、用地の選定、整備計画について検討を進めます。
また、百年記念公園は、公園用地内の緑化を図るとともに、周辺環境と調和した利活用を視野に、整備計画を検討します。

主な取り組み・事業

- ・パークゴルフ場の再建
- ・百年記念公園用地の再整備

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
パークゴルフ場の再建				用地の選定 整備計画の検討				
百年記念公園用地の整備			厚幌導水路（豊沢地区）工事		計画・設計		整備	

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

施策 4 吉野地区の環境整備

施策の方針

*胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区の再生に向けて、将来の構想づくりと必要な環境整備を行います。

現状と課題

- 胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区では、胆振東部地震後進められてきた各種復旧工事がほぼ完了したことを受け、令和2年度より将来の構想づくりに着手しています。
- 構想づくりにおいては、土地所有者に対して今後の土地の利用・管理意向を伺ったうえで、当面の土地の管理方法と将来の土地利用について検討しています。
- 土地の管理については、管理が行き届かずに荒れ地になることを避けるために、土地所有者の承諾が得られる土地については、町が緑化による管理代行を行うことを検討しています。
- 将来の土地利用については、農業従事者の営農環境や、将来的な農家住宅などの宅地環境、胆振東部地震による地区内の犠牲者の慰霊環境の確保などが求められています。
- 胆振東部地震後、奈良県から吉野桜が寄贈されたことや、町民有志の吉野地区に花を植える活動などから、植樹などによる地区の景観再生も求められています。

取り組み内容

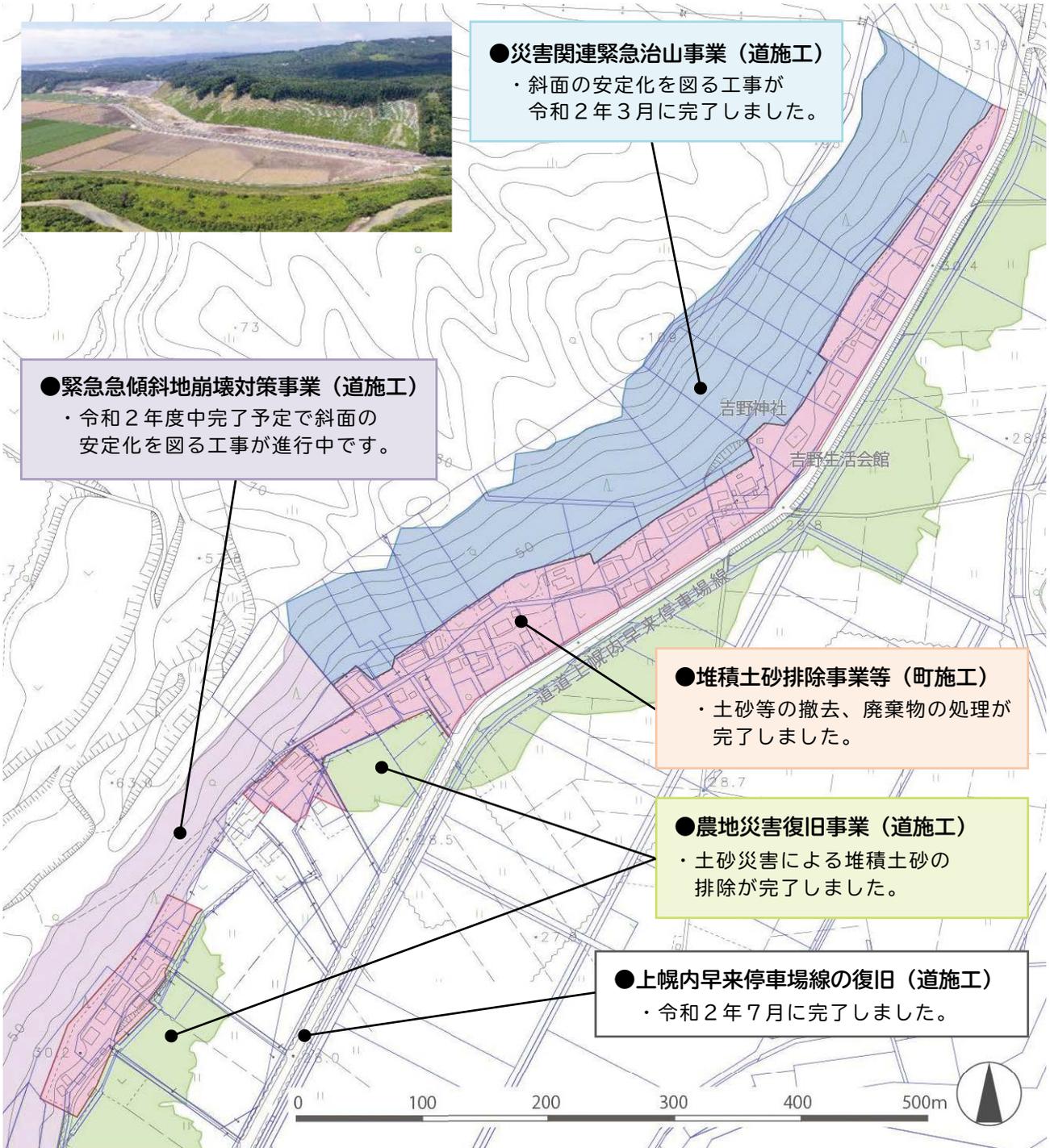
吉野地区の将来の構想づくりを進め、緑化による管理代行と必要な環境整備を行います。

主な取り組み・事業

- ・緑化による暫定的な管理の実施
- ・将来構想の検討

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
吉野地区の環境整備					緑化による暫定的な管理			
				将来構想の検討				

■ 吉野地区の現状（令和2年12月時点）



基本方針2 | なりわい(仕事)の再生

施策 1 産業基盤の復旧

施策の 方針

*なりわい再生に向けて、関係機関の協力のもと復旧を推進します。

現状と課題

- 被災した各産業の早期再生に向けて、国や道などの関係機関との連携や、ボランティアなどの支援のもと、施設の復旧やその他の経営再建支援に取り組んできました。農地に流入・堆積した土砂の撤去や、経営の再建と安定化に向けた各種制度の利用勧奨などの取り組みにより、各産業の再生が進んでいます。
- 一方、崩土除去後の農地の生産環境の再生や、崩壊斜面からの流出土砂による漁業への影響などについては、継続したモニタリングが必要です。
- 今後は、未了の復旧事業に引き続き対応するほか、胆振東部地震の影響によるさまざまな環境変化を注視し、生産性の回復と安定に向けて対応していくことが求められます。

取り組み内容

厚幌導水路の導水管の復旧をはじめとした、災害復旧事業の速やかな完了に向けて取り組むとともに、共同仮設店舗の管理・運営や、利子の一部補給などの事業を引き続き実施します。

また、胆振東部地震の影響による環境変化をモニタリングし、生産性の回復と安定に向けて必要な支援を検討・実施します。

主な取り組み・事業

- ・直轄災害復旧事業「勇払東部」(国)
- ・共同仮設店舗の管理運営
- ・中小企業災害復旧資金利子補給
- ・震災影響のモニタリング

項目	事業期間						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業基盤の復旧	直轄災害復旧事業「勇払東部」						
	共同仮設店舗の管理・運営						
	中小企業災害復旧資金利子補給						
	胆振東部地震影響のモニタリング						

施策 2 森林および林業の再生

施策の
方針

- * 持続的な森林資源活用の基盤を、長期的な視点で整備します。
- * 森林と人との接点を創出し、胆振東部地震後の森林と地域住民との新たな関係性の構築を図ります。

現状と課題

- 町内では、地震により 3,160ha の林地崩壊が発生しました。二次被害防止の観点から対策が急務な崩壊地・流域については、関係機関により必要な措置が行われ、現在も経過観察を行っています。
- 林地崩壊箇所については、「崩壊地」と「堆積地」に区分しており、特に森林造成が困難と見込まれる崩壊地において、道が主体となり造林実証試験を実施しています。
- 林地崩壊に伴い、路網が寸断されており、立ち入れない森林が発生しています。
- 震災前に比べて、町民と森林との間に隔たりが発生している可能性があります。森林に立ち入る機会の創出や、森林資源の利活用により、町民と森林との関係性を再構築することが必要です。

取り組み内容

現在、計画および実施されている事業の速やかな完了を推進するとともに、経過観察が必要な箇所の把握と定期的なモニタリングを実施し、安全を確保します。

また、路網の再整備と合わせて、将来的に木材生産林として期待できる場所への森林造成を優先的に推進し、森林機能の回復を図ります。また、持続可能な林産業の確立に向けて、倒木や残存している森林資源の利用計画を策定します。

さらに、植樹会や、崩壊した森林の自然回復の過程を観察する会などの開催を通して、身近な森林と町民との接点を複層的に展開し、地域資源である森林との関係性の再構築を図ります。



V 復旧・復興計画 第3期

■ 主な取り組み・事業

- ・ 治山事業の推進 ・ 震災影響のモニタリング ・ 森林再生に向けた実証試験および再造林
- ・ 林道施設等の復旧および林業専用道等の整備 ・ 胆振東部地震遺構の整備 ・ 植樹会などの開催

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
治山事業の推進	対策事業の推進					モニタリング		
森林造成			意向調査（集中期間）					
		実証試験						
		被害木整理・再造林（集中期間）						
林業施設の復旧	林道施設等復旧			林業専用道等整備（令和9年度まで集中期間）				
森林と町民の 新たな関係性構築			植樹会などの開催					

施策 3 関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

施策の方針

*関係人口や企業との連携により、復興に向けた新たな事業の創出を行います。

現状と課題

- 胆振東部地震以降、町を訪れた災害ボランティアは令和2年12月時点で5,500人以上、胆振東部地震後に新たに町と協定を結んだ企業は5社以上にのぼるほか、官民のさまざまな地域づくりの取り組みに参画する町内外のネットワークが広がっています。
- 今後は、胆振東部地震からの復興や中長期的な地域づくりに向けて、現在あるつながりをこの後の継続した関係とするための方策を検討するとともに、上記のような関係人口や企業との連携により、新たな産業や、地域活性化に向けた取り組みを創出することが求められます。

取り組み内容

胆振東部地震を機に得られた関係人口や企業とのつながりを生かし、新たな産業や、地域活性化に向けた取り組みの創出を促します。

主な取り組み・事業

- ・エネルギー地産地消事業
- ・企業版ふるさと納税制度の活用

項目	事業期間						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新産業の創出	関係人口・企業との連携強化、新産業の創出						



基本方針3 | 災害に強いまちづくり

施策 1 災害に強い社会基盤の整備

施策の 方針

*胆振東部地震で明らかになった防災面での課題を踏まえ、今後の災害発生に備えて、災害に強い社会基盤を整備します。

現状と課題

- 山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケッパ川、チカエツプ川、東和川における砂防事業、道による急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業により、対策が講じられています。引き続き、国・道と連携し、山腹崩壊などの被害箇所の二次的被害防止に努める必要があります。
- 胆振東部地震では、交通網の寸断や、電源喪失時に情報が不通となるなど、災害に対するインフラの脆弱性が明らかになりました。
- 胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保など、災害に強いインフラの整備を行うことが求められます。
- 災害発生時の情報通信インフラの整備として、防災無線のデジタル化を行うとともに、災害に強いまちづくりの基礎となるハザードマップについても、適宜改訂や普及を行う必要があります。

取り組み内容

国・道など関係機関と連携し、山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等を実施します。

また、胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保などの基盤整備を行います。さらに、災害発生時の情報通信インフラである防災無線のデジタル化や、基礎的な情報となるハザードマップの改訂を行います。

主な取り組み・事業

- ・直轄砂防事業（国）
- ・治山事業（道）
- ・急傾斜地崩壊対策事業（道）
- ・避難路の整備（幌内左岸線・上厚真小学校通り線）
- ・宅地耐震化推進事業
- ・配水管の耐震化
- ・エネルギー地産地消事業
- ・防災無線のデジタル化
- ・ハザードマップの改訂

第4次厚真町総合計画[改訂版]

項目	事業期間								
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
二次的被害の防止			直轄砂防恒久対策						
		治山事業							
避難路の整備			幌内左岸線の整備						
			上厚真小学校通り線整備						
災害に強い インフラ整備			宅地耐震化推進事業						
			公共施設における非常用電源の確保						
			防災無線デジタル化						
ハザードマップの 整備			ハザードマップ改訂						



V 復旧・復興計画 第3期

施策 2 地域防災体制の強化

施策の方針

* 今後の災害発生に備えて、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて地域防災力の向上をめざして継続的に取り組みます。

現状と課題

- 胆振東部地震後の対応で学んだ知恵や教訓を、今後の災害発生時の対応に生かすため、「自助・共助・公助」の考え方に基づき、地域防災力の向上や地域防災体制の強化に取り組む必要があります。
- 町の体制については、胆振東部地震時の災害対応について検証を実施し、地域防災計画の見直しを図りました。今後は、業務継続計画やマニュアルなどの見直しを適宜行うとともに、訓練を繰り返し行い、より計画を実用性の高いものに更新することが求められます。
- 地区の防災体制については、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施しています。これまでに4地区で組織が発足しているほか、避難計画などの作成を進めています。
- 自主防災組織の結成とともに、各避難所単位での避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施や避難訓練の実施など、備えに向けた実践的な活動を展開することも必要です。

取り組み内容

胆振東部地震の教訓を踏まえて更新した地域防災計画をもとに各種訓練を行い、計画やマニュアルの更新・策定を行いながら、町の防災体制を強化します。また、非常時の協力体制を構築するため、災害協定の締結などを積極的に行います。

地区防災体制の強化のため、自主防災組織の発足や活動、地区防災計画（避難計画等）の策定への支援を行うとともに、避難訓練、避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施を支援し、より実践的な活動の展開をサポートします。

主な取り組み・事業

- ・ 業務継続計画の見直し
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 各種訓練の実施
- ・ 災害協定の締結
- ・ 自主防災組織の設立・活動支援
- ・ 地区避難計画の策定支援
- ・ 北海道地域防災マスター認定研修への支援

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁内体制強化	訓練の実施							
	計画・マニュアルの更新（随時）							
地域防災力の向上	自主防災組織への支援							

施策 3 防災拠点・施設の整備

施策の方針

*災害時の安全・安心を確保するため、災害対応の中核機能を担う役場庁舎の防災機能の強化や、防災機能を有するコミュニティ拠点施設の整備、防災備蓄倉庫の整備を行います。

現状と課題

- 災害対応の中核機能を担う役場庁舎は、老朽化や耐震性への懸念を抱えており、震災前から建て替えが検討されてきました。胆振東部地震の教訓を踏まえた構想・計画づくりが求められています。
- 胆振東部地震で富里・高丘・吉野地区の山際に立地していた指定避難所や一時避難所に定められていたコミュニティ施設が被災したことから、今後は安全性の高い場所での施設の再建が求められています。
- 今後の災害に備え、災害時に安全かつ効率的な物資の供給が行えるよう、安全性の高い場所での防災備蓄倉庫の整備が求められています。

取り組み内容

役場庁舎および周辺の構想・計画づくりを行い、防災機能を強化した新庁舎の建設と周辺公共施設群の再編成を行います。

富里・高丘・吉野地区が共同で使用できる、防災機能を有したコミュニティ施設（（仮称）北部地域防災拠点施設）を山際から離れた厚真川左岸の浸水想定区域外に整備します。

厚真市街地周辺の厚真川浸水想定区域外に、平常時に備蓄品などを保管し、災害時の支援物資の受け入れにも対応できる、十分な容量を有する防災備蓄倉庫を整備します。

主な取り組み・事業

- ・ 庁舎および周辺施設整備
- ・ 胆振東部消防組合厚真支署の建て替え
- ・ （仮称）北部地域防災拠点施設の整備
- ・ 防災備蓄倉庫の整備

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁舎および周辺施設整備	公共施設群の再編成							
（仮称）北部地域防災拠点施設の整備			計画・設計	建設工事				
防災備蓄倉庫の整備				設計	建設工事			



V 復旧・復興計画 第3期

事業概要 富里・高丘・吉野地区のまちづくりの拠点施設として、平常時における交流や防災備蓄機能、災害時における避難所、物資保管・供給機能などを併せ持つ複合施設として整備

建設形態 建物は平屋建て、300～350㎡程度を想定

整備時期 令和3年度内完成（予定）

建設場所



基本方針4 | 被災の記憶の継承

施策 1 犠牲者の追悼

施策の
方針

*町民一人ひとりが胆振東部地震により失われた尊い命と胆振東部地震の経験を心に残し続けていくために、追悼や慰霊の場を整備します。

現状と課題

- 胆振東部地震により亡くなられた方々をしのび、哀悼の意をささげるため、「胆振東部地震厚真町追悼式」を実施しています。
- 土砂災害により多くの方が犠牲になった吉野地区や役場庁舎に仮設的な追悼の空間を設けてきましたが、今後は後世に残し続けるために、恒久性のある追悼・慰霊の場と、厚真町の復興に対する思いを未来に伝えていく場を整備していくことが求められています。

取り組み内容

胆振東部地震厚真町追悼式を執り行うとともに、胆振東部地震による犠牲者を悼み、胆振東部地震の記憶の継承と復興への思いを象徴する場として、慰霊の石碑や慰霊モニュメントを町の中心部に整備すると共に、犠牲者がいる集落への整備支援を検討します。

主な取り組み・事業

- ・胆振東部地震厚真町追悼式
- ・慰霊碑の整備
- ・慰霊施設・モニュメント等の整備

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
胆振東部地震厚真町追悼式	胆振東部地震厚真町追悼式							
慰霊碑の整備	慰霊碑の整備							
慰霊施設・モニュメント等の整備	慰霊施設等の検討							



V 復旧・復興計画 第3期

施策 2 胆振東部地震の記録や記憶の継承

施策の 方針

*胆振東部地震から得た教訓を後世に伝えるため、発災から復旧・復興までの記録、被災者の経験、震災前の暮らしの記憶などを収集・保存・活用します。

現状と課題

- 胆振東部地震後、それぞれの現場での救援・復旧に向けた動きをとりまとめた「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証」や、同じく甚大な被害を受けた安平町・むかわ町と合同で北海道胆振東部地震災害記録誌を作成しています。今後は、町における復旧・復興に関するさまざまな行政資料だけでなく、暮らしや産業の復興にかかわってきた当事者の取り組み・想い、町民個人の経験を含めて総合的にアーカイブ化を図っていくことが求められます。
- また、山体崩壊が起きた日高幌内沢などは、胆振東部地震が引き起こした山体崩壊の甚大さやそのメカニズムを体感できる場所であり、既に小中学生の授業などにおいて見学プログラムが実施されています。今後、胆振東部地震遺構としての保存・活用のあり方や砂防区域内での安全な回遊ルート・視点場の整備について検討が必要です。

取り組み内容

発災から復旧・復興までの記録資料や被災者の記憶をアーカイブ化し、胆振東部地震から得た教訓と復旧・復興の過程を伝える記録誌を作成します。また、胆振東部地震がもたらしたものを伝えるために、被災現場や実物資料などの保存・活用について検討します。

主な取り組み・事業

- ・胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用
- ・町史の編さん（災害記録含む）
- ・胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討
- ・対応記録集の作成
- ・胆振東部地震災害記録誌作成

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用	胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用							
胆振東部地震災害記録誌作成事業	3町合同記録誌の作成							
対応記録集の作成	対応記録集の作成							
町史の編さん（災害記録含む）	町史の編さん（災害記録含む）							
胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討	胆振東部地震遺構や実物資料などの保存・活用に関する検討							

施策 3 防災・減災意識の醸成

施策の
方針

* 防災・減災まちづくりの意識醸成を図り、地域全体の災害に対応する力を高めるために、子どもたちへの防災教育や町内外に対する啓発活動を実施します。

現状と課題

- 胆振東部地震後、町内の小中学校では、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、児童・生徒の心のケアを目的としたサポート授業や実際の山腹・山体崩壊地の現場見学や避難所生活の模擬体験などによる防災学習の推進に取り組んでいます。今後は、子どもたちが防災・減災意識を高め、自助・共助の大切さを自覚し、自ら判断し行動する力の定着をめざした防災教育を支援するツールの作成とそれらを活用した教育プログラムの体系化を図ることが求められています。
- 併せて、胆振東部地震の記録や防災学習に関する情報の発信、さまざまな団体・人材の交流を支える場が必要となっています。

取り組み内容

防災・減災まちづくりの意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした心のケアや防災学習の取り組みを継続し、加えて学校教育の幅広い場面で活用できる副読本を作成します。また、胆振東部地震の記録展示や防災学習推進に活用する施設を整備します。

主な取り組み・事業

- ・ 防災学習の推進
- ・ 児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化
- ・ 防災教育のための副読本の作成
- ・ 胆振東部地震伝承施設の検討

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
防災学習の推進								
児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化								
防災教育のための副読本の作成								
胆振東部地震伝承施設の検討								



V 復旧・復興計画 第3期

施策 4 胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

施策の 方針

*復興の先のまちづくりを見据えて新たな交流人口・関係人口を創出するため、胆振東部地震の経験を生かした観光プログラムなどを推進します。

現状と課題

- 胆振東部地震による被害、復旧・復興の状況を町内外の方々に知ってもらうために、他の自治体関係者、民間事業者や学校などを対象とした被災地視察を試行的に実施しています。
- 今後は、このような取り組みを震災伝承プログラムとして確立し、交流人口や多様な地域の担い手となる関係人口の創出につなげていくことが求められます。
- これらの取り組みを通じて、胆振東部地震の経験を災害に備える防災意識社会の実現に役立てていくことが大切です。

取り組み内容

胆振東部地震の被害や復旧・復興の過程を伝え、学び合うとともに、厚真町の魅力を発信するために、森林崩壊地、今後整備を進める展示施設や慰霊モニュメント、既存の厚真の資源を生かした観光コンテンツなどを合わせて町内をめぐるモデルプログラムを作成します。

また、観光協会などとの連携により地域に内在する人材のネットワークを図りながら、胆振東部地震の経験を語り継ぐ人材の育成や、震災伝承プログラムの運営の仕組みづくりを推進します。

主な取り組み・事業

- ・震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり
- ・被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり								
被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進								

VI

第2期

まち・ひと・しごと創生

長期ビジョン・総合戦略



第1章 基本的な考え方

①趣旨

厚真町では、平成27年に策定した「厚真町まち・ひと・しごと長期ビジョン・総合戦略」にもとづき、人口減少対策と地方創生に向けて3つの基本目標のもと取り組みを行っており、これまでに移住・定住数の増加など一定の成果が得られています。さらに今後は、胆振東部地震を経た社会経済状況や町民意識の変化、SDGsやSociety5.0といった新しい社会の潮流、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえたあらたな戦略が求められることから、総合計画と一体的に戦略を見直すものです。

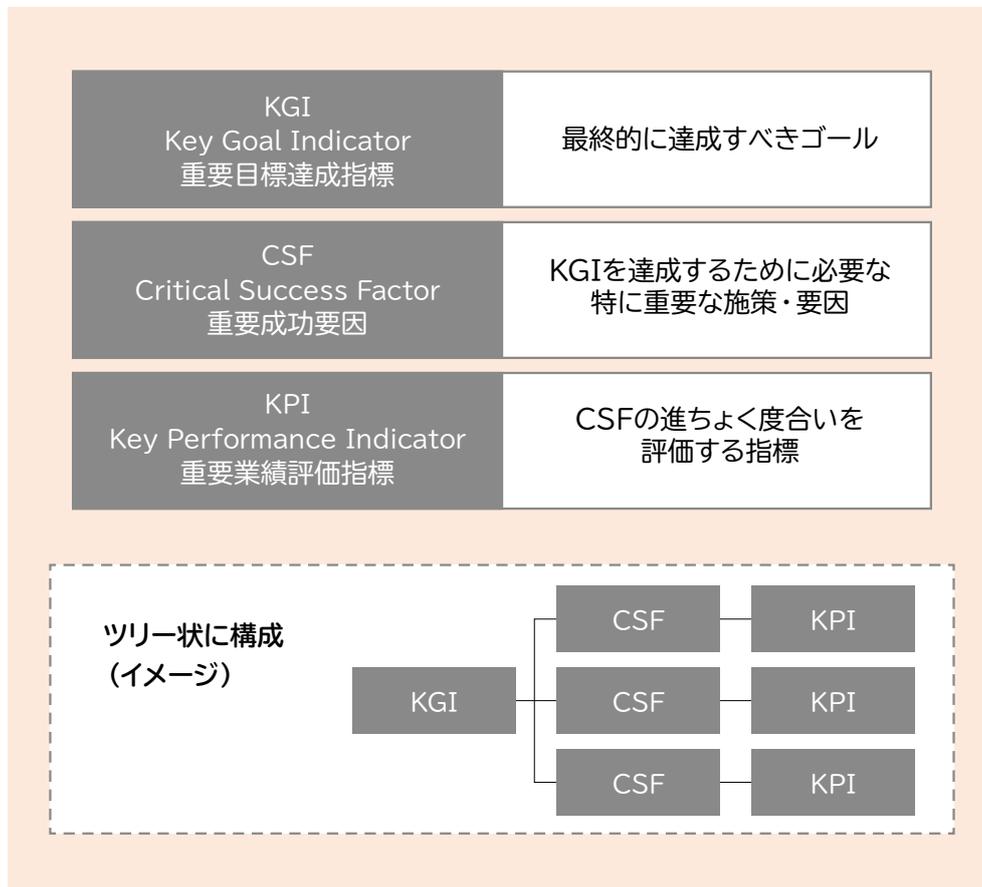
なお、本戦略は、町の人口減少対策と創生に向けて重点的に実施する施策を明確に記載した「戦略プラン」として位置付け、KPI（重要業績評価指標）によって進行管理を行います。

②計画のマネジメント

本戦略は、仮説の設定と実行、検証を繰り返すことで、絶えず理念と取り組みが更新され続けることをめざし、PDCAサイクルを確立して戦略を推進します。

そのため、本戦略は、町の人口減少対策と創生に向け、現時点の仮説に基づいた目標と施策を明確に記載します。また、KPIの数を絞って設定したうえで、目標を構造的に図化するKPIツリーの考え方に基いて体系を整理することで、解決すべき課題を明らかにし、庁内での目標共有を行いやすくするとともに、多様な関係者による官民共創を促します。

KPIツリーの考え方



第2章 長期ビジョン

人口動向等の分析

①人口の推移と将来推計

厚真町の人口は、昭和33（1958）年の10,597人をピークに減少を続けています。特に、昭和29（1954）～昭和48（1973）年までの高度経済成長期には、大都市圏等への大きな人口流出が要因と考えられる年2%超の大幅な転出超過による急激な人口減少がみられました。その後も年1%の人口減少は続き、現在は4,452人（住民基本台帳人口，令和2（2020）年3月末時点）^{※1}となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）が公表した将来推計人口^{※2}では、今後、年1.5%程度の減少が続き、令和27（2045）年には3,110人と推計され、平成27（2015）年の国勢調査の4,685人と比較して約34%の減少が見込まれます。

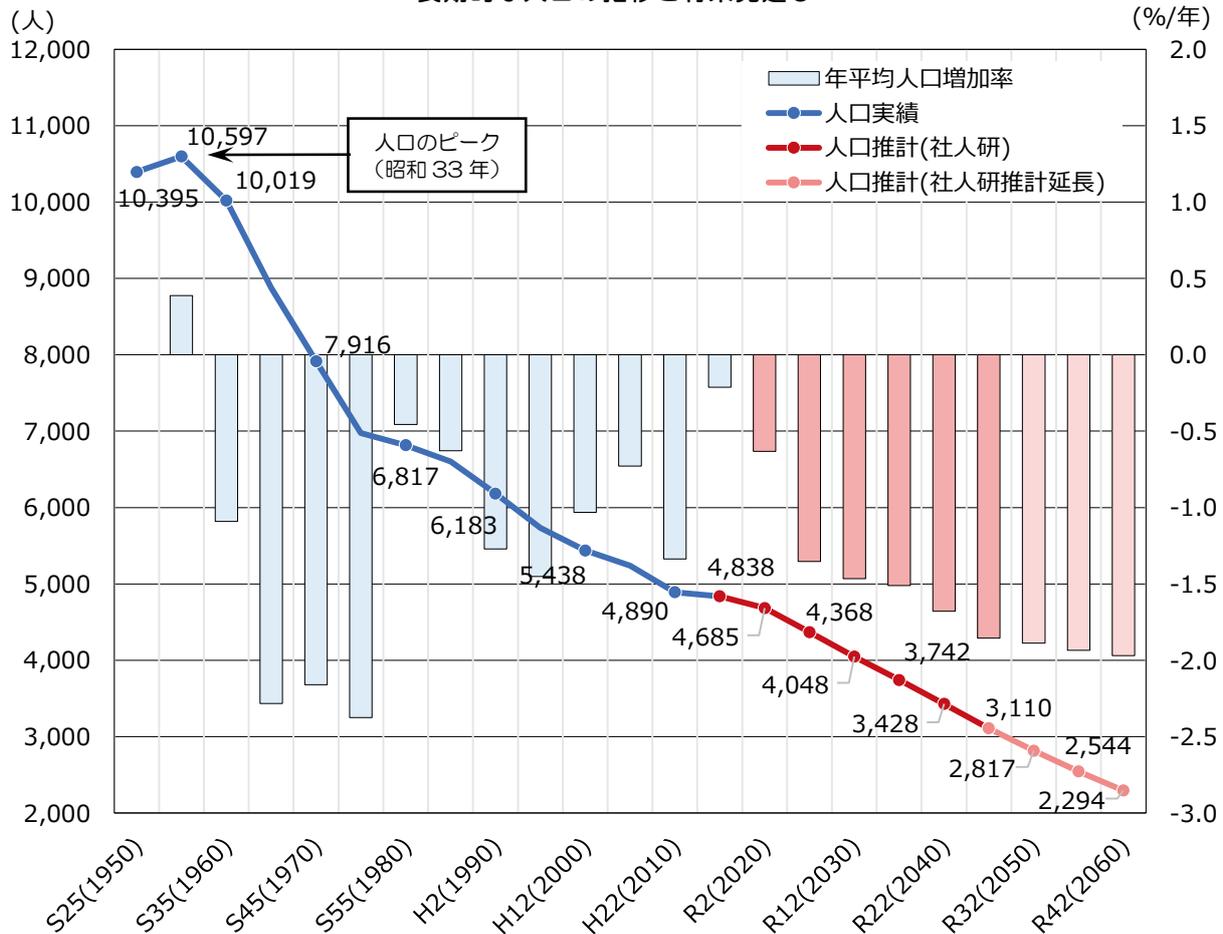
また、さらに推計を延長する^{※3}と、令和42（2060）年には2,294人まで減少する推計となります。

※1 グラフの令和2（2020）年値は、社人研推計値。

※2 平成27（2015）年の国勢調査を基準として、平成30（2018）年に公表された推計結果。

※3 令和27（2045）年の仮定値を用いて以降の年次を推計する場合、移動率は小さく、生残率は高くなることが配慮されていない。そのため若干低めに算出されることに留意が必要。

長期的な人口の推移と将来見通し



資料：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」



VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略

②年齢区分別人口の推移と将来推計

厚真町の年齢4区分別^{※1}の人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、総人口の減少に伴い、昭和60（1985）年の4,332人（65.6%）^{※2}から平成27（2015）年には2,592人（53.6%）に、年少人口（0～14歳）も同期間に1,313人（19.9%）から532人（11.0%）と半減するペースで減少しました。今後も、ほぼ同様のペースで減少することが見込まれ、令和7（2025）年には、生産年齢人口構成比が50%を下回ると考えられます。

一方、老年人口は、平均寿命が延びたことなどから、前期高齢者（65～74歳）は昭和60（1985）年の596人（9.0%）から平成27（2015）年には786人（16.2%）に、後期高齢者（75歳以上）も同期間に362人（5.5%）から928人（19.2%）と増加を続けています。今後、前期高齢者は令和2（2020）年、後期高齢者は令和12（2030）年をピークに減少に転じることが見込まれますが、人口割合では上昇を続け、令和27（2045）年には47.1%が65歳以上となり、生産年齢人口約0.95人で1人の老年人口を支えることとなります。

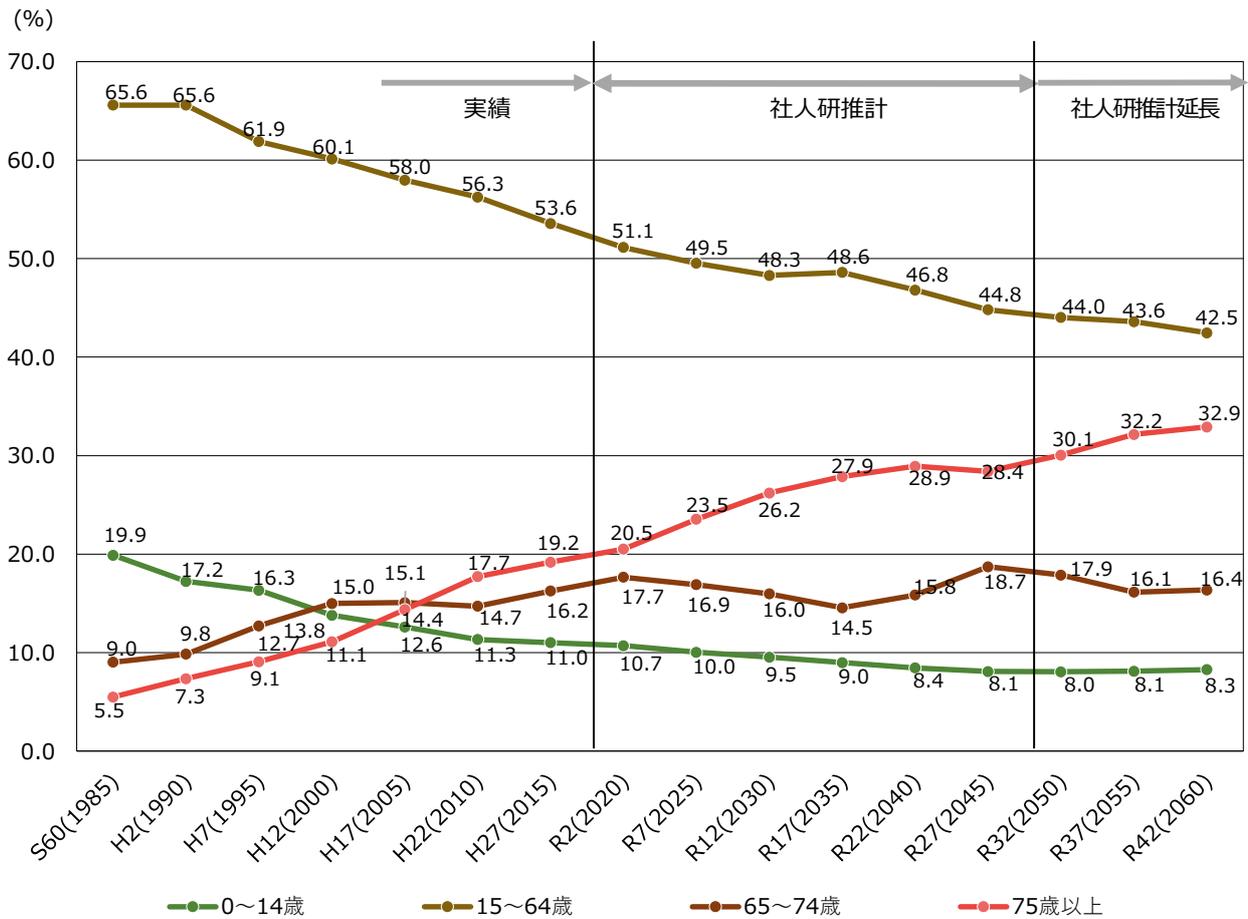
※1 65歳以上を65～74歳と75歳以上に区分

※2（ ）内は構成比。以下同じ



資料：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

年齢4区分別人口比率の推移と将来見通し



資料：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

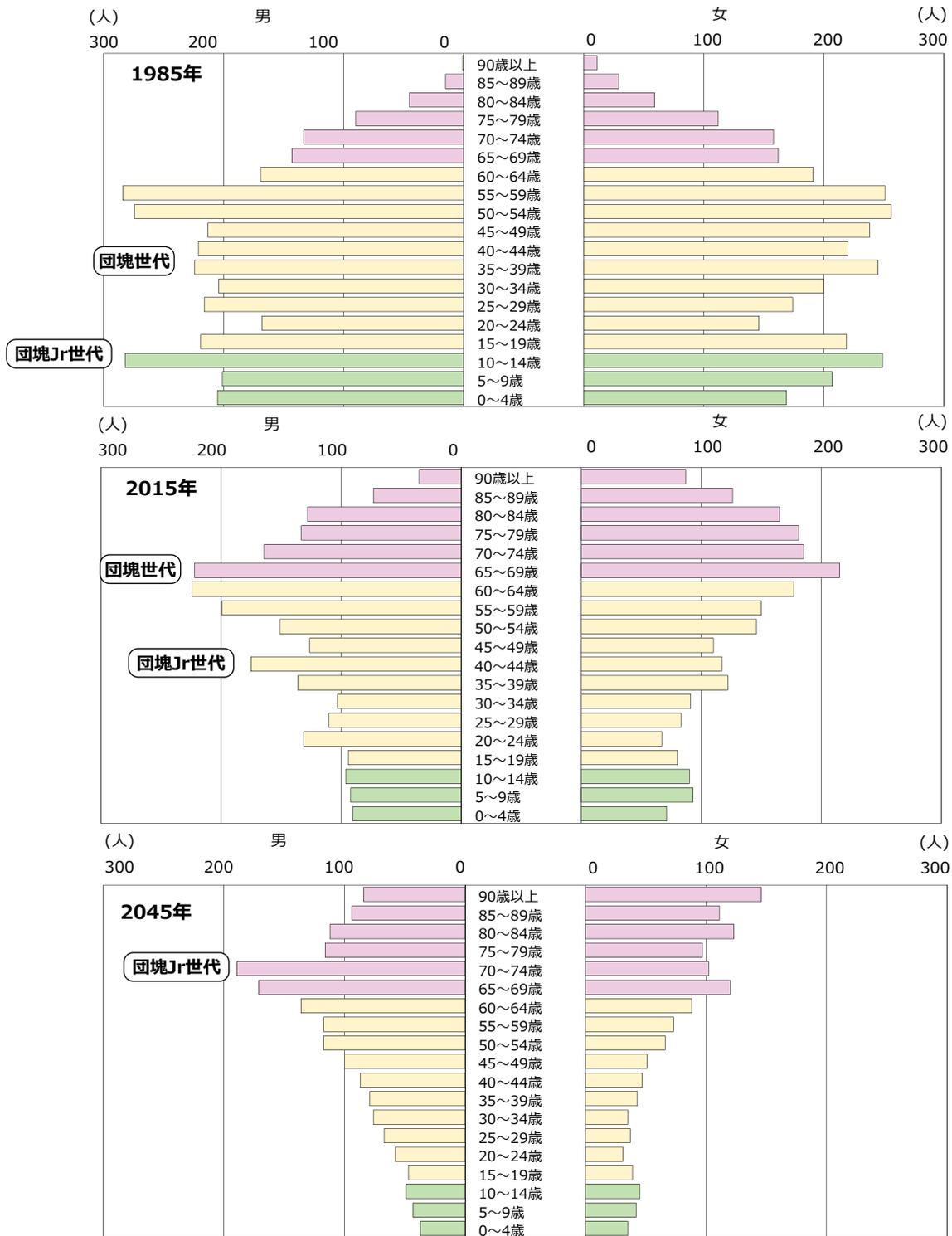


VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略

③人口ピラミッドの推移

人口ピラミッドの推移をみると、昭和 60（1985）年には、生産年齢人口と年少人口が多く老年人口が少ない「つり鐘型」でしたが、令和 27（2045）年には年少人口の減少と老年人口の増加により、形状は「つぼ型」に変化しています。

5 歳階級別人口構成（人口ピラミッド）の推移と将来見通し



資料：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

④自然増減・社会増減の推移

■出生数・死亡数の推移

出生数は昭和61(1986)年の82人をピークに緩やかな減少を続けており、直近の10年間(2009～2019年)の平均では約30人となっています。死亡数は、直近の10年間平均^{※1}では約65人で、緩やかな増加傾向にあります。

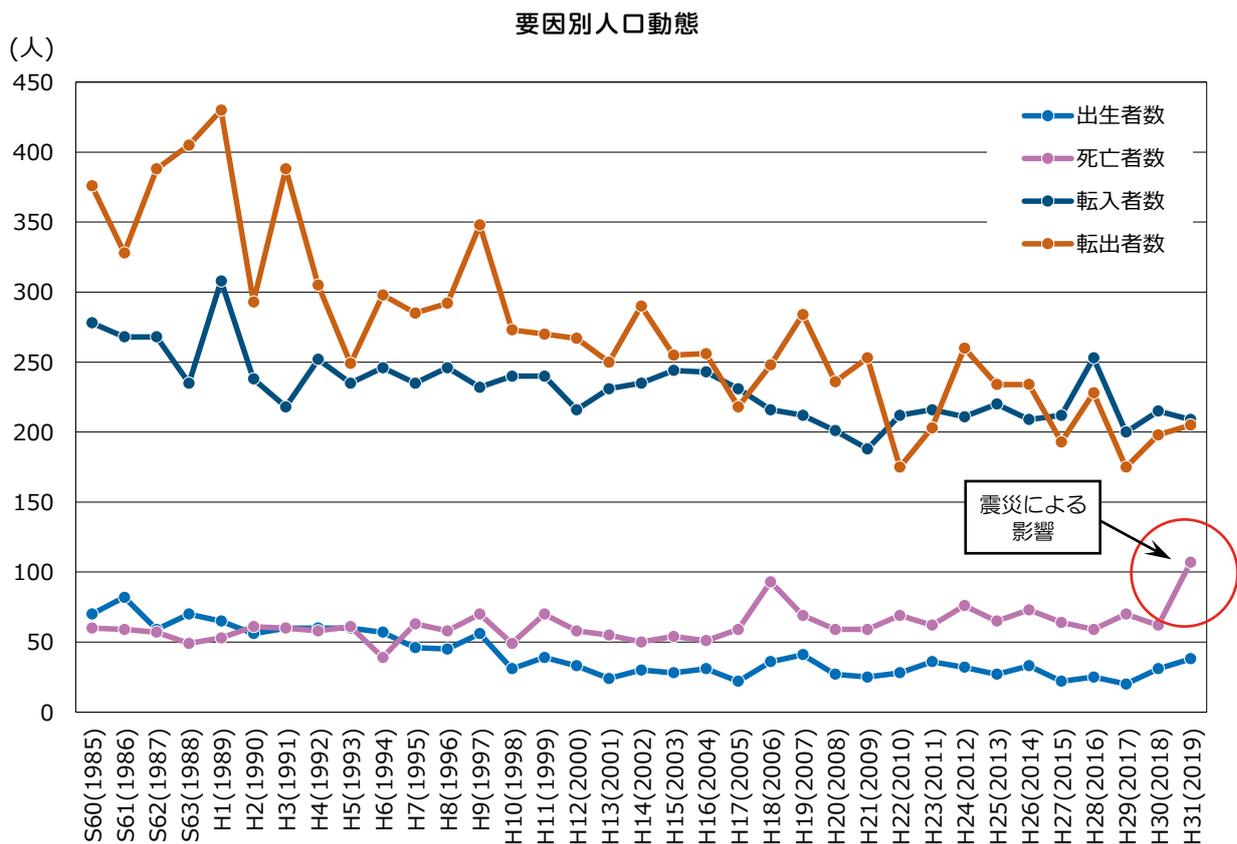
自然増減の合計では、平成2(1990)年に初めて死亡数が出生数を上回る「自然減」となり、平成7(1995)年以降この傾向が続いています。

※1 胆振東部地震の発生したH30(2018)年は除く。

■転入・転出数の推移

転出入数は、ともに平成元(1989)年をピーク(転入308人、転出430人)として減少傾向にあります。特に転出数の減少傾向が大きく、直近10年間の平均では転出が244人、転入が215人となっています。

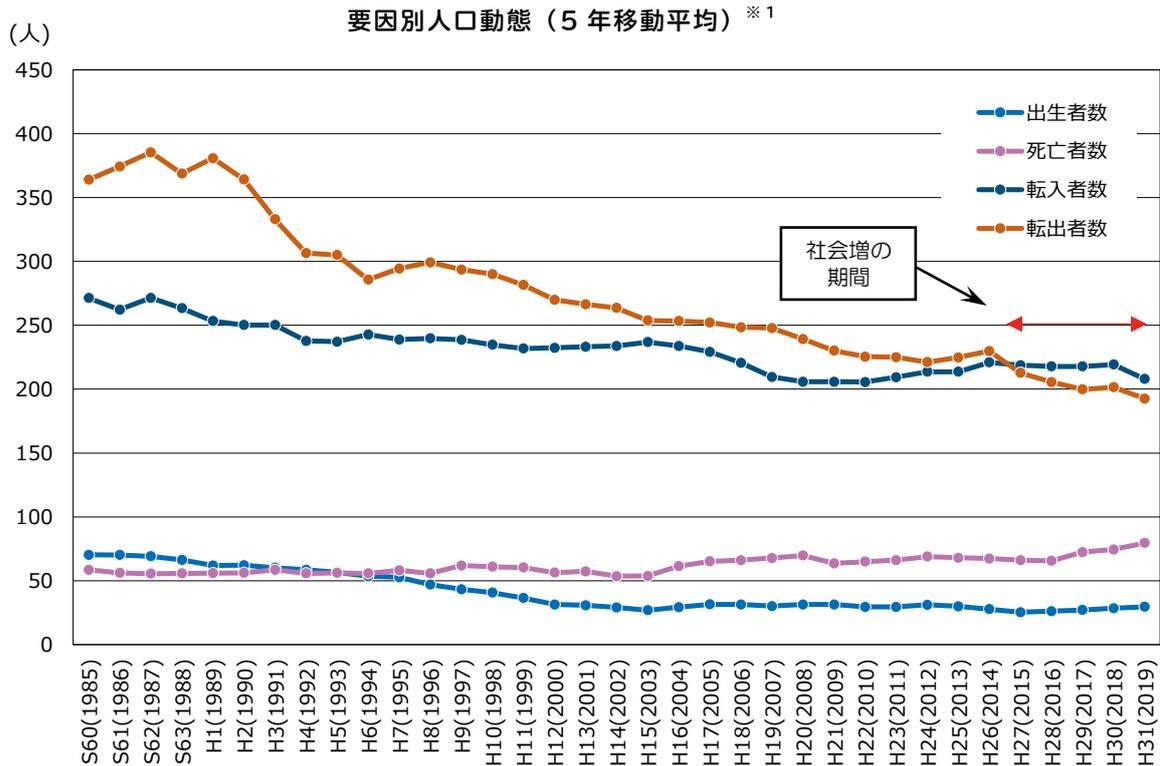
平成27(2015)年に転入数が転出数を上回る「社会増」となり、以降令和元(2019)年まではこの傾向が続き、直近5年間の平均では転出200人に対して転入は218人となっています。



資料：総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」



VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略



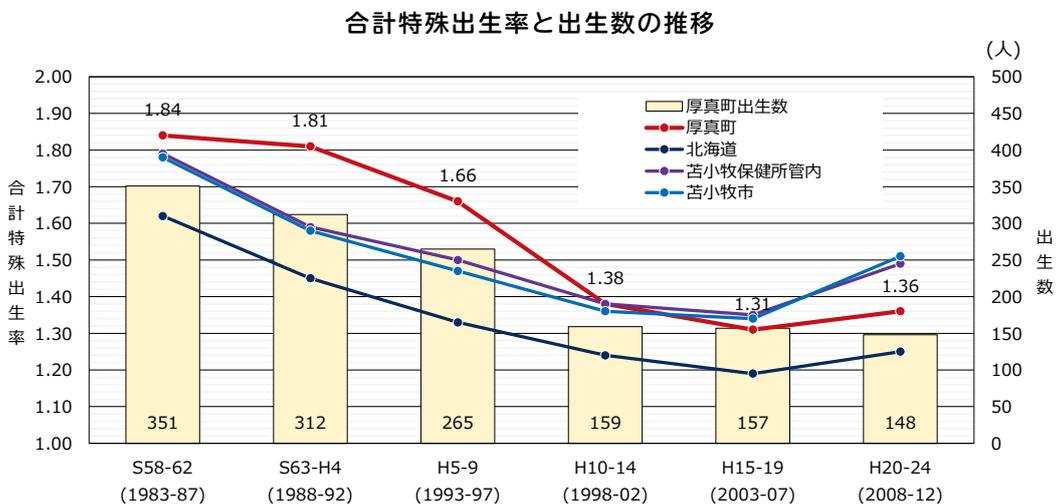
※1 移動平均とは、各年の値を当該年の前後2年を含めた5年間の平均値として表示したもの。各年の細かい上下変動をある程度ならし、中期的な傾向を見るために作成した。

資料：総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和58(1983)～昭和62(1987)年の1.84から徐々に低下し、平成10(1998)～平成14(2002)年には1.38と急激に低下しています。直近の平成20(2008)～平成24(2012)年には1.36まで回復しており、道内の平均と比較して高い水準となっていますが、苫小牧保健所管内※2では最も低い水準となっています。また、5年間の出生数は、合計特殊出生率とほぼ同様に推移しており、平成10年以降約150人程度で推移しています。

※2 苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町、白老町。

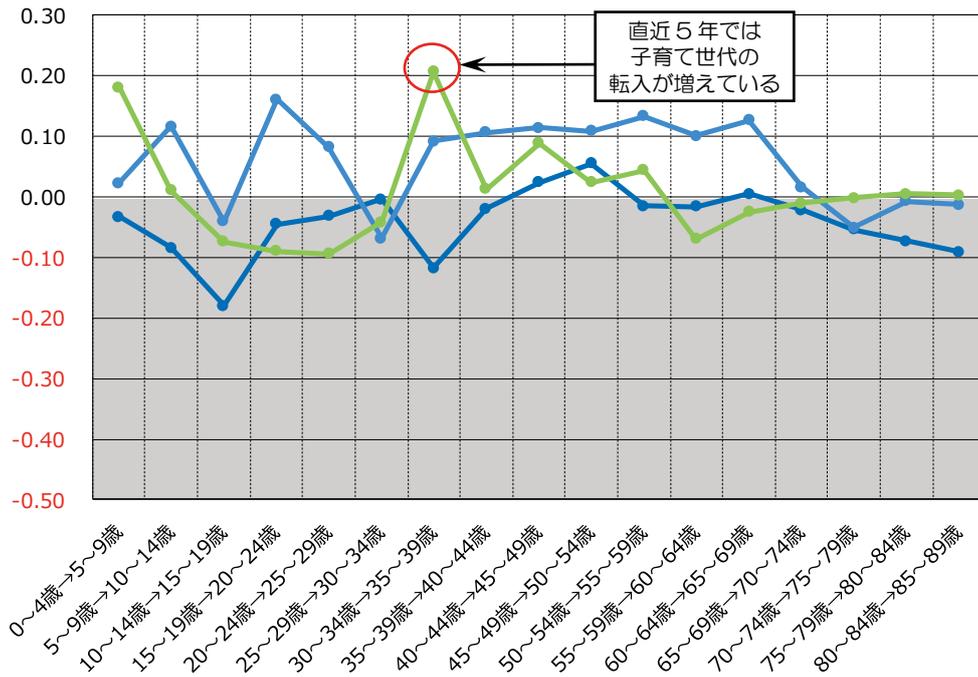


資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

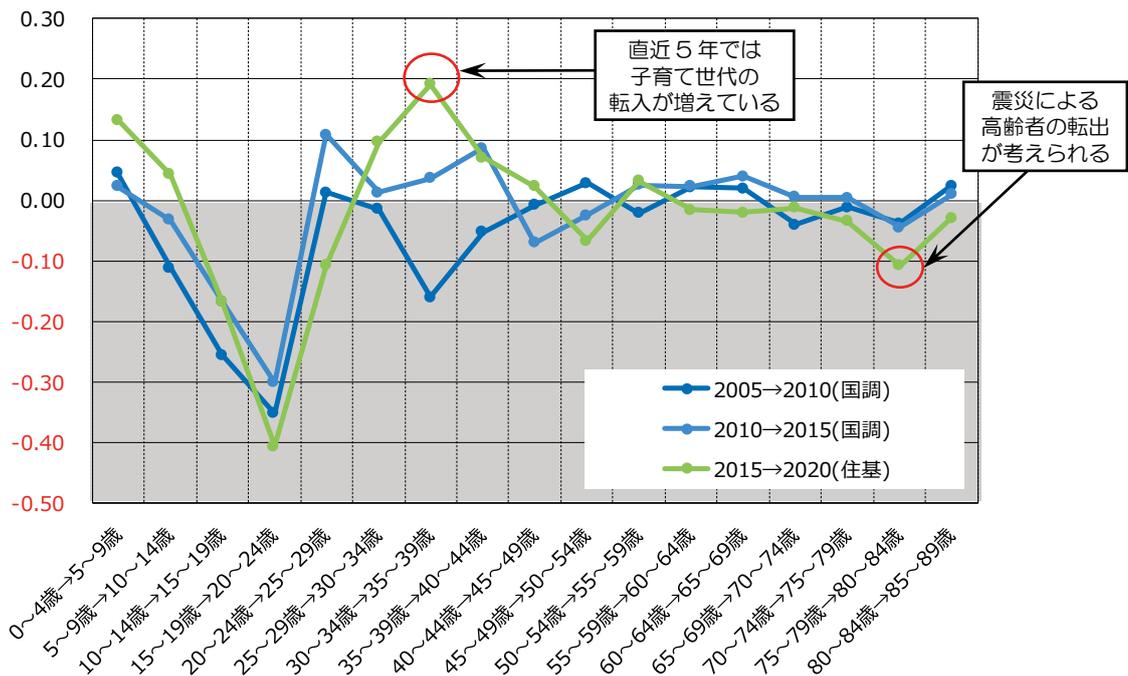
■ 年齢別人口移動の推移

年齢階級別の移動については、男女とも「10～14歳」から「15～19歳」および「15～19歳」から「20～24歳」において大幅な転出超過となっています。これは、大学等への進学や高校、大学卒業後の就職による転出の影響が考えられ、特に女性に顕著に見られます。また、「20～24歳」→「25～29歳」になるときの転出超過の回復が少ないのは、町内の雇用の場の不足が要因と考えられます。

年齢別推定移動率（男性）



年齢別推定移動率（女性）

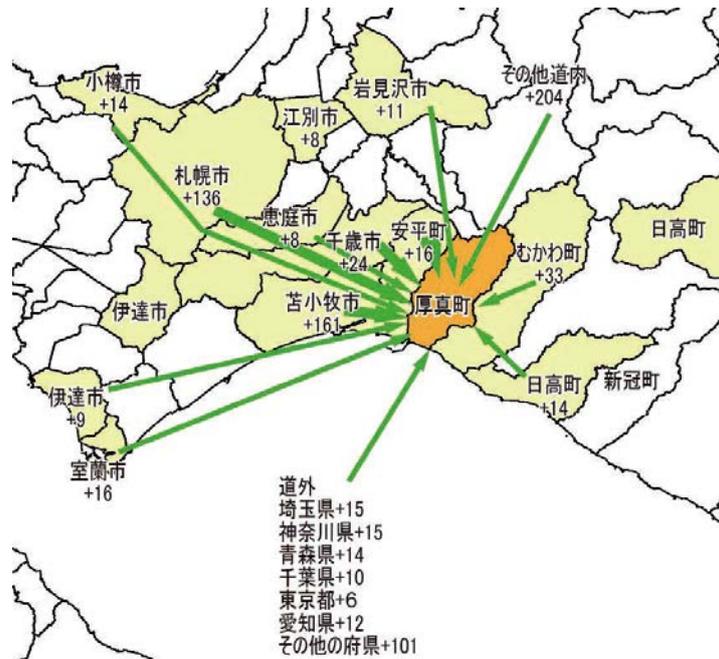


資料：「国勢調査」および「住民基本台帳」に基づく性別・年齢階級別人口純移動

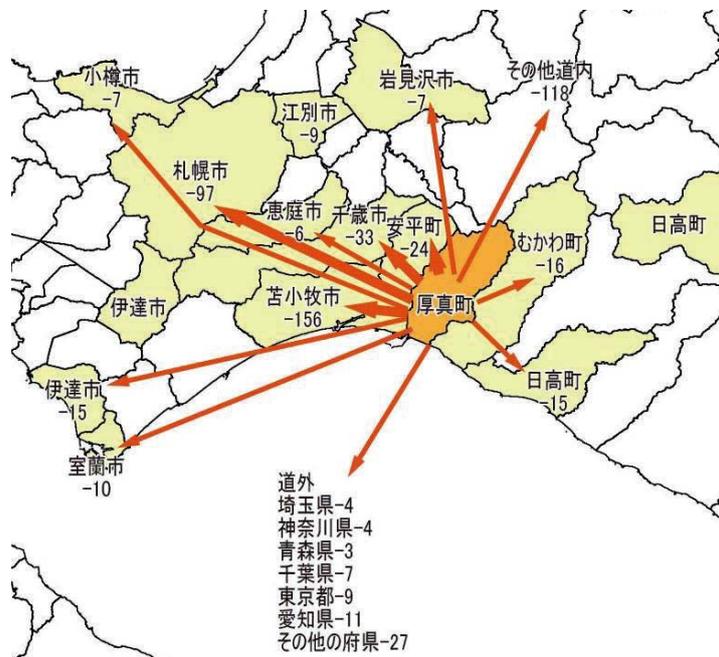


人口移動の状況（平成22（2010）～平成27（2015）年）

【転入 827人】



【転出 578人】



資料：「国勢調査」



VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略

⑤産業別就業状況

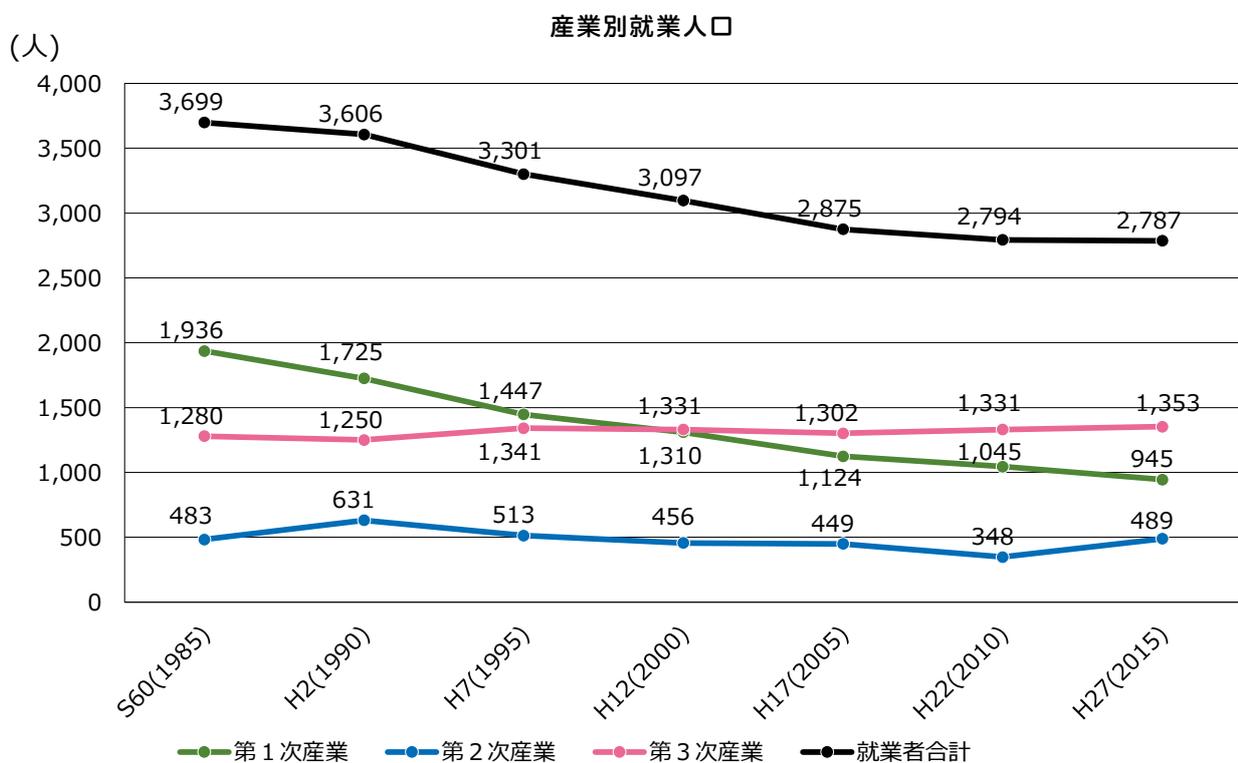
産業別就業人口

就業者の総数については、昭和60(1985)年の3,699人から平成27(2015)年の2,787人と4分の3に減少しています。

産業別就業人口は、第1次産業は緩やかな減少傾向にあり、昭和60(1985)年の1,936人に対して、平成27(2015)年では945人と半減しています。

第2次産業は昭和60(1985)年の483人から平成27(2015)年では489人とほぼ横ばいとなっています。

第3次産業は平成12(2000)年を境に第1次産業の就業人口を逆転し、昭和60(1985)年の1,280人から平成27(2015)年の1,353人と微増しています。



資料：「国勢調査」

人口推計

①人口推計の考え方

■推計の枠組み

- 1) 地域の特性を踏まえた地域区分（厚真市街地、上厚真市街地、北部地域、厚南地域）ごとに推計した結果を合計して厚真町の人口とします。
- 2) 地域ごとの推計はコーホート要因法^{※1}で行います。
- 3) 平成27年長期ビジョンより、自然増減の影響よりも社会増減の影響が将来推計人口におよぼす影響が大きいことが指摘されていることから、自然増減に関する条件（生残率・出生率）は社人研における仮定値を採用し、純移動率を変化させることで複数の推計パターンを作成します。

^{※1} 男女別5歳階級の人口単位に対し「自然増減」（出生と死亡）および「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、5年ごとの将来人口を推計する方法。

■計算条件

- 1) 基準人口：住民基本台帳男女別5歳階級別人口（令和2（2020）年3月末時点）
- 2) 生残率：社人研が公表する厚真町の生残率^{※2}
- 3) 出生率（0～4歳性比）：社人研が公表する厚真町の女性・子ども比、出生性比^{※3}

^{※2} 令和2（2020）～令和27（2045）年の5年ごと。男女別5歳階級別。

^{※3} 令和2（2020）～令和27（2045）年の5年ごと。なお、推計期間中の合計特殊出生率は1.6～1.8の間で推移、出生する子どもの男女比は105.2：100。

4) 純移動率：

●シミュレーション1

令和2（2020）年の人口に社人研が公表する仮定値を採用。

●シミュレーション2

年齢別社会移動実績（推計）のうち、平成27（2015）～令和2（2020）年の住民基本台帳人口動向^{※4}を主に採用。

^{※4} 厚真町全体の人口が社会増となっていた時期の移動率。ただし北部地域における震災の影響を排除し、計算上の外れ値は補正する。

●シミュレーション3

シミュレーション2に加え、令和2（2020）～令和7（2025）年の5年間で重点的に取り組む起業型地域おこし協力隊・企業研修型地域おこし協力隊の採用や、空き家活用による移住促進の効果に加え、災害復旧における施設等再建による転入人口などを見込む。

I

II

III

IV

V

VI

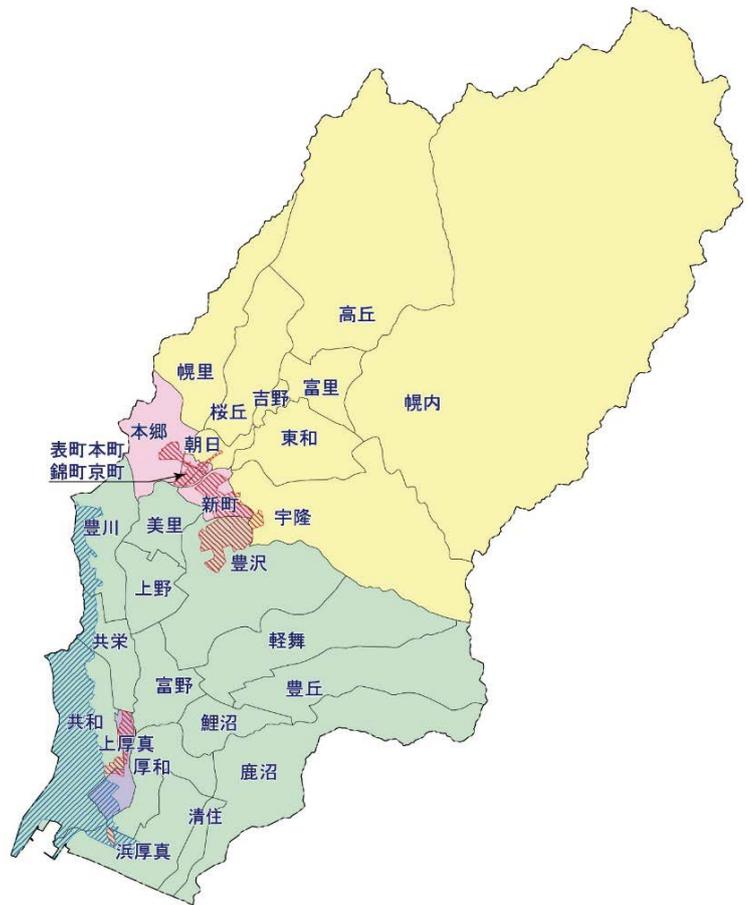
VII

VIII

IX

【参考：地区区分の考え方】

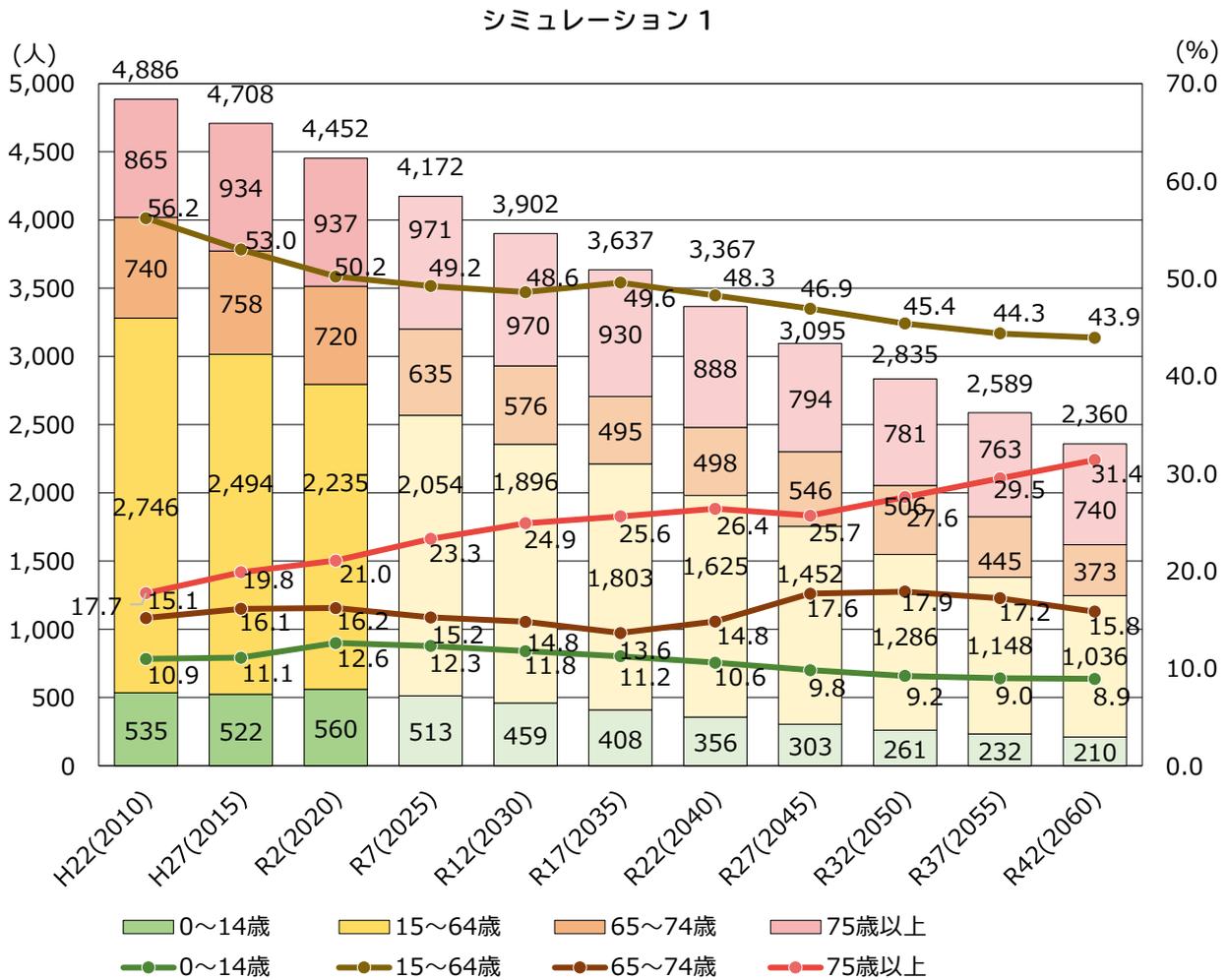
厚真市街地	上厚真市街地	北部地域	厚南地域
7 本郷	22 上厚真	1 幌内	14 美里
9 京町		2 富里	15 上野
10 表町		3 高丘	16 豊川
11 錦町		4 吉野	17 豊沢
12 本町		5 桜丘	20 富野
13 新町		6 朝日	21 共栄
		8 幌里	23 鯉沼
	18 宇隆	24 厚和	25 共和
	19 東和	26 浜厚真	27 鹿沼
		28 豊丘	29 軽舞
		29 軽舞	30 清住



②人口推計シミュレーション

■シミュレーション1 令和2(2020)年人口基準、移動率は社人研仮定値を採用、一括推計

社人研推計では、震災前の平成27(2015)年の国勢調査を基準としていることから、震災による影響を踏まえた推計となるよう、令和2(2020)年の住民基本台帳(3月末時点)を基準として社人研が公表する移動率を採用して推計します。この条件では、令和7(2025)年に4,172人、令和27(2045)年に3,095人となります。



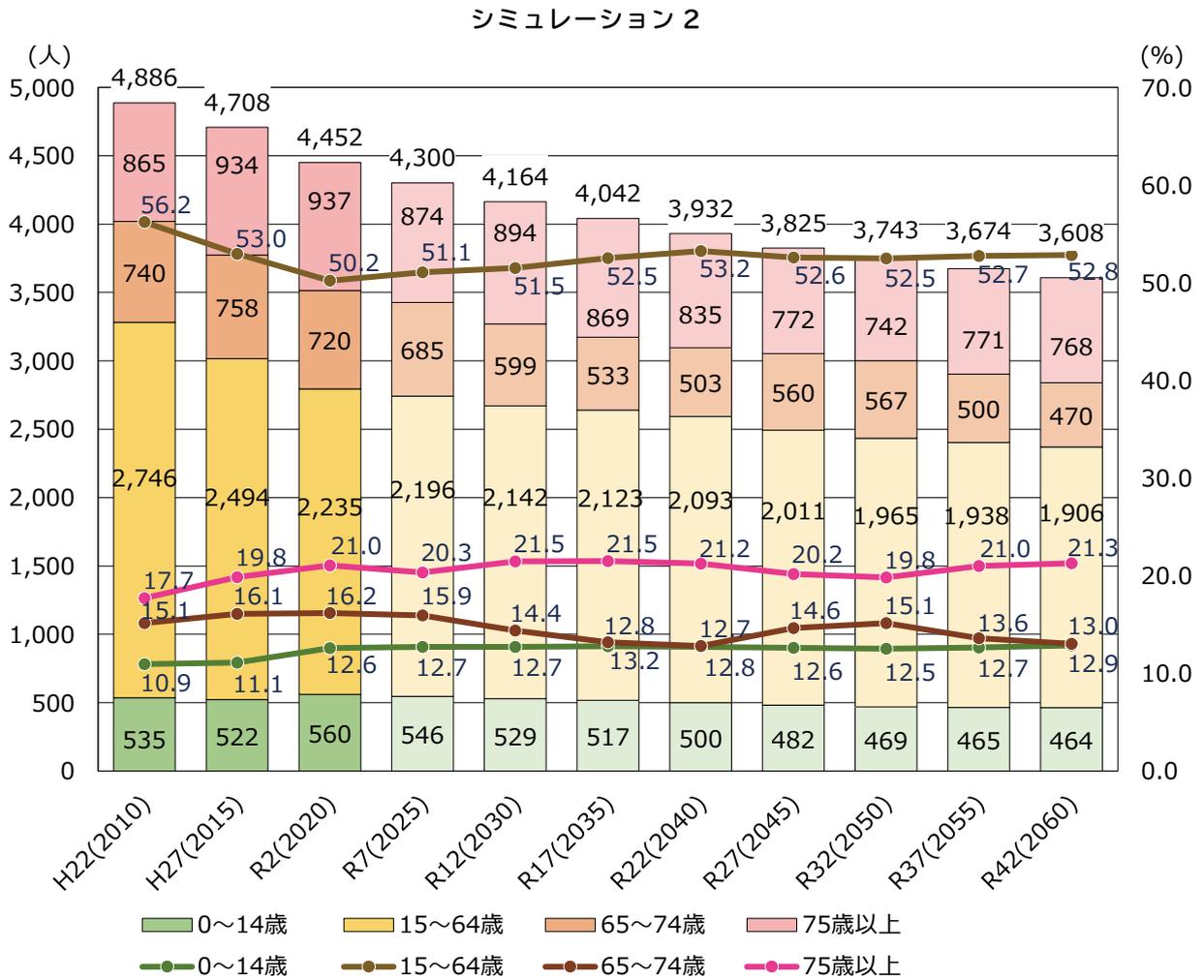
	人口(人)					構成比(%)					推移指数
	0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上	総数	0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
H22(2010)	535	2,746	740	865	4,886	10.9	56.2	15.1	17.7	109.7	
H27(2015)	522	2,494	758	934	4,708	11.1	53.0	16.1	19.8	105.8	
R2(2020)	560	2,235	720	937	4,452	12.6	50.2	16.2	21.0	100.0	
R7(2025)	513	2,054	635	971	4,172	12.3	49.2	15.2	23.3	93.7	
R12(2030)	459	1,896	576	970	3,902	11.8	48.6	14.8	24.9	87.6	
R17(2035)	408	1,803	495	930	3,637	11.2	49.6	13.6	25.6	81.7	
R22(2040)	356	1,625	498	888	3,367	10.6	48.3	14.8	26.4	75.6	
R27(2045)	303	1,452	546	794	3,095	9.8	46.9	17.6	25.7	69.5	
R32(2050)	261	1,286	506	781	2,835	9.2	45.4	17.9	27.6	63.7	
R37(2055)	232	1,148	445	763	2,589	9.0	44.3	17.2	29.5	58.1	
R42(2060)	210	1,036	373	740	2,360	8.9	43.9	15.8	31.4	53.0	

注：結果表の数値は表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
資料：「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」



VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略

■シミュレーション2 令和2(2020)年人口基準、2015-2020移動率を採用、地区区分別推計の合算
 年齢別社会移動実績(推計)のうち、厚真町が社会増に転じた平成27(2015)~令和2(2020)年の住民基本台帳人口動向による移動率を採用し、地区別に推計を行い合計します。この条件では、令和7(2025)年に4,300人、令和27(2045)年は3,825人となります。



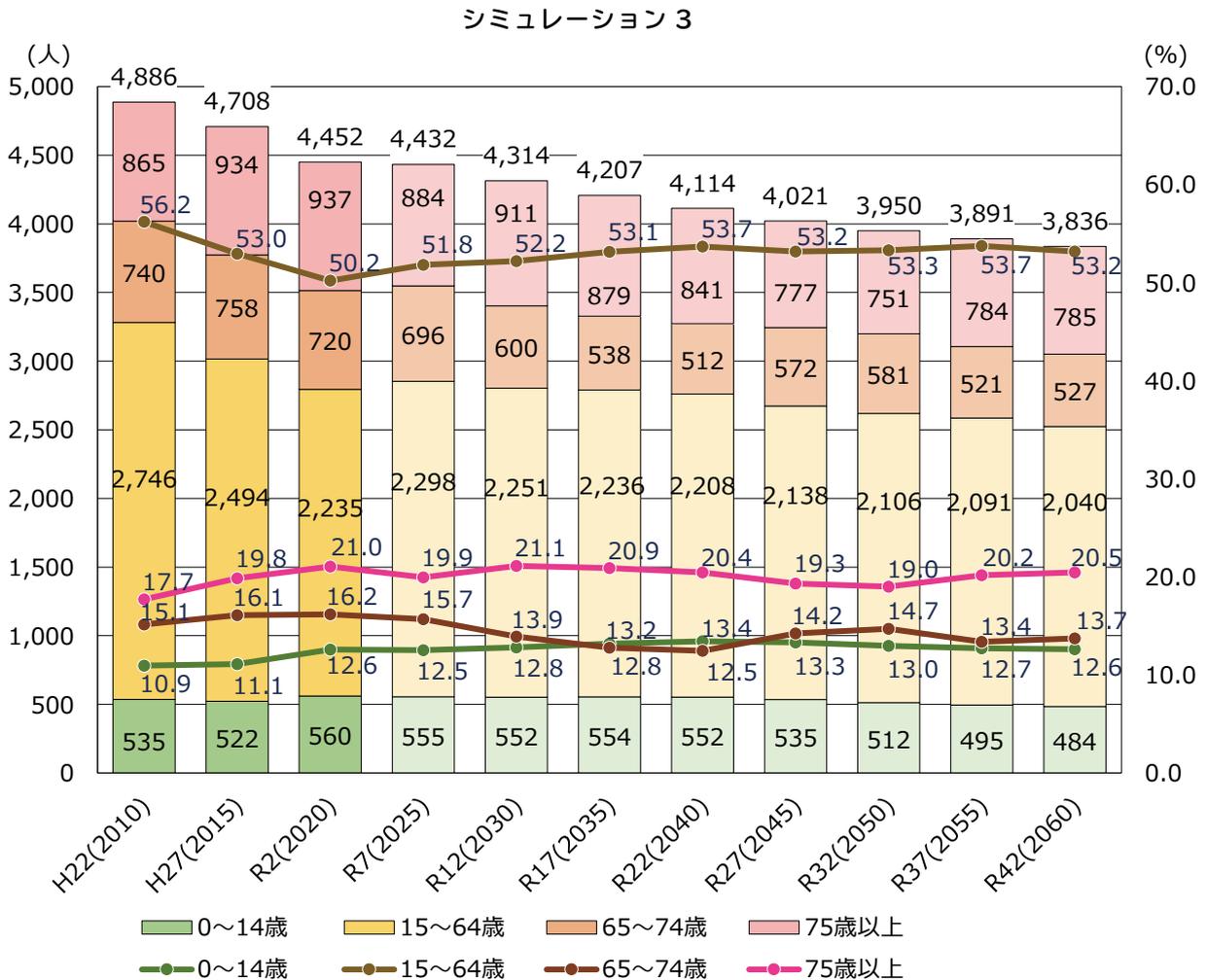
	人口(人)				総数	構成比(%)				推移指数
	0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上		0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上	
H22(2010)	535	2,746	740	865	4,886	10.9	56.2	15.1	17.7	109.7
H27(2015)	522	2,494	758	934	4,708	11.1	53.0	16.1	19.8	105.8
R2(2020)	560	2,235	720	937	4,452	12.6	50.2	16.2	21.0	100.0
R7(2025)	546	2,196	685	874	4,300	12.7	51.1	15.9	20.3	96.6
R12(2030)	529	2,142	599	894	4,164	12.7	51.5	14.4	21.5	93.5
R17(2035)	517	2,123	533	869	4,042	12.8	52.5	13.2	21.5	90.8
R22(2040)	500	2,093	503	835	3,932	12.7	53.2	12.8	21.2	88.3
R27(2045)	482	2,011	560	772	3,825	12.6	52.6	14.6	20.2	85.9
R32(2050)	469	1,965	567	742	3,743	12.5	52.5	15.1	19.8	84.1
R37(2055)	465	1,938	500	771	3,674	12.7	52.7	13.6	21.0	82.5
R42(2060)	464	1,906	470	768	3,608	12.9	52.8	13.0	21.3	81.0

注：結果表の数値は表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
 資料：「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

第4次厚真町総合計画[改訂版]

シミュレーション3 令和3(2021)～令和7(2025)年に予測される転入人口の加算

シミュレーション2に、令和3(2021)～令和7(2025)年に予測される転入人口を加算して推計します。この条件では、令和7(2025)年に4,432人、令和27(2045)年は4,021人となります。また、人口構成は、令和2(2020)年以降も概ね横ばい傾向を維持します。



	人口(人)				総数	構成比(%)				推移指数
	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上		0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上	
H22(2010)	535	2,746	740	865	4,886	10.9	56.2	15.1	17.7	109.7
H27(2015)	522	2,494	758	934	4,708	11.1	53.0	16.1	19.8	105.8
R2(2020)	560	2,235	720	937	4,452	12.6	50.2	16.2	21.0	100.0
R7(2025)	555	2,298	696	884	4,432	12.5	51.8	15.7	19.9	99.6
R12(2030)	552	2,251	600	911	4,314	12.8	52.2	13.9	21.1	96.9
R17(2035)	554	2,236	538	879	4,207	13.2	53.1	12.8	20.9	94.5
R22(2040)	552	2,208	512	841	4,114	13.4	53.7	12.5	20.4	92.4
R27(2045)	535	2,138	572	777	4,021	13.3	53.2	14.2	19.3	90.3
R32(2050)	512	2,106	581	751	3,950	13.0	53.3	14.7	19.0	88.7
R37(2055)	495	2,091	521	784	3,891	12.7	53.7	13.4	20.2	87.4
R42(2060)	484	2,040	527	785	3,836	12.6	53.2	13.7	20.5	86.2

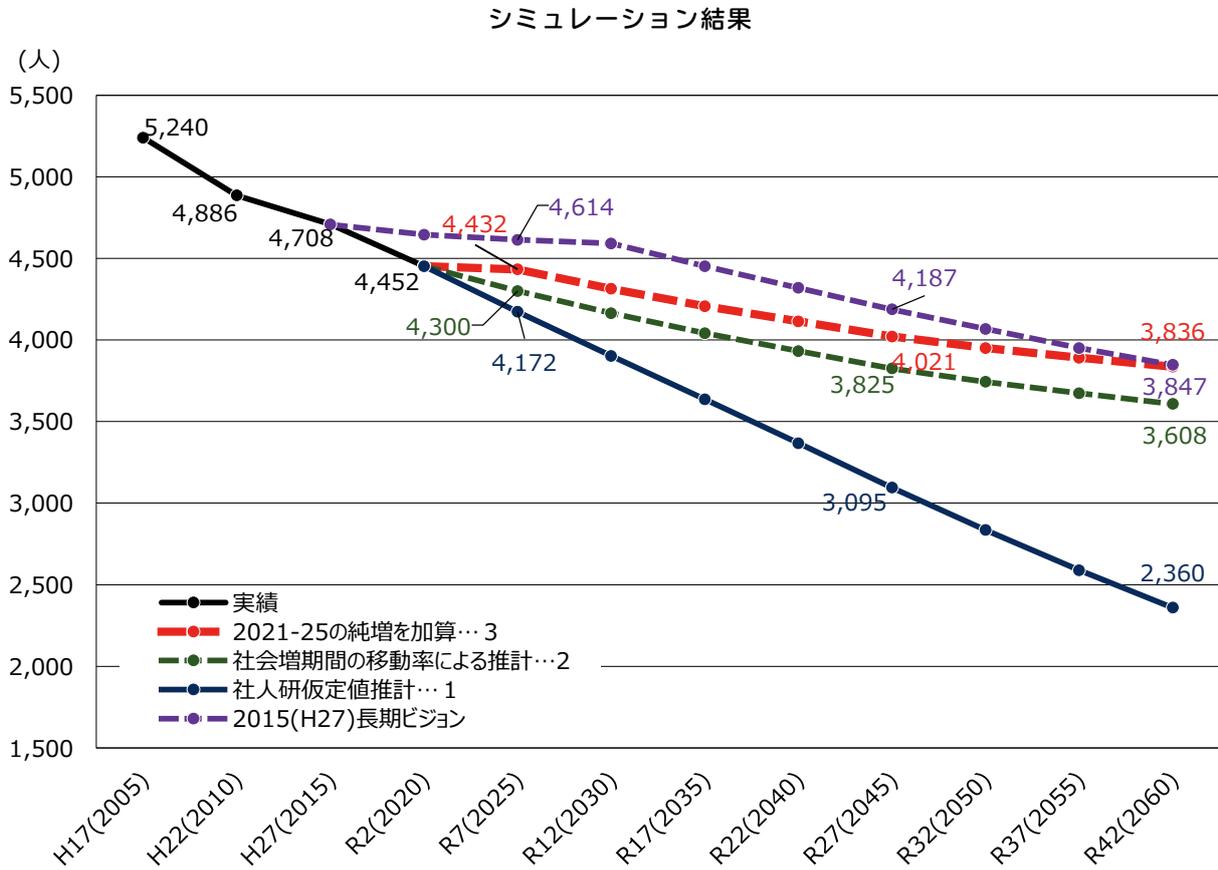
注：結果表の数値は表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
資料：「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」



VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略

シミュレーション結果のまとめ

上記の3ケースと平成27(2015)年の将来展望の結果を比較すると下記の通りとなります。



人口の将来展望

■めざすべき将来の方向

厚真町は、昭和33（1958）年をピークに人口減少が続いており、今後も減少が続くと推計されています。年齢4区分別の人口は、生産年齢人口（15～64歳）は総人口の減少に伴い減少を続け、年少人口（0～14歳）も昭和30年代前半から急速に減少を続けました。また、老年人口比率は一貫して増加を続け、令和27（2045）年にはその割合は47.1%まで上昇します。

総人口の推移に影響を与える自然増減については、平成7（1995）年以降、出生数を死亡数が上回る自然減に転じており、また、平成20（2008）～平成24（2012）年合計特殊出生率も前回の1.31から1.36へ若干上昇していますが、自然減の傾向は今後も続くと考えられます。

社会増減については、転出数が転入数を上回る転出超過による「社会減」が続いていましたが、平成27（2015）年頃から転入数が転出数を上回る「社会増」となりました。現在は胆振東部地震の影響などにより転入数と転出数が拮抗する状態であるものの、全体として「社会減」の傾向が緩やかになってきています。

年齢階級別の人口移動の状況については、大学の進学等に伴う転出超過に対して、Uターン就職等による転入超過の回復が近年少なくなってきました。

人口の将来推計については、社人研推計では平成27（2015）年の4,685人から30年後の令和27（2045）年で3,110人、45年後の令和42（2060）年では2,294人となり、66.4%、49.0%に減少する推計となっています。

また、人口減少は大きく3段階に分かれ、「第1段階」は年少人口と生産年齢人口は減少するが老年人口は増加する時期、「第2段階」は年少人口と生産年齢人口の減少が進むとともに老年人口が維持から微減へと転じる時期、「第3段階」は年少人口と生産年齢人口の減少が一層進み老年人口も減少していく時期と区分され、段階的に人口減少が進んでいくこととなります。厚真町については、令和2（2020）年から老年人口も減少傾向となっており、本格的な人口減少時代に差し掛かっています。

人口減少への対応には、大きく二つの方向性が考えられます。一つは、出生率を向上させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていくことに繋がるものです。もう一つは、仮に出生率の向上を図っても今後数十年間の人口減少は避けられないことから、転出の抑制・転入者の増加に繋がる取り組みを図ることです。この二つの対応を同時並行的に進めていくことが必要となります。こうした観点から、次の3点を町におけるまち・ひと・しごと創生の方向性とします。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

VI 第2期 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略

①しごとの創生

転出超過の抑制のためには、産業の持続的な発展や雇用の創出・拡大により、働く世代が「ここで暮らせる」と自信が持てる仕事の環境をつくる必要があります。各産業分野における経営基盤の充実と経営体質の強化、農商工連携・6次産業化による地域資源の活用・開発や起業化の促進、企業誘致等により、元気な産業のまちづくりを推進する必要があります。

②ひとの創生

子どもを安心して産み、健やかに育てていくことのできる子育て・教育環境の充実とともに、子どもから高齢者までの幅広い世代が地域のなかでいきいきと暮らせる環境をつくる必要があります。子育て・教育・生涯学習の充実とともに、復興やまちづくりへの町内外の人々の参加を促す必要があります。

③まちの創生

厚真町に安心して住み続けることのできる生活・環境基盤の充実を推進するとともに、観光振興による交流人口の拡大やIターンやUターンを含む移住・定住を促進する必要があります。住みたくなる・訪れたくなる空間の整備や、防災まちづくりの推進、移住・定住者向けの住まいの確保、交通体系の再編などの必要があります。

■人口の将来展望

国の長期ビジョンおよびこれまでの推計や分析、調査などを考慮し、町が将来めざすべき人口規模を展望します。

1) 合計特殊出生率

子育て環境の充実により若い世代の希望が叶えられる環境づくりに努めることで、平成20(2008)～平成24(2012)年の1.36から、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和7(2025)年に1.7程度、令和17(2035)年に1.8程度まで回復することをめざします。

2) 純移動

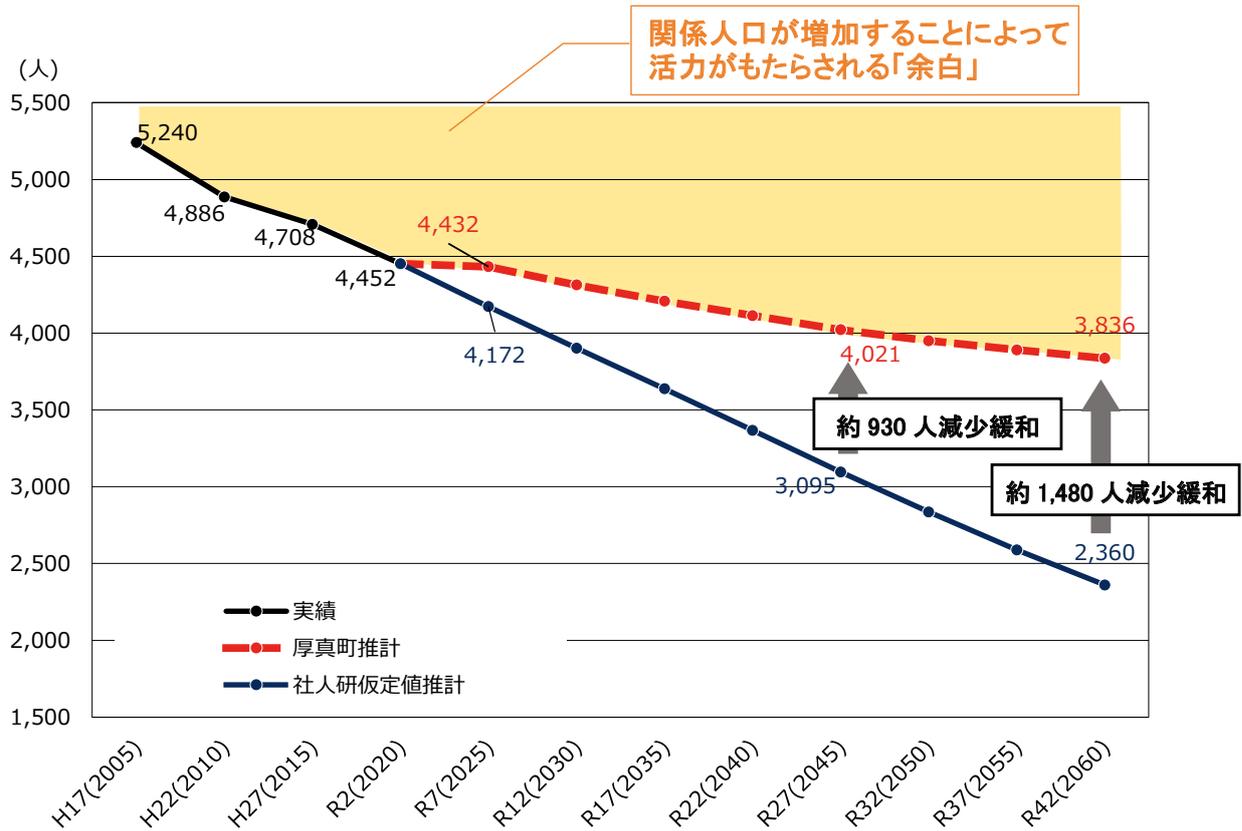
平成27(2015)年からは転入超過が続き、社会減の傾向が緩やかになってきていることから、この傾向を維持するため、転出抑制と転入促進に繋がる施策に取り組み、年間20人程度の継続した転入超過をめざします。また、令和3(2021)～令和7(2025)年に予想される人口増を含め、将来展望を描きます。

合計特殊出生率の上昇と転出の抑制、転入の増加を図ることで、令和27(2045)年の人口は4,021人、令和42(2060)年の人口は3,836人となります。

社人研の推計と比較して、令和27(2045)年で約930人、令和42(2060)年で約1,480人の人口減少緩和が見込まれます。

人口減少の緩和（定住人口の維持）とともに、人口減によって生まれた余白に対し、関係人口（厚真町に継続的に多様な形でかかわる人）などを維持・拡大することで、地域経済や地域活動の活性化を図ります。

厚真町の人口の推移と長期的な見通し



第3章 総合戦略

①第1期・6年間の振り返り

厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略（平成27～令和2年度）は、人口減少対策と地方創生に向けて3つの基本目標を設定し、取り組みを推進してきました。

この過程でさまざまなプロジェクトが生まれ、平成27年度からは社会増に転じ、平成30年7月には、平成29年1月以来1年半ぶりに4,670人台に人口が回復するなど、人口の微増傾向がみられましたが、胆振東部地震を境にその傾向がストップし、現在も人口減少傾向が進んでいます。また、KPIについても、農業粗生産額や観光入込客数などは、各種取り組みにより目標達成に近づきながらも、胆振東部地震の影響により数値が落ち込んでおり、今後は被害からの回復と町の創生の両面に取り組む必要があります。

KPIの達成状況

評価分類		評価結果	
目標達成	S	18	35%
おおむね達成（達成率50%以上）	A	5	10%
現状維持（達成率50%未満）	B	9	18%
数値に落ち込みがみられる	C	17	33%
その他（数値が取得できないなど）	—	2	4%

○取り組み成果1 ローカルベンチャーの発掘・育成

- ・平成28年より、地方創生推進交付金や地域おこし協力隊制度を活用し、起業家人材を町内外から募集することで、地域資源を生かしたビジネス創出や社会課題の解決をめざす、ローカルベンチャースクールの取り組みを開始しました。
- ・本事業をきっかけに、7法人が新規設立され、馬搬による林業、地域モビリティインフラ事業の実証実験など、多様な事業に取り組む人材の還流につながっています。

主なKPI	策定時	目標値（令和元年）	実績値（令和元年）
新規起業数	4事業所	15事業所	23事業所

○取り組み成果2 サテライトオフィス誘致

- ・地方創生拠点整備交付金等を活用し、平成28年より新町地区に「お試しサテライトオフィス」を整備・運用、平成30年より上厚真地区に「シェアサテライトオフィス」を整備・運用しています。
- ・これらの施設が、都市部などに本社機能を有する法人のサテライトオフィス設立に向けた試行期間や、ローカルベンチャーの創業期をサポートする受け皿として活用されています。

主なKPI	策定時	目標値（令和元年）	実績値（令和元年）
サテライトオフィス立地数	0社	2社	7社

○取り組み成果 3 研修農場の整備と新規就農者育成

- ・地方創生拠点整備交付金を活用し、旧富野小学校を活用して研修専用農場を整備し、平成30年より「農業担い手育成センター」を開設しました。
- ・この取り組みでは、地域おこし協力隊制度を活用し、年間3人の農業研修生を受け入れ、新規就農者を育成・輩出しています。

主な KPI	策定時	目標値（令和元年）	実績値（令和元年）
農業後継者の確保数	3人／年	20人／5年	27人／5年

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

②総合戦略の方向性

本戦略の計画期間は5年間ですが、より中長期的な目線でまちづくりを考えるため、戦略の視点は10年後に据えます。

いまから10年後に叶えたい、「住んでいて幸せ」だと思える、あつまらしい暮らしの姿を、仮説として以下のとおりイメージします。産業・教育・余暇などに町の資源が活用され、自らの暮らしの質を向上させるためにビジネスや町民活動が盛んに行われている様子を描きました。

10年後に叶えたい暮らしのイメージ

あつまに住む人は、このまちの資源を使いこなしている。

農林水産資源を生かして生計を立てる人、半農半X[※]、あるいは半林半Xのようなライフスタイルの人、田園風景のなかりモートワークをする人も増えた。早朝にサーフィンに行く人、休日を森林で過ごす人もいる。子どもたちは、豊かな山・川・海に囲まれて、いきいきと育つ。なりわい、余暇、子育て・さまざまな場面で、まちの資源が使いこなされている。

普段の買い物は町内の商店で行う。町内で足りないものがあれば、近所で声をかけあって連れ立つこともある。高齢でもインターネットを使いこなして用を済ますことも増えた。助け合いとテックノロジーで、この町の安心が作られている。

ローカルベンチャースクールは、町内の資源を生かした多様な仕事を生み出した。ここにしかない仕事やお店には、町外のファンも多い。長年の取り組みにより、町内には起業／創業のノウハウやネットワークが蓄積され、この町の多様なチャレンジを受容する文化にあこがれて移住する若者も増えている。

高齢化が進み、支える世代が減少する中でも、町内では元気な高齢者が起業／創業のノウハウを生かして生計をたて、自分の暮らしの面倒を見る。

このような町民の暮らしに共感し、町外からさまざまなリソースを提供する「関係人口」も増えた。

いきいきと暮らす人々がつながり、あつままでの暮らしに誇りを得た町民たちは、「次はどんなことをやってみよう？」と語り合っている。

[※]半農半X…京都府綾部市在住の塩見直紀氏が1990年代半ば頃から提唱してきたライフスタイルで、自分や家族が食べる分の食料は小さな自給農でまかない、残りの時間は自分のやりたいこと(ミッション)に費やすという生き方。同様に、林業以外の仕事を兼業して生計維持が可能な収入を確保しつつ、林業に従事するライフスタイルを半林半Xと表現した。

自分が誇りをもって働ける仕事の創出や、やりたいことの実現、暮らしの課題の解決に向けて、たくさんのチャレンジがあふれるまちであるために、本戦略のコンセプトを「ローカルで挑む」とします。

ローカルで挑む

私たちは、ローカルで挑む人を応援するとともに、ローカルから社会課題を乗り越えていくことをめざし、ともに挑むパートナーやイノベーションを歓迎します。そして私たちは、これらのチャレンジを重ねることで、ローカルで幸せに暮らし続けられることを実証します。

「ローカルで挑む」に基づき人口減少対策とさらなる町の創生を進め、以下の3つの数値目標の達成をめざします。

数値目標	現状値	目標値（令和7年）
厚真町に住み続けたいと思う人の割合	85%	85%
厚真町を勧めたいと思う人の割合	48%	70%
一人あたり総所得金額等	3,025千円/人（平成30年）	現状値以上

③戦略体系

「ローカルで挑む」の実現に向けた町の取り組みとして、3つの目標、2つの横断的な視点を設定します。

基本目標1 しごと「ここで暮らせる」と自信が持てる、持続可能な仕事づくり」

しごと分野では、新たな仕事の創出や、ローカルキャリア支援、担い手が減少する中でも持続可能な仕事づくりを行い、「ここで暮らせる」と自信が持てる環境をめざします。

基本目標2 まち「住みたい・訪れたい空間づくり」

まち分野では、移住・定住促進や交流・関係人口創出の観点から、住みたくなる・訪れたいまちの整備や、防災まちづくりの推進を行うとともに、人口減少社会にあっても持続可能なまちづくりを行うため、インフラ整備や交通体系の再編を行います。

基本目標3 ひと「自己実現と成長を支えあい、いきいきと暮らす関係づくり」

ひと分野では、町の豊かな自然環境を生かした子育て・教育環境の充実に取り組むとともに、子どもから高齢者までの幅広い世代が学びあい、地域の中でいきいきと暮らせる関係づくりをめざします。

（横断的視点1）町内外の多様な人々の活躍

官民連携の推進や、関係人口創出により、町内外の多様な人々の活躍による創生をめざします。

（横断的視点2）新しい時代の流れを力にする

SDGs や、Society5.0 の到来、ローカル5Gの整備など、新しい時代の流れを力にし、各プロジェクトに取り組みます。



戦略体系および KPI の位置付け

コンセプト	「ローカルで挑む」 ローカルで挑む人を応援する／ローカルから社会課題を乗り越える／ ローカルで幸せに暮らし続けられることを実証する
-------	---

厚真町に住み続けたいと思う 人の割合 85%→85%

厚真町を勧めたいと思う 人の割合 48%→70%

一人あたり総所得金額等 現状値以上

しごと	まち	ひと
「ここで暮らせる」と自信が持てる仕事をつくる	住みたい・訪れたい空間をつくる	自己実現と成長を支えあい いきいきと暮らす関係をつくる
町の資源を生かす持続可能な 事業・産業を創出する	訪れたい風景をつくる	子育てしたいまちをつくる
○新規事業創出 ・エネルギー地産地消 ・震災伝承プログラムの推進 ・ローカルベンチャー推進 KPI: <u>新規起業数</u> <u>新規雇用数</u> <u>新規事業の売り上げ</u>	○まちのコアのり・デザイン ・庁舎および周辺施設整備 KPI: <u>来庁者の満足度</u> ○観光資源の魅力向上 ・グリーン・ツーリズムの推進 ・古民家の活用促進 KPI: <u>整備／改修地点の入込客数</u>	○特色ある教育づくり ・認定こども園運営事業 ・小中一貫教育推進 ・高校魅力化支援 KPI: <u>子育て世帯の割合</u>
○産業の持続性確保 ・担い手確保 ・域内消費の促進 KPI: <u>第1次産業の新規就業者数</u>	自然災害からの安全・安心をつくる	豊かな学習環境をつくる
○ローカルキャリアを積みやすい 環境をつくる	○防災・減災意識の醸成・発信 ・被災の記憶の継承 KPI: <u>地区避難計画策定数</u>	○学びと活動が循環する学習 環境づくり ・ふるさと教育推進 ・生涯学習環境の充実 ・文化・スポーツの振興 KPI: <u>学びの環境への満足度</u>
○多様な働き方支援 ・サテライトオフィス誘致 ・ワーケーションの推進 KPI: <u>シェアサテライトオフィス 利用者(社)数</u>	多様な人々が住み続けられる 環境をつくる	多様な人々の参画により 復興やまちづくりを進める
	○移住・定住促進 ・分譲地整備・販売促進 ・子育て支援住宅等の整備 ・空き家活用の推進 KPI: <u>分譲地販売区画数</u> ○移動の自由の確保 ・地域交通体系の再編 KPI: <u>循環福祉バスの利用者数</u>	○町民参加の促進 ・植樹会などの実施 KPI: <u>植樹会の参加人数</u> ○関係人口創出 ・関係人口登録制度の検討 KPI: <u>企業版ふるさと納税の 件数</u>

(視点1) 町内外の多様な人々の活躍 (視点2) 新しい時代の流れを力にする

④具体的な施策と重要業績評価指標

基本目標 1 | しごと

方針 *「ここで暮らせる」と自信が持てる、持続可能な仕事をつくる。

現状と課題

今後、地方においては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることが懸念されます。これを断ち切るため、域外から稼ぐことや、その資金を地域のイノベーションに投資するなど地域で経済を循環させることにより、地域経済を活性化することが必要です。

厚真町は、海・山・川といった自然資源を有しているほか、国際空港や港へのアクセス性、札幌市との近接性により、農業・林業・水産業の第1次産業を基盤として、多様な事業が展開されるポテンシャルがあります。

一方、総人口および生産年齢人口の減少に伴い、町全体の就業人口についても減少傾向にあり、特に第1次産業については、農業・林業・水産業のそれぞれで高齢化が進んでいます。今後の高齢化の進行により急速に就業者が減少する可能性があり、産業の持続のためには担い手を確保することが求められています。

このような現状から、町では、産業の持続化と地域経済のさらなる活性化をめざし、農業担い手育成センター設置、サテライトオフィスの整備、ローカルベンチャー育成などにより、新規就農者・新規起業者・新規就業者の確保・育成といった、地域で働く「人」に着目した取り組みを行ってきました。ローカルベンチャースクールなどを経て起業した新規事業者の総売り上げが4億円を超えているほか、新規就農者の定着が図られるなどの効果がみられています。また、これらの取り組みを通じて町内外に多様な人的ネットワークが形成されたことで、さらなるイノベーションや事業創出の可能性が期待されています。

胆振東部地震からの復旧・復興を進めるなかでも、さらなる人的ネットワークの広がりがみられており、このネットワークを活用した産業・事業の創出への取り組みが重要です。

また、近年、地域にかかわりながら仕事をする「ローカルキャリア」という働き方が注目されています。「厚真町で働いてみたい」「厚真町で事業をしてみたい」という方がチャレンジできる環境をつくるため、ワーケーションや二地域居住などの新たな働き方・生き方にも注目した取り組みも重要です。

一方、日常の買い物等のサービスについては、依然として苫小牧市や千歳市などの近隣市に依存している側面があることから、町内事業者の事業ブラッシュアップと並行して、地域通貨の導入やコンビニエンスストアなどの誘致など、域内消費を増やすための取り組みを検討することも重要です。



■ 主な具体的施策と重要業績評価指標（KPI）

基本的方向 1 町の資源を生かす持続可能な事業・産業の創出

厚真町の豊富な自然資源・文化資源や、町内外の人材や企業とのネットワークを生かし、持続可能な事業・産業を創出します。

新規事業の創出については、胆振東部地震により発生した大量の被災木を活用したエネルギー事業や、震災の記憶をたどるプログラムの推進など、町が民間事業者などと連携して、資源を生かし、地域の課題を解決しながらも稼げる事業・産業創出を図ります。

さらに、事業・産業をつくり継承する「人」に着目し、起業型／企業研修型／新規就農型などの地域おこし協力隊や、地域おこし企業人の任命をはじめとして、各産業の担い手確保・育成に努めます。

また、産業の持続化のためには、域内での経済循環が求められることから、町内での消費を促す環境の整備として、町内事業者の新規分野への参入や事業拡大を支援するとともに、地域通貨の導入やコンビニエンスストアなどの誘致を検討します。

【主な取り組み・事業】

- ・ エネルギー地産地消事業
- ・ 再生可能エネルギー導入の検討
- ・ 震災伝承プログラムの推進
- ・ 起業家人材育成事業
- ・ 起業化支援事業
- ・ 各分野の担い手確保・育成
- ・ 地域通貨導入の検討
- ・ コンビニエンスストアなどの誘致の検討

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
新規起業数	15 事業所	45 事業所
新規雇用数	4 人	58 人
新規事業者（社）の総売上額	0 億円	4 億円
第1次産業の就業者数	11 人	35 人

基本的方向 2 ローカルキャリア支援

厚真町とかかわりながら働く「ローカルキャリア」を積極的に受け入れ、支援することで、さまざまな人材が還流する環境を生み出し、経済活動の活性化を図ります。

働き方の多様化に伴い、テレワークなどを活用した二地域居住やワーケーションの需要が増えていることから、これに応えうるオフィスや住居などの受け皿の整備を行います。また、複数の仕事で収入を安定させながらキャリアを形成するパラレルワークやマルチワークを可能にするため、季節ごとの労働需要と供給のマッチングの仕組みの検討を進めます。

【主な取り組み・事業】

- ・ サテライトオフィスの誘致
- ・ サテライトオフィス・テレワーク施設の整備
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の検討

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
シェアサテライトオフィス利用者（社）数	15 者（社）	53 者（社）

基本目標 2 | まち

方針 *住みたい・訪れたい空間をつくる。**現状と課題**

都市機能の維持には一定の人口規模と密度が必要なことから、人口減少により都市機能の維持が困難となることで、地域の魅力・活力が低下し、さらなる人口流出を招くという負のスパイラルに陥ることが懸念されます。そのため、移住・定住の受け皿の整備と、地域の魅力や活力の向上の両面にアプローチし、好循環を生み出すことが重要です。

移住・定住の促進については、これまで、子育て支援住宅の建設や、分譲地の整備・販売促進を積極的に行うことで市街地への移住・定住支援を図り、転入増加に結び付く取り組みを進めてきました。特に上厚真市街地については、子育て支援と一体的な施策展開により、順調に宅地分譲が進み、地区としては人口が増加しています。苫小牧圏への通勤者における宅地のニーズは依然として高い状況であり、今後想定される分譲宅地の減少について対応が必要です。

市街化調整区域の空き家については、今後増加していくことが懸念されていますが、現時点では資産としての価値や流動性が低い状態です。今後、一次産業の担い手や関係人口の住居の受け皿として、これら空き家の有効活用が必要です。

地域の魅力・活力の向上については、民間事業者などと連携し、町の既存の環境を生かした魅力的な空間を整備することで、住みたい・訪れたいと思える風景をつくる必要があります。特に、まちの中心となりうる庁舎周辺エリアについては、新庁舎の建設に伴う一体的な整備を検討しており、拠点性の向上や町内外の交流促進などの視点を踏まえたデザインが求められます。

また、胆振東部地震により甚大な被害を受けたことを踏まえ、今後も積極的に居住や来訪を選択できる地域をつくるために、被災の経験を生かして、より自然災害への対応力を高めるなど、被災を乗り越えたまちづくりが求められます。さらに、次世代や町外へ震災の記憶や経験を継承することを始めとして、防災・減災意識の醸成を行うことも重要です。

これらの課題に対応しながら、進行していく高齢化や人口減少に対応したまちづくりが求められます。特に、誰もが安心して暮らすために、持続可能な移動サービスを確保することが重要な課題となっています。



■ 主な具体的施策と重要業績評価指標（KPI）

基本的方向 1 訪れたい風景づくり

地域の魅力・活力の向上に向けて、既存の環境を生かした魅力的な空間を整備します。

新庁舎建設に伴い一体的な整備を検討している庁舎周辺エリアについては、「まちのコア」としてリ・デザインすることにより、多様な交流を生む居心地の良い空間の形成を図ります。また、町外からの交流人口の獲得のため、観光資源の魅力向上を検討します。

これらの整備にあたっては、民間活力を積極的に導入し、より効果的・効率的な事業推進を図ります。

【主な取り組み・事業】

- ・庁舎および周辺施設整備
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・古民家再生事業の推進
- ・大沼野営場の整備および管理事業
- ・浜厚真海岸・フェリーターミナル等を活用した交流拠点づくり
- ・厚幌ダム周辺整備（幌内地区環境整備事業）
- ・環境保全林を中心としたフットパスなどの検討

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
来庁者の満足度	—	95%
整備／改修地点の入込客数	8,000人	25,000人

基本的方向 2 自然災害からの安全・安心づくり

胆振東部地震の教訓から、地域での自主防災組織の発足が相次いでおり、より実効性の高い組織の構築に向けて、地区防災計画の策定を支援してきます。

防災・減災意識の醸成に寄与するため、胆振東部地震の記憶や教訓をまとめ後世に伝える、震災伝承などの施設や、アーカイブなどのコンテンツ、ツアーなどのプログラムなどを整備します。また、防災に関するイノベーションや研究に寄与するため、民間事業者への研究協力などの取り組みを積極的に進めます。

【主な取り組み・事業】

- ・被災の記憶の継承

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地区避難計画策定数	1	20

基本的方向 3 多様な人々が住み続けられる環境整備

厚真町に住みたいと思う人々が暮らし続けられる環境を確保するため、分譲地の整備・販売や、子育て支援住宅などの公的住宅の整備などにより、移住・定住促進のための住まい確保を進めます。

上厚真地区については新規の分譲宅地の造成とともに、利便性の向上を図ることで、より魅力的な市街地の形成にむけて検討を進めます。

市街化調整区域にある空き家については、所有者と利用者のマッチングがより円滑に進むよう、地域と連携しながら、課題解決に取り組める仕組みと体制づくりを行います。

これらの取り組みについては、民間企業等との連携を視野に、それぞれの事業に対して専門的に取り組むことができるまちづくり会社のような機能を有した実施主体の構築を検討します。

また、誰もが安心して住み続けられるまちにできるよう、循環福祉バスの運行体制の見直しなど地域交通体系の再編を行うことで、持続可能な移動サービスの確保に取り組みます。

【主な取り組み・事業】

- ・分譲地整備・販売促進 ・子育て支援住宅等の整備 ・厚真市街地環境整備の検討
- ・上厚真市街地周辺での宅地整備の検討 ・空き家の有効活用
- ・地域交通体系の再編

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
分譲地の販売区画数	39区画	100区画
循環福祉バスの利用者数	4,098人	6,000人



基本目標 3 | ひと

方針 *自己実現と成長を支えあい、いきいきと暮らす関係をつくる。

現状と課題

人口減少を和らげ、町の創生を図るためには、結婚、出産、子育ての希望をかなえることで、世帯あたりの理想の子ども的人数と実際の子ども的人数とのギャップを減らし、少子化を緩やかにしていくことや、一人ひとりの個性に応じた活躍の場をつくっていくことで都市から地方への人の流れを生み出すことが必要です。

町では、これまで、母子保健事業の推進、就学前保育・教育の充実、子育て世代の負担軽減などを推進しており、若い世代の希望に寄り添い、妊娠・出産、子育てに至る切れ目ない対策の推進を図ってきました。今後も引き続き、これらの取り組みを継続する必要があります。

加えて、厚真町の豊富な自然資源や人的資源を生かした特色のある教育をつくることや、若者・女性などを含む多様な人々が学び、得られた知識をもとに地域で活躍できる環境の整備など、人々のさまざまな希望をかなえられるまちづくりが求められます。

また、地域の活力の維持・発展のためには、地域に住む人々だけでなく、地域に必ずしも居住していない地域外の人々が、地域の担い手として活躍することも期待されます。このため、地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形でかかわる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていくことをめざします。関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されます。また、関係人口の創出・拡大は、受け入れ側のみならず、地域にかかわる人々にとっても、日々の生活におけるさらなる成長や自己実現の機会をもたらすものであり、双方にとって重要な意義があります。

町民、関係人口を含め、誰もが自己実現や成長の希望をかなえる場をめざしながら、双方が交流することで生涯を通じていきいきと暮らす関係をつくり、社会活動や経済活動が活発なまちをつくることが求められます。

主な具体的施策と重要業績評価指標（KPI）

基本的方向 1 子育てしたいまちづくり

海・山・川などの豊富な自然資源や、人的資源を活用し、特色ある教育環境づくりを行います。

就学前保育・教育の充実に向けて、認定こども園については、遊びを軸にした活動を充実させるため、園庭整備などをはじめとした環境づくりを行います。

学校教育については、これまでも力を入れていた英語教育をはじめとして、町内の資源を活用したふるさと教育の実施など、小中9年間を通した一貫教育の充実を図るとともに、デュアルスクールなどを通じた、地域外から厚真町に滞在して学ぶ児童・生徒の受け入れを検討します。

さらに、厚真高校についても特色のある学校づくりをめざして魅力化支援を行います。

【主な取り組み・事業】

- ・認定こども園運営事業
- ・小中一貫教育の推進
- ・厚真高校の魅力化支援

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
子育て世帯の割合	18.0%	18.0%

基本的方向 2 豊かな学習環境づくり

あらゆる世代の人々が学習できる環境の充実に取り組みます。特に、「学びたい」という意欲や「地域社会で活動したい」という意欲の両面にアプローチし、「学び」と「活動」の循環を推進することで、個人の学習の充実と地域社会の課題解決に寄与する生涯学習環境の充実を図ります。

また、胆振東部地震の記録を含む町の歴史・文化に関する資料の収集を進め、デジタル・アーカイブの作成や展示施設の整備など、郷土資料の活用を図ります。

その他、まちの地理的特性を生かして盛んにおこなわれているサーフィンや、充実した指導環境により成果の表れている陸上競技などのスポーツ活動やさまざまな文化活動などを活用した地域振興を図ります。

【主な取り組み・事業】

- ・生涯学習環境の充実
- ・全世代型学びの場の創出に向けた検討
- ・ふるさと教育の推進
- ・文化・スポーツの振興

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（平成26年）	目標値（令和7年）
学びの環境への満足度	77%	83%

基本的方向 3 多様な人々の参画促進

町民や関係人口がまちづくりに参画し、多様な人々が活躍できるまちづくりを進めます。

特に、胆振東部地震からの再生をめざす中では、復興への願いをこめた植樹会を開催するなど、町の復興に思いを寄せる町内外の人々との協働のもと、事業を推進します。

また、関係人口の維持・拡大に向けた取り組みとして、厚真町を第二の故郷として応援してくださる方を対象にさまざまなサービスを提供する関係人口登録制度の整備を、民間事業者などと連携して検討します。

都市部企業との企業版ふるさと納税制度を活用した関係構築は、地方創生の推進に向けて資金と情報の流れを促進する観点から、重点的に取り組みを実施します。

【主な取り組み・事業】

- ・植樹会などの開催
- ・関係人口登録制度の検討
- ・ふるさと納税、企業版ふるさと納税の制度活用

【重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
植樹会の参加人数	30人	60人
企業版ふるさと納税の件数	2件	10件



VII

強靱化計画



VII 強靱化計画

第1章 計画の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されました。また、北海道や厚真町においても、胆振東部地震を経験しているほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているとともに、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

国においては、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が、令和元年12月には基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。道においても、平成27年3月に「北海道強靱化計画（以下「道計画」という）」を策定、令和2年3月に改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災および減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

町における自然災害に対する脆弱な部分を見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・道全体の強靱化を進めるうえでも不可欠な課題であり、国、道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取り組みをさらに加速していく必要があります。こうした基本認識のもと、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強靱化計画を策定します。

第2章 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、重点的・分野横断的に推進する計画として、総合計画や他の分野別計画と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。

各計画との関係



第3章 厚真町強靱化の基本的な考え方

①厚真町強靱化の目標

町の強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の重要な社会経済機能を維持することに加え、町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国および道全体の強靱化に積極的に寄与していくことにあります。

また、町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平時から産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みです。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、町の持続的成長につながるものとする必要があります。

町の強靱化は、こうした見地から、町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間事業者がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、町の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、道計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に寄与する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

厚真町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と厚真町社会経済システムを守る
- (2) 厚真町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に寄与する
- (3) 厚真町の持続的成長を促進する

②本計画の対象とするリスク

町の強靱化の対象となるリスクは、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、町の強靱化の目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と厚真町社会経済システムを守る」という観点から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に寄与する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を提示します。

Ⅶ 強靱化計画

厚真町にかかわる自然災害リスク・被害想定

種別		災害名	主な被害想定／被害履歴	再来確率※	出典
地震	想定	石狩低地東縁断層地震	震度6.9、全半壊1,497棟、死者数7人(冬の早朝)	30年以内 0.2%以下	北海道被害想定
		十勝沖海溝地震	震度5.7、全半壊23棟、死者数1人未満	30年以内 9%	北海道被害想定
		三陸沖北部(日高)海溝地震	震度5.8、全半壊30棟、死者数1人未満	M8前後 30年以内4~20% M7.1~7.6 30年以内90%	北海道被害想定
	履歴	平成30年北海道胆振東部地震	震度7、37名死亡、住家全半壊565棟	—	厚真町復旧・復興計画
		平成15年十勝沖地震	震度5強、住家一部損壊13棟	—	厚真町地域防災計画
		平成5年釧路沖地震	震度4、住家一部損壊1棟	—	厚真町地域防災計画
		昭和27年十勝沖地震	震度6、1名死亡、住家全半壊71棟	—	厚真町地域防災計画
津波	想定	三陸沖北部(日高)海溝地震	震度5.9、最大津波高:10m弱(苫小牧~日高町)、浸水範囲:道道1046号(鷲川厚真線)以南	M8前後 30年以内4~20% M7.1~7.6 30年以内90%	内閣府
風水害	履歴	農業・土木施設被害のあった台風等	農業被害、土木施設被害のある風水害は、8回/10年で発生(2000~2010年)	—	厚真町地域防災計画
土砂災害	想定	上記3地震による急傾斜地崩壊	建物全半壊 7~1棟	—	北海道被害想定
	履歴	平成30年北海道胆振東部地震	震度7による土砂崩壊29km ² 、道路被害29箇所、建物全半壊(多数)	—	厚真町復旧・復興計画
液状化	想定	上記想定3地震による液状化	建物全半壊 5~1棟	—	北海道被害想定
	履歴	平成30年北海道胆振東部地震	震度7による液状化による建物全半壊(多数)	—	厚真町復旧・復興計画
火山噴火	想定	樽前山噴火	火山灰堆積:大規模噴火(1739年噴火相当)50cm、中規模噴火(1874年噴火相当)2~4cm	—	樽前山火山防災計画
暴風雪・雪害	履歴	平成28年暴風雪	農業被害	—	厚真町地域防災計画
		平成12年低気圧および融雪	農、林、土木施設被害	—	厚真町地域防災計画
その他(大火)	履歴	昭和24年厚真市街大火	全焼48棟、半焼20棟	—	厚真町地域防災計画

※地震再来確率は、地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)より抜粋。

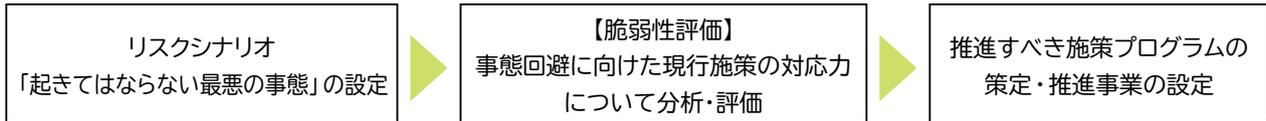
第4章 脆弱性評価および強靱化のための施策プログラム

①脆弱性評価

①-1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価を、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



①-2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や道計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、町の地域特性等を踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火に起因する死傷者・土砂災害による死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による死傷者の発生
	1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の不足による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 基幹交通および地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊



VII 強靱化計画

②厚真町強靱化のための施策プログラムおよび推進事業一覧

脆弱性評価の評価結果を踏まえ、「厚真町強靱化のための施策プログラム」を策定しました。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町のみならず国、道、民間事業者それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとにとりまとめます。

○施策プログラム策定のポイント

施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗よくや実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進にかかわる国、道、市町村、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、町の強靱化を道・国の強靱化へとつなげるため「道計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定します。

推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

1 人命の保護

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要があります。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行う必要があります。
- ・各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携し、対応を強化する必要があります。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要があります。
- ・災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や町民等への情報伝達体制を強化する必要があります。
- ・町民だけでなく、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要があります。

■指 標

項 目	現状値(年)		目標値(R7)
	指定済	(R2)	
指定避難所等の指定状況		(R2)	必要に応じ見直し
自主防災組織設置数	4	(R元)	20(計画期間内累計)
地区避難計画策定数	1	(R元)	20(計画期間内累計)
光ファイバー利用可能世帯率	67.8	(H30)	100.0

■施策プログラム・推進事業

1-1 地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

施策プログラム			施 策	
1-1-1	住宅・建築物等の耐震化		1-1-1-1	民間住宅およびブロック塀等の耐震化
			1-1-1-2	防災拠点の耐震化
1-1-2	建築物等の老朽化対策	重点	1-1-2-1	空家等の適正管理の啓発・除却支援制度の活用
			1-1-2-2	公共施設の再編、庁舎および周辺施設整備
1-1-3	避難場所等の指定・整備	重点	1-1-3-1	避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など
			1-1-3-2	福祉避難所の確保および受け入れ方法等の整備
			1-1-3-3	(仮称)北部地域防災拠点施設の整備
1-1-4	緊急輸送道路等の整備	重点	1-1-4-1	厚真川左岸道路の整備
			1-1-4-2	上厚真小入り口道路の拡幅整備
			1-1-4-3	橋りょうの長寿命化
1-1-5	地盤等の情報共有		1-1-5-1	大規模盛土造成地マップ等の作成と情報提供

1-2 火山噴火に起因する死傷者・土砂災害による死傷者の発生

施策プログラム			施 策	
1-2-1	警戒避難体制の整備		1-2-1-1	火山噴火警戒情報に関する対応
			1-2-1-2	土砂災害警戒区域の情報共有
			1-2-1-3	土砂災害・降灰に対する警戒体制の整備
1-2-2	砂防設備等の整備、老朽化対策		1-2-2-1	砂防・治山施設の整備と老朽化対策



Ⅶ 強靱化計画

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

施策プログラム		施策	
1-3-1	津波避難体制の整備	1-3-1-1	津波ハザードマップの作成
		1-3-1-2	津波時の指定避難所等の指定

1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策プログラム		施策	
1-4-1	洪水・内水ハザードマップの作成	重点	1-4-1-1 洪水・内水被害に対する対応
1-4-2	河川改修等の治水対策		1-4-2-1 道：道管理河川の治水対策
			1-4-2-2 道路冠水への対応
			1-4-2-3 適切な河川管理
			1-4-2-4 河川改修と河川環境の維持
			1-4-2-5 浸水対策：雨水幹線などの整備

1-5 暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

施策プログラム		施策	
1-5-1	暴風雪時における道路管理体制の強化	1-5-1-1	暴風雪時の道路管理体制
1-5-2	除排雪体制の確保	1-5-2-1	事業者における除排雪体制の確保、地域との連携の強化

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の不足による被害の拡大

施策プログラム		施策	
1-6-1	積雪寒冷を想定した避難所等の対策	1-6-1-1	冬季における避難所の防寒対策

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

施策プログラム		施策	
1-7-1	関係機関の情報共有化	重点	1-7-1-1 情報の収集・伝達体制の整備
			1-7-1-2 情報収集手段の強化
			1-7-1-3 防災情報の共有
			1-7-1-4 防災分野における ICT の活用
1-7-2	町民等への情報伝達体制の強化 重点		1-7-2-1 地域コミュニティの活性化
			1-7-2-2 防災無線・SNS 等による防災情報の伝達体制の強化
			1-7-2-3 平時における情報発信の多様化
1-7-3	通信施設等の防災対策		1-7-3-1 行政情報の保全
			1-7-3-2 通信環境の確保
1-7-4	高齢者等の要配慮者対策		1-7-4-1 地域との連携による支援体制の整備
1-7-5	帰宅困難者対策		1-7-5-1 民間事業者等との連携による支援体制構築の検討
1-7-6	地域防災活動、防災教育の推進	重点	1-7-6-1 地域における防災活動への支援
			1-7-6-2 消防団員の確保
			1-7-6-3 防災教育の推進

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間事業者等との協力体制が整備されてきていますが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取り組みが必要となります。
- ・災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて引き続き地域間連携を含めた体制の整備を進める必要があります。

■指 標

項 目	現状値（年）		目標値（R7）
防災訓練の実施回数	0	(R2)	増加
災害協定締結件数	5	(R2)	増加

■施策プログラム・推進事業

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止

施策プログラム			施 策	
2-1-1	物資供給等に係る連携体制の整備		2-1-1-1	物資供給等に係る連携体制の整備
			2-1-1-2	遠方の自治体との災害時応援協定
2-1-2	非常用物資の備蓄推進	重点	2-1-2-1	防災備蓄倉庫の建設
			2-1-2-2	家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄
			2-1-2-3	応急給水体制の整備

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

施策プログラム			施 策	
2-2-1	防災訓練等による救助・救急体制の強化	重点	2-2-1-1	実践的な防災訓練等の実施
			2-2-1-2	消防職員の育成
			2-2-1-3	救命処置等の普及啓発
2-2-2	救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備		2-2-2-1	消防車両の計画的な整備
			2-2-2-2	情報通信基盤や資機材の計画的な整備
			2-2-2-3	AED 設置登録の推進・普及啓発

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

施策プログラム			施 策	
2-3-1	被災時の医療支援体制の強化		2-3-1-1	被災時の医療支援体制の強化
			2-3-1-2	救急体制の維持
			2-3-1-3	高度な医療の提供
2-3-2	災害時における福祉的支援		2-3-2-1	地域コミュニティとの連携による支援体制の整備
			2-3-2-2	民生委員等の活動支援



VII 強靱化計画

3. 行政機能の確保

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、町における業務継続体制の一層の強化を図る必要があります。
- ・町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、災害対策本部の体制整備とともに、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要があります。

■指 標

項 目	現状値（年）		目標値（R7）
災害対策本部訓練の実施回数	0	(R2)	計画期間内に1回以上
役場庁舎の耐震化	未実施	(R2)	計画期間内に実施
BCPの策定	策定済	(R2)	必要に応じ見直し

■施策プログラム・推進事業

3-1 行政機能の大幅な低下

施策プログラム			施 策	
3-1-1	災害対策本部機能等の強化	重点	3-1-1-1	本部訓練の実施・検証
			3-1-1-2	災害対策本部機能の強化
3-1-2	行政の業務継続体制の整備	重点	3-1-2-1	BCP訓練の実施・検証による見直し
			3-1-2-2	災害時における業務継続体制の確保
			3-1-2-3	ICT-BCPの検討
			3-1-2-4	災害時における業務継続体制の確保
3-1-3	広域応援・受援体制の整備		3-1-3-1	受援体制の整備
			3-1-3-2	受援計画の策定
			3-1-3-3	援助隊登録車両の更新

4. ライフラインの確保

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・食料やエネルギーの安定供給に関しては、町のみならず国および道全体の強靱化に貢献するため、供給力のさらなる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取り組みが必要となります。
- ・町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- ・交通ネットワークの整備は、町の強靱化はもとより、道強靱化の根幹を支えるものであり、広域分散型の北海道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸となる高規格幹線道路など高速交通ネットワークの維持を図る必要があります。

■指 標

項 目	現状値（年）		目標値（R7）
新規就農者数	4	(R元)	21（計画期間内累計）
循環福祉バス利用者数	4,098	(R元)	6,000
水道普及率	88	(R元)	100

■施策プログラム・推進事業

4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

施策プログラム			施策	
4-1-1	再生可能エネルギーの導入拡大	重点	4-1-1-1	再生可能エネルギーの導入
			4-1-1-2	太陽光発電システム導入に対する支援等
4-1-2	電力基盤等の整備	重点	4-1-2-1	公共施設の耐災害性の向上
			4-1-2-2	避難所および生活会館等の電源対策、平時の備えの意識啓発
			4-1-2-3	防災拠点の電源対策
			4-1-2-4	電気自動車等の導入の検討
			4-1-2-5	公共施設の省エネ対策・省エネ等の意識啓発
			4-1-2-6	街路灯におけるLED照明の設置
4-1-3	多様なエネルギー資源の活用		4-1-3-1	多様なエネルギー資源の活用、エネルギー地産地消事業
4-1-4	石油コンビナート等の防災対策		4-1-4-1	平時からの情報共有や連携の促進

4-2 食料の安定供給の停滞

施策プログラム			施策	
4-2-1	食料生産基盤の整備	重点	4-2-1-1	農地等の利用調整・農地保有の合理化
			4-2-1-2	新規就農者に対する支援
			4-2-1-3	担い手の育成・法人化に対する支援
			4-2-1-4	基盤整備に対する農家負担の軽減等
			4-2-1-5	農業生産基盤の整備
			4-2-1-6	農地や農業用施設の保全
			4-2-1-7	スマート農業の推進
			4-2-1-8	ICT基盤の整備
4-2-2	地場農産物の付加価値向上と販路拡大		4-2-2-1	農産物の付加価値向上
			4-2-2-2	農業機械導入支援・生産改善など
			4-2-2-3	農作業の効率化・省力化・最適化
			4-2-2-4	付加価値向上・販路拡大・農食健康の連動

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

施策プログラム			施策	
4-3-1	水道施設等の防災対策	重点	4-3-1-1	配水管の更新
4-3-2	下水道施設等の防災対策		4-3-2-1	し尿と下水の共同処理
			4-3-2-2	改築更新・施設の改築等
			4-3-2-3	合併処理浄化槽の設置に対する支援

4-4 基幹交通および地域交通ネットワークの機能停止

施策プログラム			施策	
4-4-1	交通ネットワークの整備	重点	4-4-1-1	街路事業
			4-4-1-2	バス路線の再編・デマンド交通等
4-4-2	道路施設の防災対策等	重点	4-4-2-1	道路環境の維持
			4-4-2-2	道路の新設・更新等
			4-4-2-3	橋りょうの老朽化対策・耐震補強
			4-4-2-4	道路環境の維持
			4-4-2-5	街路樹の適正管理
4-4-3	広域的な公共交通の維持		4-4-3-1	公共交通の利用の促進と輸送体制の維持



VII 強靱化計画

5. 経済活動の機能維持

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・首都圏企業等が首都直下地震等に備え、リスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致に引き続き取り組む必要があります。
- ・災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要があります。

■指 標

項 目	現状値（年）	目標値（R7）
シェアサテライトオフィス利用者（社）数	15 （R元）	53（計画期間内累計）

■施策プログラム・推進事業

5-1 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

施策プログラム		施 策	
5-1-1	リスク分散を重視した企業立地等の推進	重点	5-1-1-1 企業誘致の取り組み
			5-1-1-2 新たな産業の創出と雇用機会の拡大
5-1-2	企業の業務継続体制の強化	5-1-2-1	中小企業に対する経営支援
5-1-3	被災企業等への金融支援	5-1-3-1	中小企業に対する金融支援

6. 二次災害の抑制

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要があります。

■指 標

項 目	現状値（年）	目標値（R7）
林業事業のうち町内事業者が担う割合	30 （R元）	50
新規林業者・林産業者数	7 （R元）	12（計画期間内累計）

■施策プログラム・推進事業

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

施策プログラム		施 策	
6-1-1	ため池の防災対策	6-1-1-1	ため池ハザードマップの作成

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

施策プログラム		施 策	
6-2-1	森林の整備・保全	重点	6-2-1-1 町有林の間伐・皆伐等による整備
			6-2-1-2 林業の振興
			6-2-1-3 林内路網の復旧・再整備
6-2-2	農地・農業水利施設等の保全管理		6-2-2-1 国営勇払かんがい事業農業水利施設の保全
			6-2-2-2 用排水施設維持管理事業
			6-2-2-3 排水機場等の適正管理
			6-2-2-4 排水機場の機能向上等
			6-2-2-5 監視装置の設置推進

7. 迅速な復旧・復興等

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

- ・災害からの迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要があります。
- ・復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業や行政職員、地域住民が、それぞれのその役割を十分に発揮できるよう、災害時における連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取り組みを推進する必要があります。

■指 標

項 目	現状値（年）		目標値（R7）
	未策定	（R元）	計画期間内に策定
災害廃棄物処理計画の策定			

■施策プログラム・推進事業

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

施策プログラム			施 策	
7-1-1	災害廃棄物の処理体制の整備		7-1-1-1	災害時に活用できる空き地情報の整理
			7-1-1-2	災害廃棄物処理計画の策定
7-1-2	地籍調査の実施		7-1-2-1	必要に応じた地籍の再調査
7-1-3	仮設住宅などの生活基盤等の迅速な確保	重点	7-1-3-1	災害時に活用できる空き地情報の整理（再掲）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

施策プログラム			施 策	
7-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携		7-2-1-1	建設業者との連携体制の整備
			7-2-1-2	技能者の養成と技術の向上
			7-2-1-3	就業機会の確保・通年雇用の促進
7-2-2	行政職員等の活用促進		7-2-2-1	相互応援体制の確保と受援体制の構築
			7-2-2-2	災害時におけるボランティアの活用
7-2-3	地域コミュニティ機能の維持・活性化		7-2-3-1	グリーン・ツーリズムなどを通じた農村地域の活性化



VIII

地域別土地利用計画



VIII 地域別土地利用計画

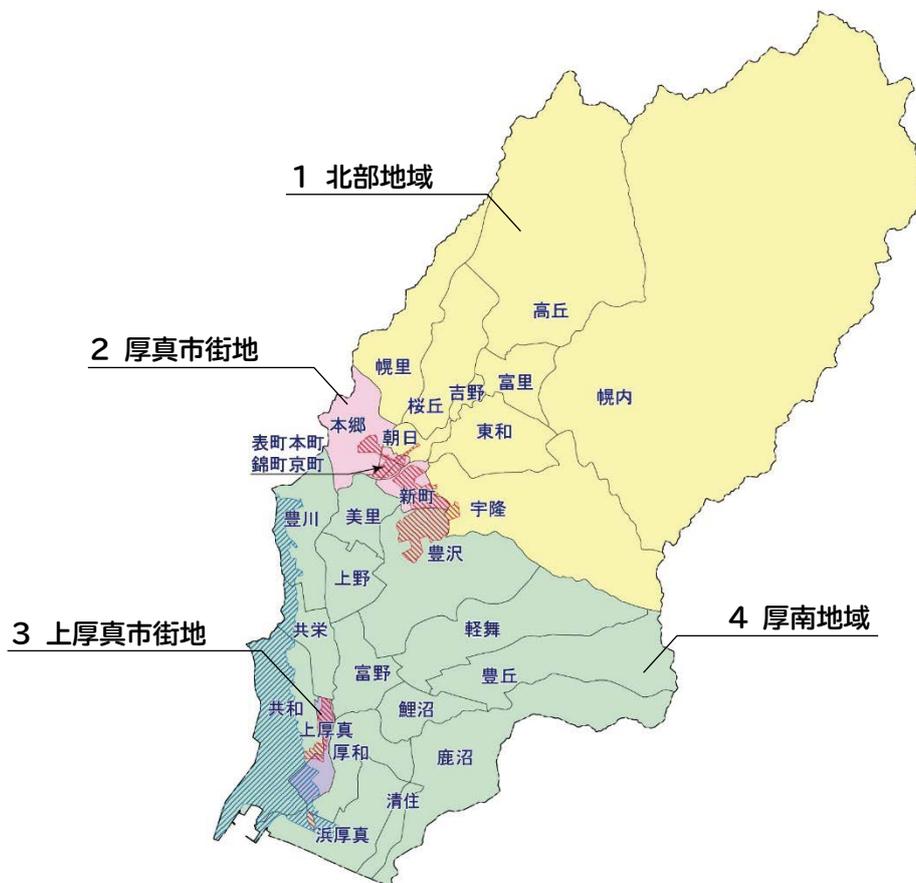
地域別土地利用計画について

「V 復旧・復興計画 第3期」、「VI 第2期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、「VII 強靱化計画」に位置付けた取り組み・事業の実施により、地域別に以降の土地利用を推進します。

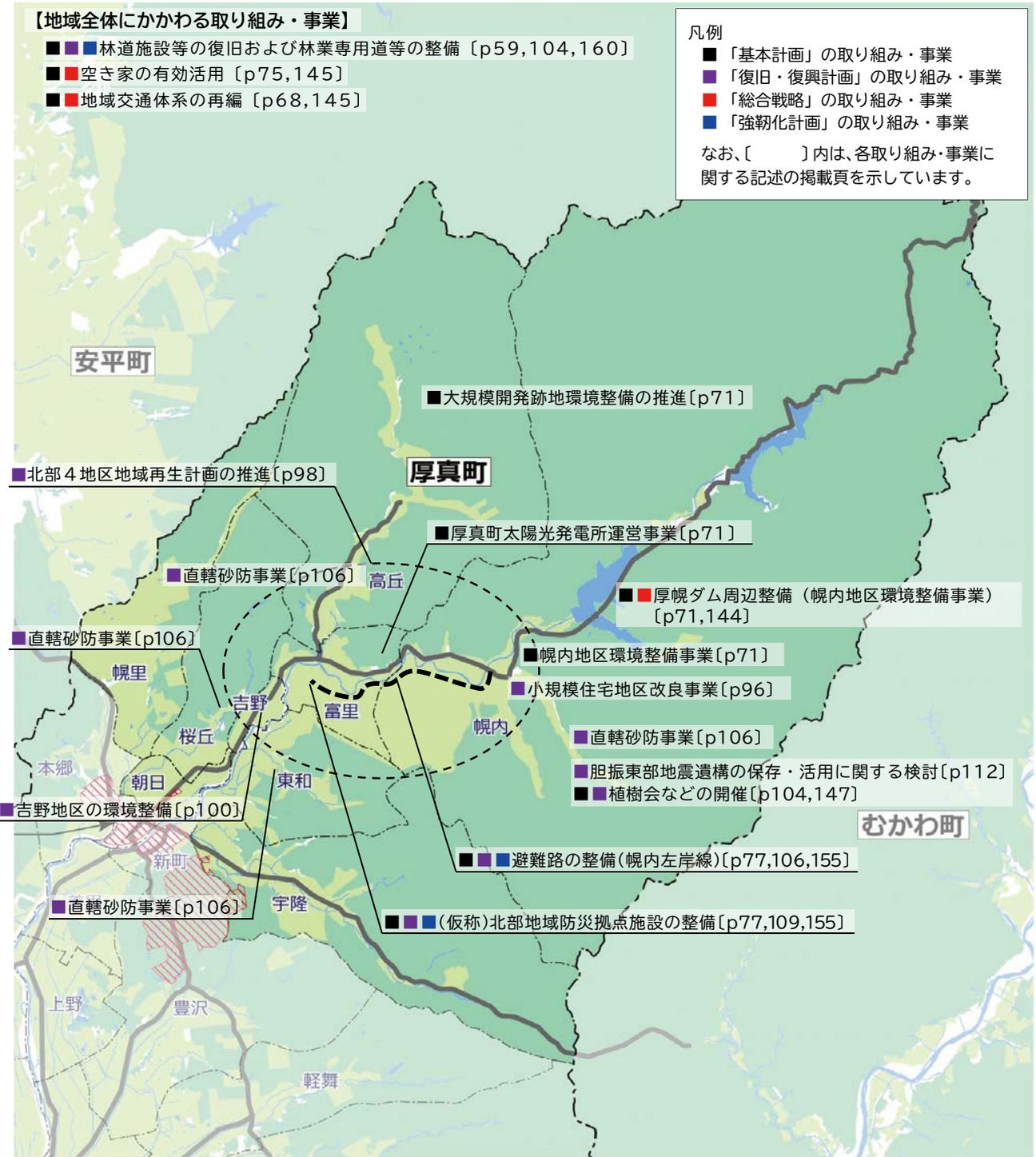
なお、地域別土地利用計画においては、「復旧・復興計画 第1期、第2期」に位置付けた取り組み・事業の中で、上記に示す計画との関連性があるものについても合わせて示します。

地域別土地利用計画の区域区分

区域区分	対象の字名など
1 北部地域	幌内、富里、高丘、吉野、桜丘、朝日、幌里、東和、宇隆
2 厚真市街地	本郷、京町、表町、錦町、本町、新町、豊沢（ルーラルビレッジ、フォーラムビレッジ）
3 上厚真市街地	上厚真
4 厚南地域	美里、上野、豊川、豊沢（ルーラルビレッジ、フォーラムビレッジを除く）、富野、共栄、鯉沼、厚和、共和、浜厚真、鹿沼、豊丘、軽舞、清住



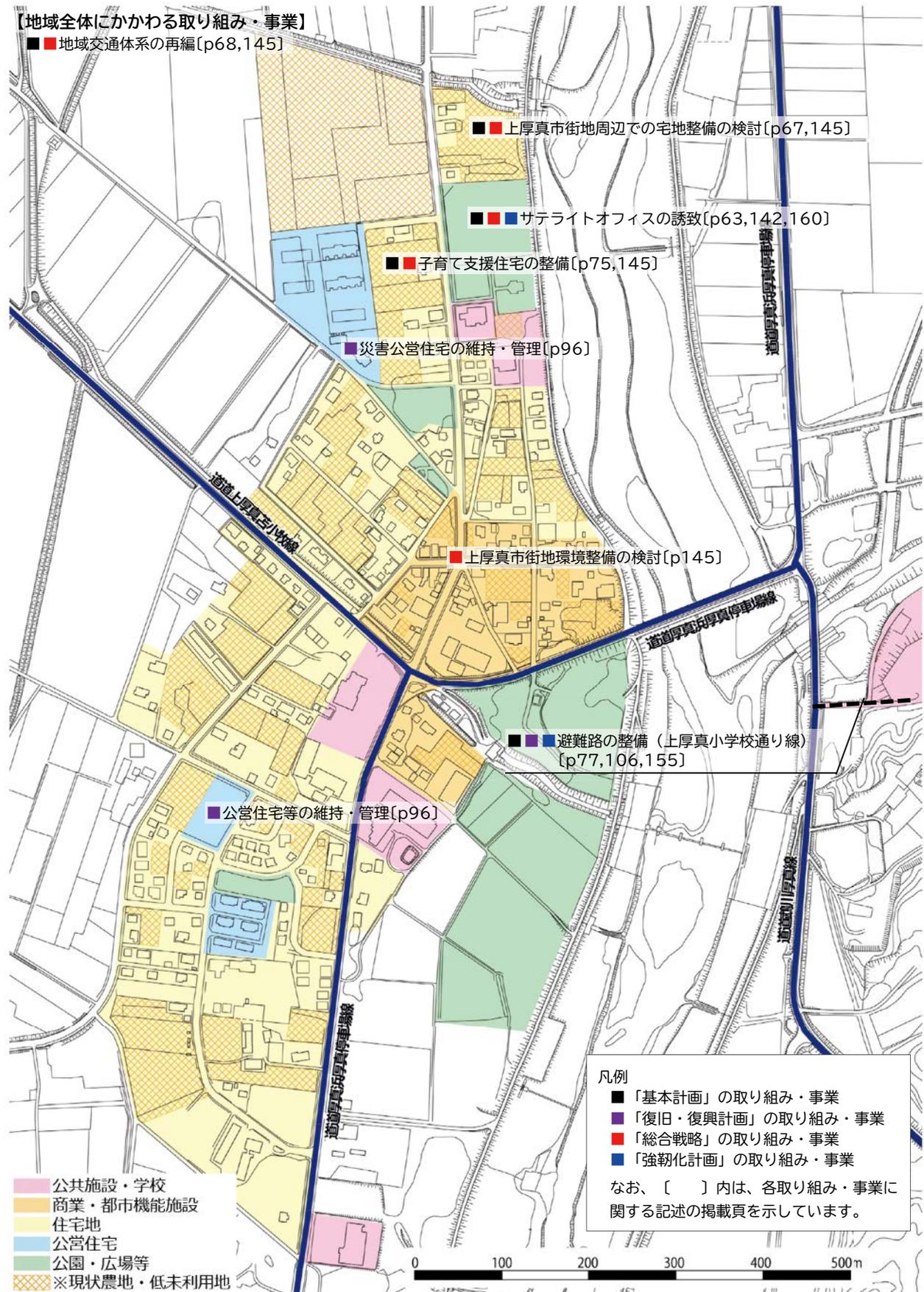
1 北部地域



- | | | | |
|--|------------|--|------|
| | 商業・住宅系用途地域 | | 主要道路 |
| | 工業系用途地域 | | 高速道路 |
| | 農村集落・農用地 | | 鉄道 |
| | 山林 | | 町界 |
| | 海岸・海 | | 字界 |
| | 河川・水面 | | |

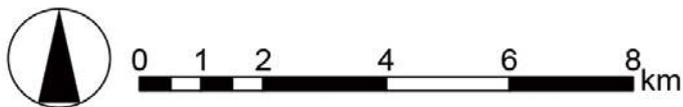
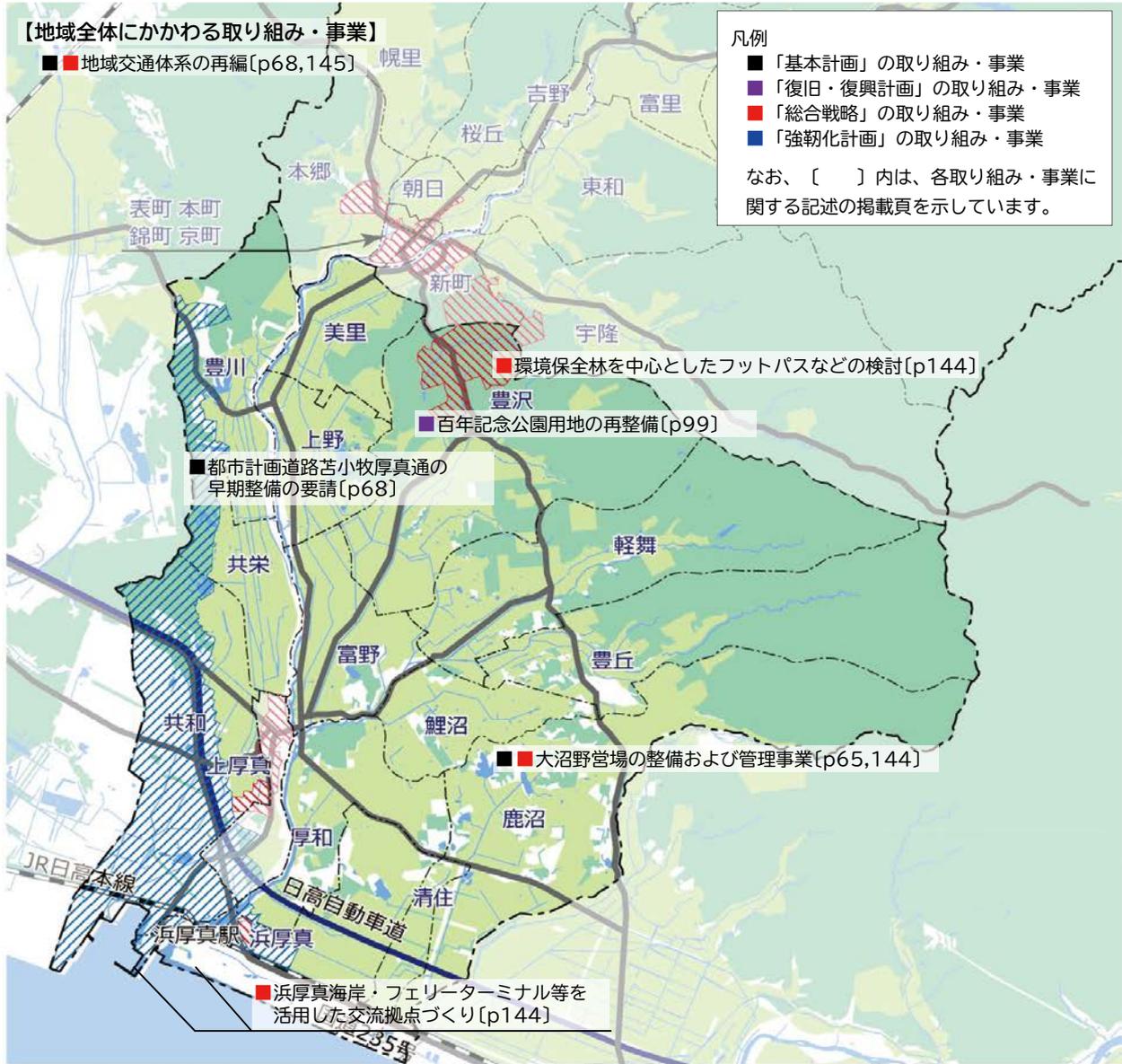


3 上厚真市街地



VIII 地域別土地利用計画

4 厚南地域



進行管理



IX 進行管理

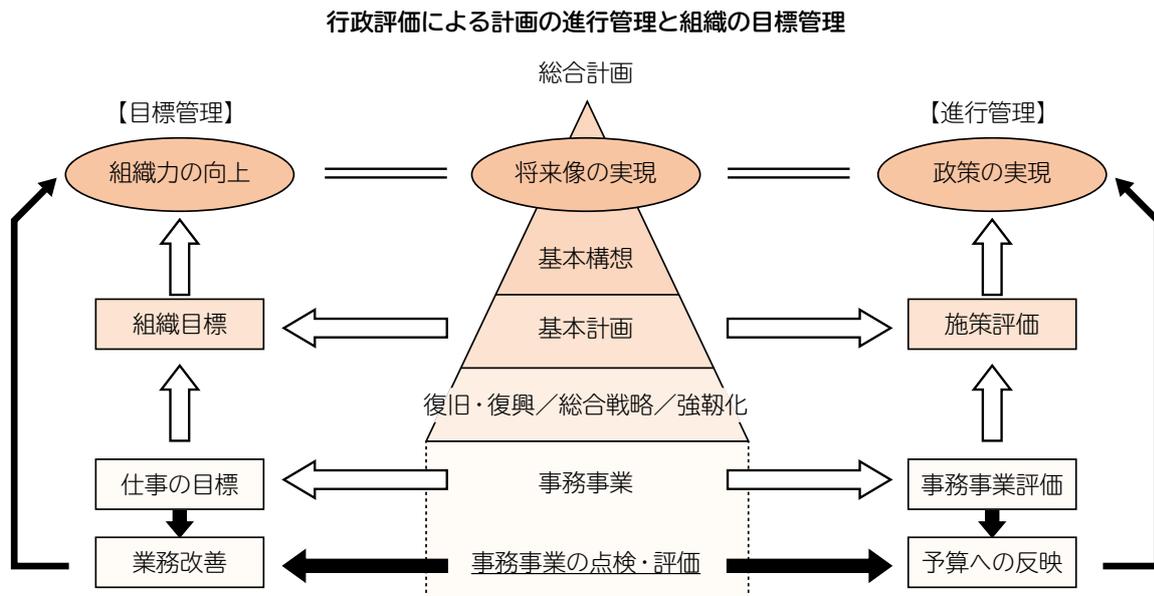
総合計画の体系に沿った行政評価の推進

本計画は、PDCA サイクルに基づき、その推進状況を点検・評価し、改善につなげていきます。実施計画レベルの事務事業評価により、評価結果を次年度予算に反映していくとともに、基本計画レベルの施策評価、基本構想レベルの政策評価により、次年度の施政方針を立案し、より効果的・効率的な施策展開につなげていきます。

評価に際しては、庁内における内部評価に加えて外部評価委員会による外部評価を実施し、評価結果を公表することで行政の透明性と説明責任を果たします。

行政組織の目標管理の推進

本計画のPDCA サイクルに基づく評価は、行政組織の目標管理にも有効であり、職員の「仕事の目標」を事務事業評価によって、町の「組織の目標」を施策評価・政策評価によって管理・改善し、組織力の向上につなげていきます。



計画	評価内容		数値目標 達成状況の確認	
	名称	期間	名称	期間
基本構想	政策評価	10年毎	定住目標	5年毎
基本計画	施策評価	5年毎	まちづくり指標	毎年
復旧・復興計画			-	-
総合戦略			KPI	毎年
強靱化計画			指標	毎年
実施計画	事務事業評価	毎年	活動指標・成果指標	毎年

參考資料



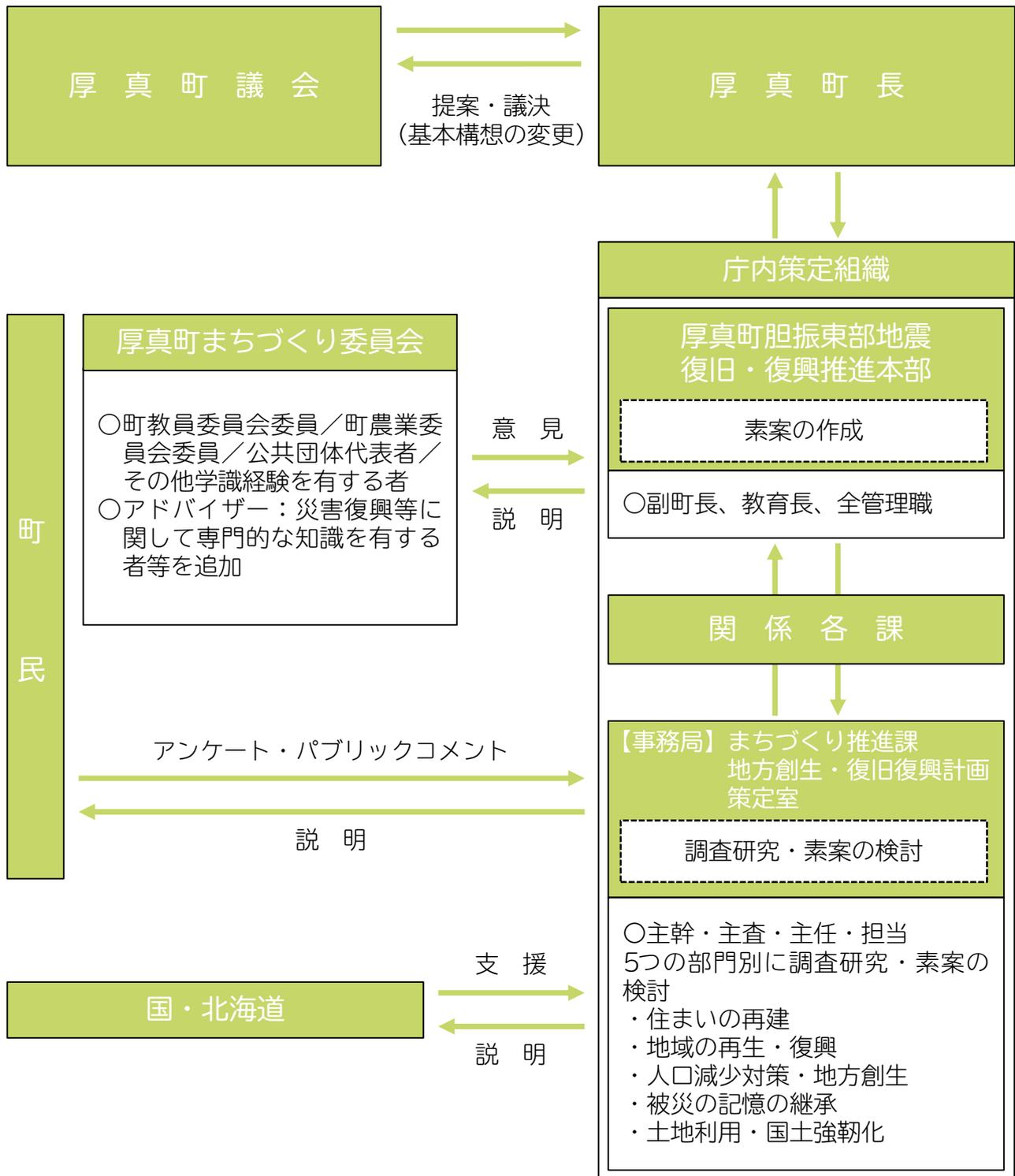
1. 第4次厚真町総合計画改訂版策定経過

日付	開催内容
令和2年4月1日	・まちづくり推進課内に地方創生・復旧復興計画策定室 設置
4月24日	・第1回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第1回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
4月30日	・第1回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会 ・住まいの再建プログラム 事前打ち合わせ会議
5月7日	・第1回 地方創生・復旧復興計画策定室 地域の再生・復興専門部会
5月8日	・第1回 地方創生・復旧復興計画策定室 土地利用・国土強靱化専門部会
5月14日	・第2回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
5月27日	・第2回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第2回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
5月28日	・第3回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会 ・第1回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
6月3日	・第2回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
6月18日	・第4回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
6月24日	・第3回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第3回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
6月25日	・第3回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
6月30日	・令和2年度第1回 厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部会議
7月9日	・第5回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
7月31日-8月16日	・町民アンケート「復旧・復興とまちづくりに関するアンケート調査」実施
7月29日	・第4回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第4回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
7月30日	・第5回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
7月31日	・民間事業者との座談会（これからの厚真の創生について）
8月17日-9月3日	・第1回 計画改訂に際する担当課ヒアリング
8月26日	・第5回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第5回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
8月27日	・第5回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
9月24日	・令和2年度第1回 厚真町まちづくり委員会
9月30日	・第6回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議
10月13日	・令和2年度第2回 厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部会議
10月15日	・第4次厚真町総合計画改訂版の策定に係る事務打ち合わせ
10月16日	・議会全員協議会（第4次厚真町総合計画改訂版骨子（案）について）
10月29日	・第6回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議

第4次厚真町総合計画[改訂版]

日付	開催内容
11月4日	・第6回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
11月6日	・職員勉強会（町民主体の復興まちづくりとその支援のあり方）
11月17日	・第4次厚真町総合計画改訂版の策定に係る事務打ち合わせ
11月18日-11月27日	・第2回 計画改訂に際する担当課ヒアリング
11月26日	・第7回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
12月2日	・第7回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議
12月4日	・令和2年度第3回 厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部会議
12月9日	・令和2年度第2回 厚真町まちづくり委員会
12月11日	・議会全員協議会（第4次厚真町総合計画改訂版（素案）について）
12月22日	・第8回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・令和2年度第4回 厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部会議
令和3年1月12日	・令和2年度第3回 厚真町まちづくり委員会
1月15日	・議会全員協議会（第4次厚真町総合計画改訂版（素案）について）
1月18日-2月16日	・パブリックコメント実施
1月28日	・第8回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
2月19日	・議会全員協議会（パブリックコメント等の反映について）
2月25日	・第9回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
3月8日	・令和3年第1回議会定例会議案提出
3月24日	・令和2年度第4回 厚真町まちづくり委員会

2. 第4次厚真町総合計画改訂版および厚真町復旧・復興計画策定体制



3. 厚真町まちづくり委員会条例

昭和49年3月13日

条例第26号

(設置)

第1条 本町の社会、文化及び産業等に関する新しいまちづくり計画を樹立し、その完遂を期するため、厚真町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて町の新しいまちづくりについて審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 町教育委員会委員

(3) 町農業委員会委員

(4) 公共的団体の代表者

(5) その他学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

2 厚真町総合計画策定審議会条例（昭和46年条例第10号）は、廃止する。

4. 厚真町まちづくり委員会条例施行規則

平成 27 年 5 月 11 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚真町まちづくり委員会条例(昭和 49 年条例第 26 号。以下「条例」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員長が必要と認める場合は、条例第 6 条の規定による委員会に、関係者を出席させることができる。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5. 厚真町まちづくり委員会アドバイザー設置要綱

平成 27 年 5 月 11 日

訓令第 10 号

(目的)

第 1 条 本町が策定するまちづくり計画全般について、助言・提言を得ることを目的として、厚真町まちづくり委員会アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(委嘱)

第 2 条 アドバイザーは、学識経験を有する者又はまちづくりに関する専門的知識を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2 年とし、再任を妨げない。

3 町長は、特別の事由があるときは、任期中であってもアドバイザーを解嘱することができる。

(職務)

第 3 条 アドバイザーは、町が設置する厚真町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について専門的な立場から助言・提言を行う。

(1) 委員会が所掌する事項に関すること。

(2) その他必要と認める事項に関すること。

(報償及び費用弁償)

第 4 条 町は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で報償及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第 5 条 アドバイザーに関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

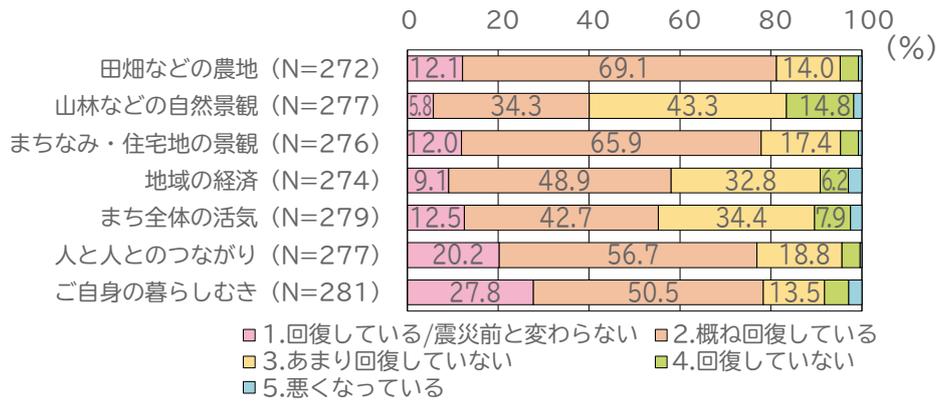
この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

6. 町民アンケート実施概要

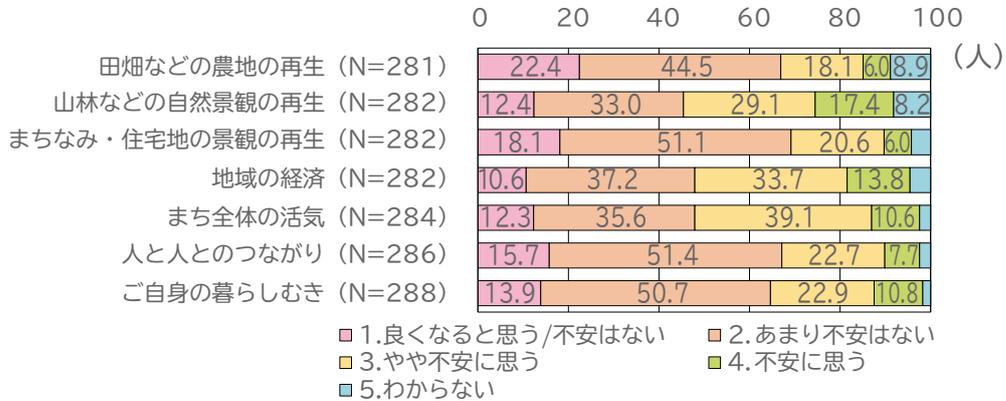
- ・対象者：無作為に抽出した18歳以上の町民800名
- ・実施期間：配布7月31日、回答期限8月16日
- ・実施方法：郵送配布、郵送回収
- ・回収数：309票（回収率38.6%）
- ・設問毎の集計結果

グラフ内のN値は設問毎の回答者数を示す

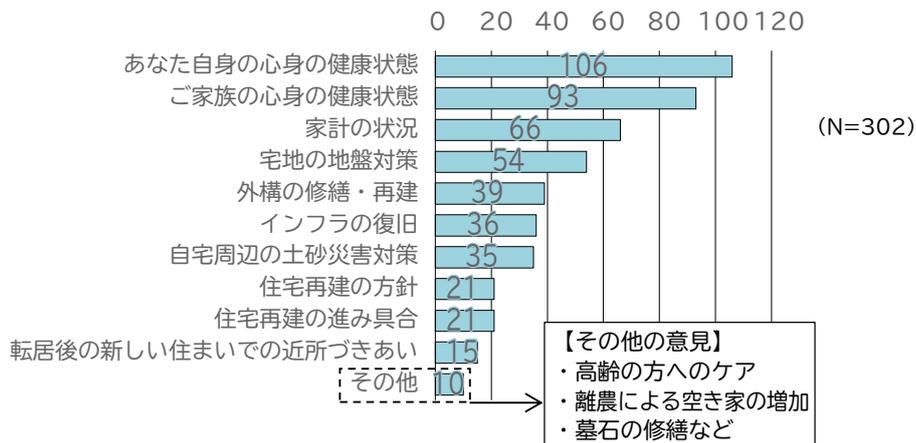
問1 1年前に比べ、下記の項目はそれぞれ回復したと思いますか。



問2 下記の項目について、今後の見通しに不安はありますか。



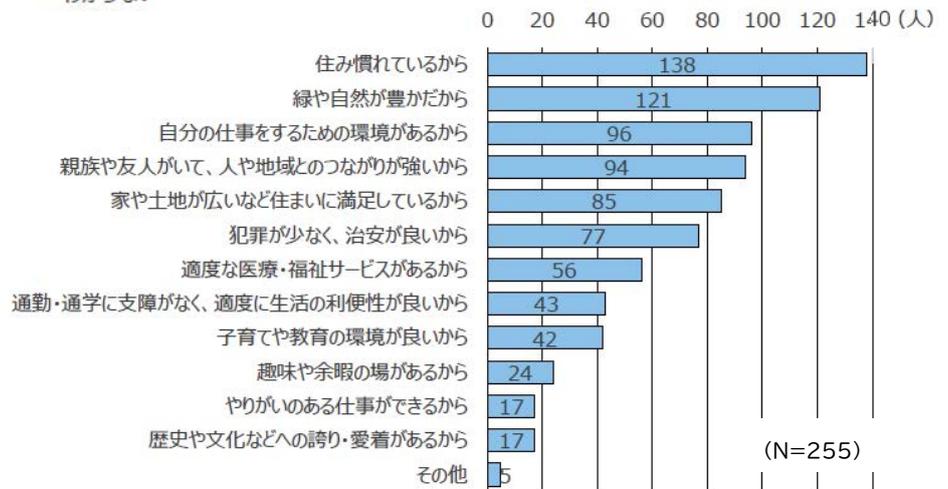
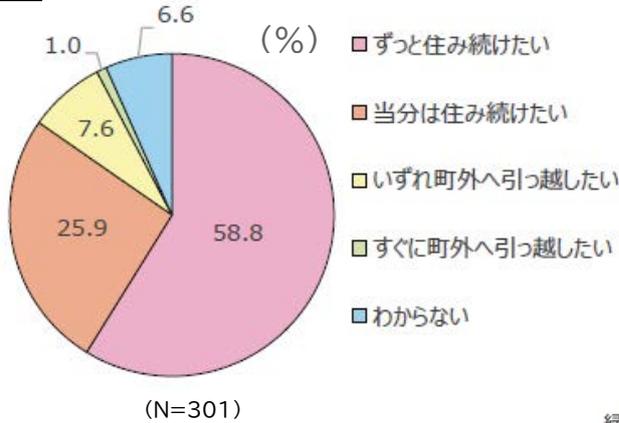
問3 現在、不安に思っていることはありますか。



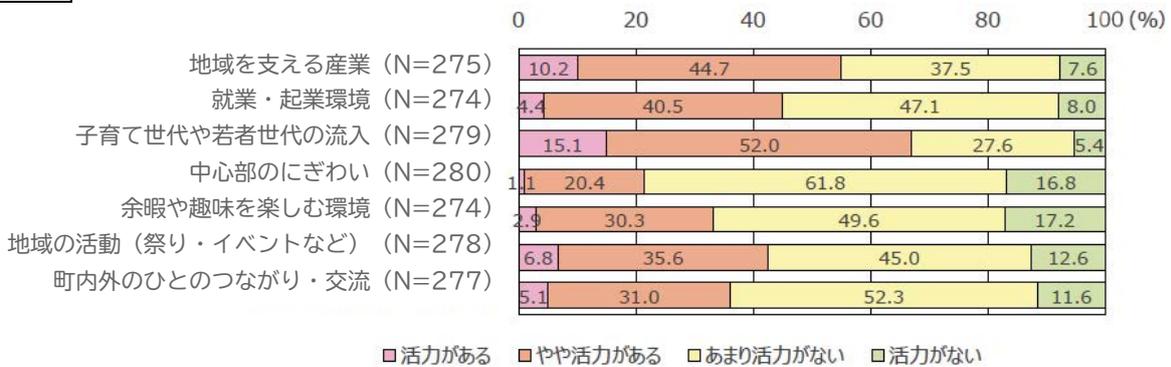
参考資料

問6 あなたは、今後も厚真町に住み続けたいとお考えですか。

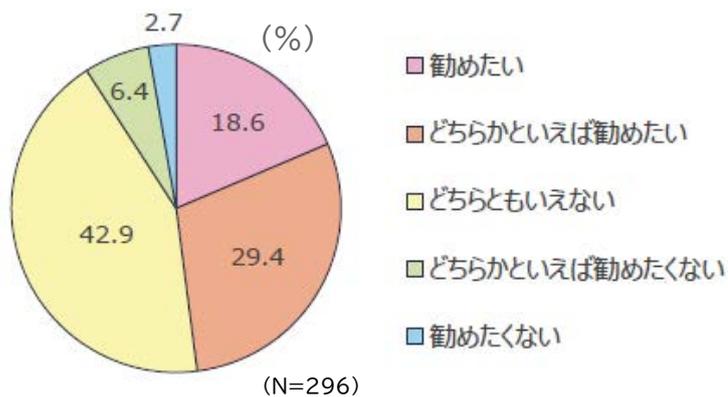
問7 住み続けたい理由を、次の中から選んでください。



問11 下記の点について活力があると感じますか。



問14 あなたは、自分の親しい人に、厚真町に住むことや訪れることを進めたいと思いますか。



用語説明

あ行

用語	説明
アーカイブ	図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料など、公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み。
あつまるねっと	学校や地域の教育活動に協力するボランティア、職場体験や職場見学などを行っている企業、その他団体、サークル、個人が参画する、地域学校協働本部の愛称。
インターンシップ	特定の職の経験を積むために、それが可能な企業等の組織で一定期間就労すること。

か行

用語	説明
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険の要支援ランクの要介護認定者に実施してきた介護予防を目的とした介護サービスと、介護保険要介護認定者以外の介護予防事業を、介護保険制度の中で総合的に提供する事業。
カーボンニュートラル	地球上の炭素の総量に変動をきたさない、CO ₂ の排出と吸収がプラスマイナスゼロの状態。
関係人口	「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。人口減少・高齢化の地方圏において、地域づくりの担い手となることが期待されている。
企業版ふるさと納税	正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が自治体に寄付することで税負担が軽減される制度のこと。
緊急通報システム	70歳以上の一人暮らしの方などを対象に設置している、急病など緊急な場合に簡易な操作で消防署に通報できる装置。
協働	複数の主体が、共通の目標のために力を合わせて活動すること。
業務継続計画（BCP）	Business Continuity Planの略。災害など応急対策が必要な時に、応急対策を行いながら、組織の通常業務をどう継続・再開させるかを計画するもの。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。平成6年にそれを推奨する法が制定され、普及が図られている。
ゲートキーパー	自死対策において、身近な人の様子や心の変化に気づき、声掛けや見守り活動を行うとともに、専門職や相談機関につなぐなどの役割が期待される人のこと。
健康寿命	平均寿命から、病気や要介護状態など健康上問題がある期間を差し引いたもの。

参考資料

用語	説明
後期高齢者医療保険	75歳以上の高齢者を対象に、それまでの老人保健制度に代わり、平成20年から導入されている医療制度。保険料収入が見込まないことから、各医療保険者からの拠出金などを主な財源に、公的医療制度として運営を継続していけるよう、都道府県単位に広域連合が設置され、運営主体となっている。
国立社会保障・人口問題研究所	将来人口の推計などを専門的に行っている厚生労働省の部局の1つ。
コミュニティ・スクール	学校の運営や改革について、地域住民に積極的にかかわってもらって一部を任せる形態の学校のこと。平成16年に地方教育行政に「学校運営協議会」の任意設置が制度化され、学校運営に関して、教育委員会や校長に意見を述べたり、校長の作成した方針等を承認するといった権限を与えられるようになった。

さ行

用語	説明
再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源。
サテライトオフィス	企業等が本社から離れた所に設置するオフィス。企業等は、自身の事業に益する目的で行うが、立地自治体にとっては、地域を振興する効果がある。
サービス付き高齢者向け住宅	主に介護認定が自立あるいは要支援・要介護高齢者を受け入れる、バリアフリーの住宅。日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認やさまざまな生活支援サービスを受けることができる。
サポートカー補助金	交通事故を防止するため、70歳以上の高齢運転者を対象に「衝突被害軽減ブレーキ」「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を搭載する車両を購入した場合や「後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を整備した場合等の費用の一部を補助する制度。
市街化区域・市街化調整区域	都市計画法上の区域区分で、市街化区域は、宅地整備など市街化を進めていく区域で、市街化調整区域は、農地の保全などのため、市街化を抑制していく区域。
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)を期限とする国際目標。「誰一人として取り残さない」世界の実現を理念に持続可能な社会を実現するため、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されている。
実質公債費比率	自治体の財政規模に対する負債返済の割合のこと。18%以上だと、新たな起債をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと起債が制限される。

用語	説明
集落支援員	その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う制度。集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するなどの役割が期待されている。
情報通信技術（ICT）	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス（SARS-CoV2）による感染症（COVID-19）。令和3年3月現在、ヒトーヒト感染によって流行が世界的に広がっている。
スクラップ・アンド・ビルド	一つの新しいことを始めるとき、負担を減らすために、すでにあることを一つ削減すること。
スクールカウンセラー	学校現場で、臨床心理の知見に基づき、児童生徒に向き合い教員と共にサポートする専門スタッフ。
成年後見制度	民法の規定に従い、判断能力が不十分な方の行為能力を制限し、後見人が法律行為を行うことにして、その方を保護するとともに取引の円滑化を図る制度。
全国学力・学習状況調査	平成19年より日本全国の小6、中3生全員を対象に行われているテストで、一般に「全国学力テスト」と呼ばれるが、学力・学習状況の調査的性格のあるテストである。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	平成20年より日本全国の小5、中2生全員を対象に行われているスポーツテスト。一般には、「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれている。
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会として提唱された、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。
ソーシャル・コミュニティビジネス	利潤を追求するだけでなく、社会問題（ソーシャルビジネス）や、地域課題（コミュニティビジネス）の解決を目的とするビジネス。

た行

用語	説明
大規模償却資産	市町村が民間の土地、建物などに固定資産税を賦課する際、大規模な工場などが立地すれば、自治体の財政規模に対する影響が大きい。このため、一定規模の大規模な償却資産は、その変動の緩和や、税制格差の解消を図るために、地方税法上の特例が設けられている。
地域おこし協力隊	地方自治体が、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を自治体や協力事業所の職員として受け入れる制度。平成21年度から制度化され、総務省が地方自治体に対して財政支援をしている。

参考資料

用語	説明
地域おこし企業人交流プログラム	三大都市圏に所在する企業等の社員が、過疎など一定の条件にあう市町村に1～3年間派遣され、自治体や協力事業所の職員として就労する制度。平成24年から制度化され、平成26年にこの制度名となっている。総務省が市町村に対して財政支援をしている。
地域ケア会議	公的サービスやボランティアによる支援が必要な人に対し、支援の担い手やコーディネーターが、その人の生活状況をふまえ、適切な支援のあり方を検討する会議。
地域通貨	地域における消費の促進と相互扶助を主な目的として、その地域内に限って流通し、決済手段などに利用される通貨。
地域BWA	地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA：Broadband Wireless Access）。2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド（条件不利地域）の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム。
地域包括ケアシステム	厚生労働省が普及をめざす高齢者支援の概念で、介護サービスだけでなく、様々な支援を重層的に組み合わせ、高齢者が、自立、要介護、要医療などのどんな状況であっても、地域で安心して暮らせる支援体制づくりをめざしている。
畜産クラスター	畜産農家をはじめ、飼料メーカー、機械メーカー、ヘルパー組合、行政、JAなど、地域の関係事業者がクラスター（ブドウの房）として連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産の実現をめざすもの。
定住自立圏	平成20年から制度化された新しい広域行政のしくみで、中心市が中心市宣言を行い、その中心市と周辺市町村が連携協定を結ぶことで、広域連携事業を進めていく。
デジタル・アーカイブ	公文書などの公的資料に限らず、出版物や芸術作品といった文化財なども含む知的財産をデジタル化したうえで保存し、さらにそのデータを公開することで、多くの人インターネット上で共有・利用できる仕組み。
デマンドバス	利用者の要求（デマンド）に対応して運行する形態のバス
デュアルスクール	地方と都市の両方のよさを教育活動に取り入れることができるよう、地方と都市の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開することができる「新しい学校のかたち」のこと。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定健康診査・特定保健指導	内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）対策に重点を置いた健康診査と保健指導。平成20年から医療保険者が実施していくことが義務化され、市町村では国民健康保険の保険者として、被保険者を対象に実施している。

な行

用語	説明
二次医療圏	二次医療は、身近な場所での一次医療、重篤な患者への三次医療の中間に位置する医療。厚真町は、苫小牧市を中心とする二次医療圏に所属している。
二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイル。
認定こども園	幼稚園は3～5歳児を対象とした幼児教育の場、保育所は共働き家庭等の0～5歳児を対象とした保育の場という制度の二元化による課題を解決するために平成18年にできた制度。幼稚園と保育所の両方を制度上兼ねる。

は行

用語	説明
バイオマス	エネルギー源として利用できる生物体、また、それらの生物体をそのように利用すること。
8050問題	80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題。高齢化した親がひきこもりの中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じ一家が孤立・困窮する例が増加している。
パブリックコメント	公的な機関が規則や計画の制定等をする際に、制定前に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続を行うこと。
光ファイバー	石英ガラスなどを用いた通信ケーブルで、大容量の電子データの高速通信を行うことができる。
PDCAサイクル	Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返し、計画を運用していく方式。
PPP（官民連携）	「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本やノウハウを活用により効率化やサービスの向上が期待される。
5G	5th Generation（第5世代移動通信システム）の略で、次世代の通信規格のこと。「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」という3つの異なる要求条件に対応することが可能な優れた柔軟性を持つネットワークである。
福祉的就労	企業などで労働契約を結んで働く一般就労が難しい人が、生きがいづくりや心身の機能向上などを主な目的として就労すること。
フットパス	イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための小径（こみち）」のこと。

ま行

用語	説明
ママ・サポート119	妊婦事前登録者情報届出により、出産までの間の緊急時の救急搬送体制を確立する仕組み。緊急性があると判断したときは、出産予定医療機関へ救急搬送する。

参考資料

や行

用語	説明
U・Iターン	Uターンは、出身地に戻って定住すること。Iターンは、出身地以外のところに移住し、定住すること。

ら行

用語	説明
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
老老介護	65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のことで、「高齢の妻が高齢の夫を介護する」「65歳以上の子供がさらに高齢の親を介護する」などのケースがある。
ローカルキャリア	都市において1つの組織のなかでキャリアを形成する生き方ではなく、多様な働き方で地域と関わりながら働き生きること。
ローカル5G	通信事業者以外の様々な主体（地域の企業や自治体等）が、自ら5Gシステムを構築するもの。
ローカルベンチャー	様々な地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業したベンチャー企業。
ローリング方式	複数年にわたる計画などに対し、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐやり方。

わ行

用語	説明
ワーケーション	「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働く過ごし方。

第4次厚真町総合計画 改訂版

令和3年6月発行

編集・発行 北海道厚真町

連絡先 厚真町まちづくり推進課

〒059-1692 厚真町京町120番地

TEL 0145-27-3179

